

阿見町議会会議録

平成28年第1回定例会

(平成28年2月23日～3月11日)

阿見町議会

平成28年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(2月23日)	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	10
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・諸般の報告	11
・常任委員会所管事務調査報告	12
・議案第1号から議案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 討論)	15
・議案第3号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・議案第4号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	17
・議案第5号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	18
・議案第6号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	19
・議案第7号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	20
・議案第8号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	21
・議案第9号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	22
・議案第10号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	22
・議案第11号から議案第25号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	23
・議案第26号から議案第33号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・議案第34号から議案第41号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	46
・阿見町予算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	68
・議案第42号から議案第43号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	68
・議案第44号から議案第53号(上程, 説明, 採決)	69
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること(上程, 説明, 採決)	71
・請願第1号(上程, 委員会付託)	71
○散 会	72

◎第2号（2月24日）	73
○出席，欠席議員	73
○出席説明員及び会議書記	73
○議事日程第2号	75
○一般質問通告事項一覧	76
○開 議	77
・一般質問	77
川畑 秀慈	77
海野 隆	83
永井 義一	101
浅野 栄子	116
○散 会	131
◎第3号（2月25日）	133
○出席，欠席議員	133
○出席説明員及び会議書記	133
○議事日程第3号	135
○一般質問通告事項一覧	136
○開 議	137
・一般質問	137
平岡 博	137
紙井 和美	144
藤井 孝幸	157
飯野 良治	184
・休会の件	198
○散 会	199
◎第4号（3月11）	201
○出席，欠席議員	201
○出席説明員及び会議書記	201
○議事日程第4号	203
○開 議	206

・議案第3号（委員長報告，討論，採決）	206
・議案第4号（委員長報告，討論，採決）	207
・議案第5号（委員長報告，討論，採決）	208
・議案第6号（委員長報告，討論，採決）	210
・議案第7号（委員長報告，討論，採決）	211
・議案第8号（委員長報告，討論，採決）	212
・議案第9号（委員長報告，討論，採決）	212
・議案第10号（委員長報告，討論，採決）	213
・議案第11号から議案第25号（委員長報告，討論，採決）	215
・議案第26号から議案第33号（委員長報告，討論，採決）	220
・議案第34号から議案第41号（委員長報告，討論，採決）	226
・議案第42号から議案第43号（委員長報告，討論，採決）	231
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	232
・議員提出議案第1号（上程，説明，討論，採決）	233
・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙	234
・議会活性化	235
・入札及び契約に関する調査	236
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	238
○閉会	238

第 1 回 定例会

阿見町告示第14号

平成28年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月8日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成28年2月23日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成28年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	2月23日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	2月24日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	2月25日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	2月26日	(金)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第5日	2月27日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	2月28日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	2月29日	(月)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）
第8日	3月1日	(火)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（産業建設所管分）
第9日	3月2日	(水)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第10日	3月3日	(木)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	3月4日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	3月5日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	3月6日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	3月7日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	3月8日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	3月9日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	3月10日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	3月11日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[2 月 23 日]

平成28年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成28年2月23日（第1日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
税務課長	菊池彰君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
児童館長	村田敦志君
国保年金課長	岡田稔君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市施設管理課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	朝日良一君
農業委員会事務局長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成28年2月23日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町介護保険条例等の一部を改正する条例の一部改正について）
- 日程第6 議案第3号 阿見町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 阿見町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 阿見町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 阿見町町民活動センター条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

	議案第15号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町行政組織条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第22号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第23号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第24号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第25号	阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第15	議案第26号	平成27年度阿見町一般会計補正予算(第5号)
	議案第27号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第28号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第29号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第30号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第31号	平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第32号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
	議案第33号	平成27年度阿見町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第16	議案第34号	平成28年度阿見町一般会計予算
	議案第35号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第36号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

	議案第 3 7 号	平成 2 8 年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第 3 8 号	平成 2 8 年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第 3 9 号	平成 2 8 年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第 4 0 号	平成 2 8 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 4 1 号	平成 2 8 年度阿見町水道事業会計予算
日程第17	議案第 4 2 号	町道路線の廃止について
	議案第 4 3 号	町道路線の認定について
日程第18	議案第 4 4 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 4 5 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 4 6 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 4 7 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 4 8 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 4 9 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 5 0 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 5 1 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 5 2 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 5 3 号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第20	請願第 1 号	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 浅野栄子君

13番 藤井孝幸君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月16日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成28年第1回定例会につきまして、去る2月16日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月11日までの18日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、2月24日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、2月25日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、2月26日は午前10時から予算特別委員会総務所管分。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、2月29日は委員会で、午前10時から予算特別委員会民生教育所管分。

8日目、3月1日は委員会で、午前10時から予算特別委員会産業建設所管分。

9日目、3月2日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

10日目、3月3日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

11日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目、3月11日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月11日までの18日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月11日までの18日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出されました案件は、町長提出議案第1号から議案第53号のほか、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願、以上54件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、軽度外傷性脳損傷、脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情の1件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成27年11月分から平成28年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のと

おりです。

次に、平成27年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、2月22日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、先日行いました総務常任委員会事務調査について御報告申し上げます。

私たちは、地震や災害に対する防災への取り組みと自主防災組織について、阿見町においても、より実効性のある組織づくりの再検討が必要ではないかという目的のもと、災害の実体験を踏んだ防災・減災対策にすぐれた先進地であります兵庫県神戸市にある「人と防災未来センター」及び愛知県日進市を、去る1月28日から1月29日の2日間にかけて、議員4名、総務部長、議会事務局長の6名で視察研修をまいりました。

まず、1日目に訪れました「人と防災未来センター」は、阪神淡路大震災の経験・記憶を内外に発信して、防災・減災につないでいこうということで、平成14年、今から13年前の4月にオープンしたとのこととあります。

震災の後、国のほうでは、阪神淡路の復興委員会が設けられ、その中で阪神淡路の復興のプロジェクトが議論され、そのうちの柱の1つの大震災記念プロジェクトが出発点であるとのこととです。

施設の利用状況は、年間トータルで50万人ぐらいの方が訪れる状況ということとです。小学生の校外学習とか修学旅行とかの量が多くなってきているとのこととです。小中学生においては無料で、特に防災教育の観点については、次代を担う方々ということで力を入れているとのこととです。

運営上の特色といたしましては、ボランティアの方が中心になって企画運営しているとのこととです。ちなみにボランティアの方は140名ぐらい登録されており、毎日20人ぐらいの方に協

力をいただいて、語り部・案内・展示物の説明と3つの役割を分担して行っているとのことでした。

震災後20年を経過した現在、神戸市内だけとっては、震災を直接体験されていない方が4割を超えている状況となっております。これまでに増して語り継ぎをしていき、防災学習機能を高めたいと考えているとのことでありました。

2日目に視察研修をさせていただきました日進市では、36の自主防災組織があり、自分たちのまちは自分たちで守るという地域住民の自衛意識及び連帯感に基づいて、地域が独自に取り組んで防災マップ等をつくり全戸に配布したり、地域住民の皆さんの積極的な参加姿勢のすばらしさを感じました。

また、その活動は、今までに防災功労者内閣総理大臣賞や同防災担当大臣賞を複数の組織が受賞するなど、自主防災の活動の取り組み方に積極的な姿勢が高い評価を受けているとのこと。大変参考になった、るるお話がございました。

最後に視察研修を受け入れてくださいました「人と防災未来センター」のセンター長様、それから担当課長様、そして日進市議会事務局長様を初め、担当関係者の皆様に、この場をおかりしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、続きまして命により、先日に行いました産業建設常任委員会事務調査について御報告を申し上げます。

去る平成28年1月21日、中小企業振興対策を学ぶために、委員5名、執行部から生活産業部長、議会事務局職員1名で、中小企業振興施策の先進地である神奈川県海老名市を視察し研修を行いました。

神奈川県海老名市は、人口約13万人、総面積26.59平方キロメートル、第1次産業が1.3%、第2次産業が25%、第3次産業は70%という産業構造となっております。東京から50キロメートル、横浜から20キロメートルの圏内にあり、相模国分寺跡地を有する歴史のまちでもあります。横浜・東京のベッドタウンとして注目を集めていますが、市内には多くの田園地帯を抱えており、伝統的な農業緑地と都市住宅が共存をしているという状況にあります。また、市街地の再開発にも積極的に取り組んでいる自治体です。佐賀県武雄市に次いで全国2番目、関東では初めての、カルチュア・コンビニエンス・クラブが共同で運営する図書館が平成27年10月1日オープンしたことで有名です。

日本の高速道路のサービスエリアでは有数の規模を持つ東名高速道路海老名サービスエリア

があることでも知られ、圏央道につながる海老名ジャンクションがあり、全線開通すると阿見町とは1本道で結ばれることとなります。雪印メグミルクつながりの縁もあり、連携をとりたい自治体でございます。

まず、雪印メグミルクの海老名工場を視察いたしました。海老名工場は昭和42年に厚木工場の名称でスタートし、その後、平成15年に海老名工場と名称を変更いたしました。平成24年に設備を一新して、国内生産の4分の1を占める首都圏の基幹工場として位置づけられており、飲用を目的として販売される市乳工場として国内最大級の規模を誇っております。工場は圏央道海老名インターチェンジの目前にあり、牛乳や果汁飲料、ドリンクタイプのヨーグルトなど、紙パックやプラボトル入り製品がつくられています。従業員は正社員・契約社員・派遣社員合わせて384名、関連企業を合わせると600名ということでした。見学者は年間約1万人が訪れているということでしたが、直売所はありませんでした。この工場のチーズ生産部門が生産工場の集約によって阿見東部工業団地に立地した阿見工場に移管をしております。

次に、海老名市役所にて、中小企業振興事業について、森下議長の御挨拶をいただき、担当者から説明を受け、質疑を行いました。

海老名市では、市内で操業している中小企業が持続的に発展することを目的に、1、ISO等認証取得事業、2、人材育成事業、3、依頼試験等実施事業、4、展示会等出展事業、5、産業財産権取得事業、6、環境施設設置事業、7、生産性向上等の設備導入事業の7つの中小企業支援事業を実施しております。

それぞれの補助金は、上限はあるものの、費用の2分の1程度までの手厚い補助金額となっております。

その他、立地環境施設奨励金制度があり、企業立地促進条例による奨励金交付があり、1、投下資本額の10%を交付する企業立地奨励金、2、市内在住者を新規雇用した場合、中小企業では雇用時期に応じて1人目から10万円から50万円を交付する雇用奨励金、3、雨水活用施設や太陽光・風力・屋上緑化・壁面緑化等の環境施設を設置した場合の環境施設奨励金、4、固定資産税、都市計画税率の2分の1の軽減、市内で3年以上操業してる場合は全額3年間免除する固定資産税等の軽減、5、本社等を立地した場合、法人市民税法人税割を2分の1に軽減する法人市民税法人税割の軽減等があります。

海老名市の担当者は、これまでの事業の検証結果として、1、数百名の雇用機会が確保された、2、固定資産税の純増があり、平成28年度以降毎年3億円の税収が見込まれているということでした。また、新規事業や需要の少ない事業については見直しをするなど、企業のニーズについてはさまざまな機会を通じて把握をするための努力をしているということでした。

その他、海老名市における産業教育、ものづくり体験隊において説明を受けました。

これは、主に小学生を対象に、市内企業での見学や試食・作業体験等を通じて、産業の活力を身近に感じてもらい、ものづくりに対する理解を深める目的で行うもので、企業には無償で協力をお願いしているということでした。

今回の研修視察では、海老名市の中小企業振興対策が企業側のニーズを把握しながら必要な補助金を掘り起こしていることなど、大変に参考となる研修となりました。

最後になりましたが、研修を受け入れてくださった雪印メグミルク海老名工場の並木工場長及び御説明をいただいた本田副工場長、海老名市の中込商工課長等の関係者には大変にお世話になりました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げて、産業建設常任委員会視察研修の報告といたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町介護保険条例等の一部を改正する条例の一部改正について）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町介護保険条例等の一部を改正する条例の一部改正について）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただき、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案多いので、まず、議案第1号及び第2号の、専決処分の承認を求めることについて、関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、総務省自治税務局より、個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを受け、阿見町税条例及び阿見町国民健康保険税条例の一部を改正し、早急に施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規

定に基づき報告するものであります。

議案第1号の、阿見町税条例等の一部改正する条例の一部改正の主な内容としましては、町民税等の減免申請において、個人番号の記載が不要となったため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号の、阿見町介護保険条例等の一部を改正する条例の一部改正の主な内容としましては、町国民健康保険税の減免申請において、個人番号の記載が不要となったため、所要の改正を行うものであります。

いずれの条例も、平成27年第4回定例会において議決された当該条例の一部改正条例を施行日前に改正する必要があることから、専決処分としたものです。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第2号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第2号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第3号 阿見町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第3号、阿見町職員の降給に関する条例の制定

についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第3号の、阿見町職員の降給に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、国において人事評価制度が導入された際、職員の降給についての人事院規則が制定されたことを踏まえ、地方公務員法の改正により人事評価制度が地方公務員にも義務化されたことに伴い、当町における降給に関する条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第4号 阿見町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第4号、阿見町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第4号の、阿見町職員の退職管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、退職管理の適正の確保のため、元職員の働きかけ禁止などの措置が法律上に規定されたことから、団体の長の直近下位の内部組織の長である部長相当職等が法律の規制の対象となりますが、その範囲を課長相当職に広げるため、条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第5号 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第5号、阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第5号の、阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、人事評価制度の導入が地方公務員にも義務化され、退職管理が導入されたことから、人事評価、退職管理等の人事行政の運営等の状況の公表について条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第6号 阿見町行政不服審査会条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第6号、阿見町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第6号の、阿見町行政不服審査会条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、町に阿見町行政不服審査会を設置するとともに、当該審査会に関して必要な事項を定める条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第7号の、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、町に關係する阿見町固定資産評価審査委員会条例、阿見町手数料徴収条例、阿見町情報公開条例、阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例及び阿見町個人情報保護条例について、同法の定めに応じたものとなるよう一部改正を行う条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条

第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第8号 阿見町町民活動センター条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議案第8号、阿見町町民活動センター条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第8号の、阿見町町民活動センター条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、町民が行う社会貢献活動を支援する拠点となる、阿見町町民活動センターの設置及び管理に関して必要な事項を定める条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第9号 阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議案第9号、阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第9号の、阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年4月の改正消費者安全法の施行に伴い、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準を参酌して、条例を整備することとされました。

これを受けて、改正消費者安全法の規定等に基づき、条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第10号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第13、議案第10号、学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第10号の、学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校が創設されたことから、町関係条例について、所要の改正をする整理条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第11号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第14号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 議案第15号 阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町行政組織条例の一部改正について
- 議案第21号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第22号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第23号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第14、議案第11号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第14号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町行政組織条例の一部改正について、議案第21号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第22号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第23号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第24号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第25号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、以上15件を一括議題といたし

ます。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案11号から議案第25号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第11号の，阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は，本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取り扱いが，去る平成27年12月4日に政府で閣議決定され，第190回通常国会で可決成立したことに伴い，当町におきましても国に準じ，給与条例の改正について提案をするものであります。

この条例改正の主な内容は，給料月額の変定，勤勉手当の支給月数の改定，基準職務表の追加であります。

まず，一般職の職員の給料月額の変定であります，初任給は民間との格差があることを踏まえた引き上げとし，若年層についても同程度引き上げ，その他の層では，給与制度の総合的見直しにより高齢者の官民への給与差が縮小することを踏まえ，国ベースで平均改定率0.4%の引き上げとなります。

次に，勤勉手当の支給月数の改定であります，民間の支給状況を踏まえ，12月の勤勉手当を0.1月分引き上げるものであります。

また，地方公務員法の改正に伴い，基準職務表を条例で規定することが義務化されたことから，今回追加するものであります。

議案第12号，阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第13号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

これらは，一般職の職員の条例改正に準じ，町長及び教育長等の期末手当を0.05月分引き上げ，任期付職員の給料及び期末手当についても引き上げの改正を行うものであります。

議案第14号の，阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は，人事院勧告に基づき，国がフレックスタイム制の拡充を行ったことを踏まえ，当町においても育児又は介護を行う職員などにフレックスタイム制を導入することができるよう，所要の改正を行うものであります。

議案第15号の，阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は，地方公務員法の改正に伴い，引用条項に変更が生じたことから，所要の改正を行うものであります。

議案第16号の、阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公務員の年金が地方公務員共済組合法から厚生年金保険法の適用に変更になったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号の、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町における組織機構の改編を受け、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供範囲に関し、子ども・子育て支援法に基づく子供のための教育・保育給付の支給に関する事務については、その全てを町長部局において実施することとなったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号の、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町道の駅整備推進会議につきましては、道の駅に係る基本構想の策定に関すること等を行う機関でありましたが、所掌事項終了により廃止し、新たに、道の駅の運営体制に関すること等について協議する阿見町道の駅運営検討委員会を設置するものであります。

阿見町公共施設等総合管理計画検討委員会につきましては、公共施設等総合管理計画に関する検討等を行うために設置するものであります。

阿見町行政不服審査会につきましては、議案第6号で設置する当該審査会を町附属機関とするために規定するものであります。

阿見町情報公開・個人情報保護審査会につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、新たな制度に対応した内容とするために所要の改正をするものであります。

阿見町観光プロデュース会議につきましては、観光資源に係る町の現状を把握するための現地調査に関すること等を審議・検討する機関でありましたが、事業終了に伴い廃止し、新たに、阿見町観光振興基本計画の策定に関すること等について協議する阿見町観光振興基本計画策定委員会を設置するものであります。

阿見町立小学校に係る統合準備委員会につきましては、町立小学校統合後の学校運営及び学校行事等に関すること等について協議するために設置するものであります。

阿見町本郷地区新小学校開校準備委員会につきましては、本郷地区に新設する小学校の名称、校歌及び校章等に関すること等について検討するために設置するものであります。

議案第19号の、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

農業委員会の委員につきましては、農業委員会の制度改革に伴い、役割に応じた報酬及び費用弁償の額に変更するものであります。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、農地利用の集積・集約化等、現場活動を行

う阿見町農地利用最適化推進委員の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

道の駅整備推進会議委員及び道の駅運営検討委員会委員につきましては、議案第18号による附属機関の廃止及び設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

公共施設等総合管理計画検討委員会委員及び行政不服審査会委員につきましては、議案第18号による附属機関の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

審理員につきましては、行政不服審査法に基づく審理員の設置に伴い、弁護士等を非常勤特別職として任用するため、その報酬等を追加するものであります。

観光振興基本計画策定委員会委員につきましては、議案第18号による附属機関の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

観光コーディネーターにつきましては、阿見町観光コーディネーターの設置に伴い、その報酬等を追加するものであります。

男女共同参画推進指導員につきましては、阿見町男女共同参画推進指導員の設置に伴い、その報酬等を追加するものであります。

町立小学校に係る統合準備委員会委員及び本郷地区新小学校開校準備委員会委員につきましては、議案第18号による附属機関の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

議案第20号の、行政組織条例の一部改正について申し上げます。

本案は、社会情勢の変化や地方分権の進展に伴い、新たな行政課題や町民ニーズに対応し、住民サービスのさらなる向上を目指すため、組織機構の見直しを行い、より効率的な組織に再編するものであります。

具体的には、国体、道の駅、新小学校などの大型事業、子育て支援や高齢福祉などの定住促進に関する施策の推進体制を強化するものであります。

議案第21号の、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成27年度税制改正に伴う地方税法等の一部が改正、施行されたことにより、所要の改正を行うものであります。

その主な内容としましては、税の減免申請期限に係る条文について規定が見直され、市町村が実情に応じて申請期間を定めることとされたため、町国民健康保険税の減免申請期限につきましては、町税と同じ納期限までと改正するものであります。

議案第22号の、阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第21号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正と同様に、介護保険第1号被保険者の介護保険料の減免申請期限につきまして、町税と同じ納期限までと改正するものであります。

議案第23号の、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関

する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴う厚生労働省令の一部改正により、指定認知症対応型通所介護の運営基準に運営推進会議の設置が義務づけられたことに伴い、その基準の追加及び文言の整理を行うものであります。

議案第24号の、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴う厚生労働省令の一部改正により、指定介護予防認知症対応型通所介護等の運営基準に運営推進会議の設置が義務づけられたことに伴い、その基準の追加及び文言の整理を行うものであります。

次に、議案第25号の、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見小学校区放課後児童クラブの新設移転及び本郷小学校区放課後児童クラブの利用者数増加による増設のため、その設置位置を改めるとともに、共働き世帯の保護者が安心して子供を預けられるよう、休会日及び開設時間を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案15件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 議案第20号、阿見町の行政組織条例の一部改正についてなんですけども、この中の、前回全協で、こういった色つきの表をいただいたんですけども、保健福祉部の中でですね、児童福祉課、これはこのまんま児童福祉課として、子ども家庭課というふうに、横にそのままスライドするような形になるんですか。

それと、その中で、今度、認定こども園を移管と書いてありますけども、これはどういう形になるのか、ちょっと児童福祉課がどういう形になるのか、ちょっと説明してください。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。児童福祉課につきましては、名称を子ども家庭課というふうに名称を改めるということで、業務内容は一緒でございます。

そして、教育委員会で所管しておりました認定こども園の事務につきましては、それを子ども家庭課に移管するというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号から議案第25号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第26号	平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第27号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第28号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第29号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第30号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第31号	平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第32号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第33号	平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第15、議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第27号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第28号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第30号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第31号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第32号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第33号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第26号から議案第33号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第26号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から2億1,571万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ158億4,954万8,000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正をします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第1款町税では、調定見込みにより、法人町民税法人税割を減額する一方、固定資産税償却資産を増額。

第8款自動車取得税交付金では、年度末までの交付見込みにより、当該交付金を増額。

第11款地方交付税では、政府補正予算による追加交付に伴い、普通交付税を増額。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、額の確定に伴い、障害者自立支援給付費負担金を減額し、国民健康保険事業費負担金を増額。総務費国庫補助金で、政府補正予算による地方創生加速化交付金を新規計上するとともに、個人番号カード交付事業費補助金等を増額するほか、民生費国庫補助金で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を新規計上。額の確定に伴い、土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金を、教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金をそれぞれ減額。政府補正予算による財政措置に伴い、農林水産業費国庫補助金で、担い手確保・経営強化支援事業補助金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、額の確定に伴い、国民健康保険保険基盤安定負担金を増額。

第19款繰入金では、基金繰入金で、財源調整により財政調整基金繰入金を減額。

第20款繰越金では、前年度繰越金を増額。

第22款町債では、事業費の確定に伴い、防災行政無線整備事業債、庁舎耐震化事業債及び放課後児童クラブ整備事業債をそれぞれ減額し、社会資本整備総合交付金事業債を増額するものであります。

次に、4ページからの歳出であります。全般的に事業費の確定による減額を行っているほか、人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴う職員給与関係経費等の補正及び政府補正予算による財政措置に伴う事業費を追加計上しております。

第2款総務費では、企画費で、事業スケジュールの見直しに伴い、道の駅整備に係る測量委託料等を減額。戸籍住民基本台帳費で、政府補正予算による財政措置に伴い、地方公共団体情報システム機構に対する通知カード・個人番号カード関連事務費負担金を増額。農業委員会一般選挙費で、農業委員会法の改正に伴い、農業委員の選出方法が選挙制から市町村長の任命制となったことにより、当該選挙費を皆減。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、額の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金及び

保険基盤安定繰出金を増額するほか、政府補正予算による財政措置に伴い、低所得の高齢者等に対し3万円を支給するための年金生活者等支援臨時福祉給付金を新規計上するとともに、地方創生加速化交付金を活用し、地域再生計画策定に係る経費を前倒し計上。保育所費で、公定価格の改定等に伴い、民間保育所運営委託料を増額。

第4款衛生費では、保健衛生総務費で、制度利用者の増加に伴い、不妊治療費補助金を増額。塵芥処理費で、額の確定に伴い、霞・さくら両クリーンセンターの運営費及び維持管理費を減額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、政府補正予算による財政措置に伴い、農業者の経営発展に必要な農業用機械等の導入支援のための担い手確保・経営強化支援事業費補助金を新規計上するとともに、地方創生加速化交付金を活用し、地域農業活性化事業に係る経費を新規計上。農地費で、農業集落排水事業特別会計における前年度繰越金の計上等により、特別会計繰出金を減額。

第6款商工費では、観光費で、政府補正予算による地方創生加速化交付金を活用し、茨城県及び周辺市町村と連携した水郷筑波サイクリング環境整備事業の一環として、町内の霞ヶ浦湖岸サイクリングロード沿いに設置する案内板等に係る経費を前倒し計上。

第7款土木費では、道路新設改良費で、周辺開発との事業調整のため、特定地区道路整備に係る経費を減額。都市計画総務費で、政府補正予算による地方創生加速化交付金を活用し、稲敷市、美浦村、千葉県神崎町と連携し、成田空港と連携市町村を結ぶ高速バスの社会実験に係る経費を新規計上。公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における前年度繰越金の計上等により、特別会計繰出金を減額。

第8款消防費では、常備消防費で、額の確定に伴い、稲敷広域市町村圏事務組合消防費分賦金を減額。

第9款教育費では、額の確定に伴い、学校管理費で、阿見中学校技術室等改築工事費を、公民館費で、中央公民館耐震補強工事費をそれぞれ減額。

第11款公債費では、額の確定に伴い、元金及び利子の償還費を減額するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費につきましては、文書管理法制事務費ほか17件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、7ページの第3表・債務負担行為補正につきましては、役場庁舎給排水設備改修工事設計等業務について、平成28年4月から円滑に業務が進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、8ページの第4表、地方債補正につきましては、防災行政無線整備事業ほか6件について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第27号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1億1,294万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ61億4,313万7,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、額の確定に伴い、第3款国庫支出金で、介護納付金負担金及び後期高齢者支援金負担金を減額。

第4款療養給付費等交付金で、退職被保険者等療養給付費交付金を減額。

第5款前期高齢者交付金で、当該交付金を減額。

第7款共同事業交付金で、保険財政共同安定化事業交付金を減額。

第9款繰入金で、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を増額する一方、実績見込みにより、出産育児一時金繰入金を減額。

第10款繰越金で、前年度繰越金を増額。

歳出では、第2款保険給付費で、実績見込みにより、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費を増額する一方、退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費を減額。

額の確定に伴い、第3款後期高齢者支援金等では、後期高齢者支援金を減額。

第6款介護納付金では、当該納付金を減額。

第7款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

議案第28号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から7,545万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億5,358万2,000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の設定及び地方債の補正をするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、収入見込みにより、公共下水道使用料を増額するほか、額の確定に伴い、社会資本整備総合交付金を減額。財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。町債で、事業前倒しに係る公共下水道事業債を増額。

歳出では、維持管理費で、流入汚水量の増加に伴い、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を増額。下水道事業費で、県の整備計画調整により、吉原地区下水道工事業務委託料を減額するものであります。

次に、4ページの第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業で、事業調整に不測の日数を要し、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に、第3表、債務負担行為につきましては、企業会計事務委託について、平成28年4月から円滑に業務が進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

次に、5ページの、第4表、地方債補正につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第29号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から11万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ888万4,000円とするものであります。

その内容としましては、歳入では、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。

歳出では、実績見込みにより、本郷第一土地区画整理事業に係る消耗品費等を減額するものであります。

議案第30号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から599万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,528万3,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、収入見込みにより受益者分担金を増額するほか、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。雑入で、放射能対策に要した経費の一部として東京電力から支払われた損害賠償金を増額。

歳出では、額の確定に伴い、農業集落排水事業法適用化業務負担金を減額するものであります。

議案第31号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,502万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億9,386万5,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、保険料で、実績見込みにより第1号被保険者保険料を増額。額の確定に伴い、国庫支出金で介護給付費負担金を減額。支払基金交付金で、現年度分の介護給付費交付金を減額。繰入金で、給付費の減により介護給付費繰入金を減額。繰越金で、前年度繰越金を増額。

歳出では、利用者の増加に伴い、居宅介護サービス計画給付費及び高額介護サービス費をそれぞれ増額する一方、グループホームの定員減により、地域密着型介護サービス給付費を減額。基金積立金で、財源調整のため、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

議案第32号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に314万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億7,181万2,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、保険料で、実績見込みにより後期高齢者医療保険料を増額。繰入金では、額の確定に伴い、広域連合事務費負担金繰入金を減額。

歳出では、納付金で、調定見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものがあります。

次に、議案第33号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ85万7,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、給料及び手当の減額並びに賞与引当金繰入額及び法定福利費を増額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、水道水の消毒に使用する次亜塩素購入が平成28年4月から円滑に進められるよう、期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 31ページ。ごめんなさい、間違えました。あ、いいんだね、31ページだな。

○議長（柴原成一君） 議案第何号ですか。

○5番（海野隆君） あ、そうだったね。議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のですね、31ページ、民生費の中にですね、31ページの上から7段目ね、1128、生涯活躍のまちづくり事業ということで、4,100万円の補正予算の計上がございます。ここに来てね、4,100万円の大きい金額ですけれども、これは地域再生計画を策定しようということで、その業務を委託するということのようにすけれども、この業務委託はですね、どういう形で業務委託するのかを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 現時点では、今まず、地域再生計画のほう、業者のほうを、

これは三菱総研のほうに委託しておりますけども、基本的な今までの状況を踏まえまして、同じところに随契、一者特命で進める考えではあります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ非常に、通常のね、こういった類いの計画策定業務というのかな、阿見町の、例えば第6次総合計画を業務委託するとか、そういう金額と比較してもね、相当大きい金額だなという感じが、まずいたします。

それと、今、お聞きしますとね、言ってみると、競争入札には付さないで、指名じゃなくて、何だこれ、一者随意だな、一者随意でやるという形になっているようです。先日ね、三菱総研の担当者のほうからですね、全協で御説明がありました。そのときに私がですね、このウェブ上のアンケートについて、これについて根拠を示してほしいということで、その場でね、お願いをして、了承をしたというふうに私は思っておりましたけれども、ここに至るまでですね、私のところにですね、地域再生計画——あれは概要版か何かだったのですかね、説明の中に書いてあったですね、ウェブ上のアンケート調査の根拠についてですね、回答がないんですね。回答のないままにですね、私としても、この部分が一体どういうふうに業務委託されていくのかなど、非常に関心がありました。

この部分について、まず1つは、一者随意でやるという理由。

それから、全協でですね、やりとりをした、その後の経過、あの回答が、少なくとも町にはあったのかどうか。町にあったのであれば、なぜ私のところまで、質問者の私のところまで来ないのか。このことについて、まず2点お伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。まずですね、この金額、ちょっと御質問にはなかったんですけども、金額4,100万ということで、なんですけども、その内訳としましては、計画の策定の業務で1,500万円、それから事業関係者の組織化、運営の支援ということで1,000万円、それから効果の分析業務で500万円、それとですね、お試し居住の企画運営ということで1,049万6,000円を想定しております、合計で4,049万6,000円という内訳になってございます。

それから、今現在考えている1者、引き続きということにつきましては、今までの計画の策定、基本構想の策定ですか、そういったことも踏まえまして、いろいろ調査も実施しております。こういったノウハウが十分にあるということで、改めてほかのところに委託するよりは、十分、こういうノウハウ、今までの調査の結果ですとか分析等も行っておりますので、それらを十分活用できるだろうと、ほかよりも優位に計画策定ができるだろうというところで考えてございます。

それから、御質問があった、全協であった件につきましては、その後ですね、指示はしております、まだ、基本的にお答えできる範囲で回答するよということになっておりますが、まだ、ちょっと結果については、ちょっと聞いておりませんので、早急に回答のほうは差し上げたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この三菱総研と町とのかかわりですが、これはね、非常に深いものがあります。これは、町長が私的な研究会ということで、かすみがうら市長、それから隣接の元公務員、それから地元のですね、建設業者等が組織したね、私的な研究会があったと思います。当然、町は、三菱総研が事務局となっているですね、プラチナ社会研究会だったかな、そちらのほうにも入っていてですね、どうもその、今回の地域再生計画——そもそも地域再生計画というのはですね、こういういわゆる生涯活躍のまちづくりだけではありませんね。地域再生計画というのは、非常にメニューの幅広いものです。その中から、あえてね、日本版CCRCだったか、とか、そこに特化してですね、阿見町あるいは町長はですね、特化してそこに進んできたという経過があります。私は、これについてはですね、最初から、もう反対でした。ただね、まさか、その私的な研究会の中で、かすみがうら市長が入ったり、それから隣接の元公務員の方が入ったり、町内の業者が入ってね、そういう会合があるということは、全く知らなかったです。あるきっかけでですね、そういう会合があって、研究、報告かな、そういうものも出ていると、こういう話を聞いてびっくりしたという記憶があります。そういったね、言ってみれば、ここにつながるようなね、ことをですね、議会にも全くオープンにしないで進めていくというのは、私は非常に問題だなと思っております。

その結果、最終的にやっぱりね、三菱総研に決まってしまうと、一者随意で、しかも4,000万円ですよ、これ、すごい金額ですよ。さっき私が申しあげましたけども、阿見町の第6次総合計画だってね、6,000万なんていうね、計画策定の業務委託料なんて出たことありません。

ですから、そのことについて、もう一度ね、透明性のあるね、回答をいただきたいと思ます。どうしてそういう経過になったのかという。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最初のやつは、これは民間でね、指導をやっているわけだから、町が関与したっていうほどの関与はしてないわけですよ。そうでしょう、委員会は。いや、そのとおりでなんですよ。それで、やはり、かすみがうら市がね、それをやらない。これはね、前々から、霞ヶ浦レイクラインでみんなでやろうという、そんな話をしました。今、CCRC、稲敷市もやろうとしています。この間も、ちょっとそういう話もしました。これを、なぜやってはいけないのかわからないですけど、私は十分、今回の1,000億の中でね、予算をとりにいく、

10分の10でとりにいくということは、決して悪いことじゃないかと、そう思いますけど。これはやっぱり、海野議員とは、そこがやっぱり見解が違うんじゃないかなと。最初から反対して、これはまずいんじゃないかという人と、私は、町としては、やっぱりこれはやっていくと。それはあくまでもCCRCは1つの手段であって、その後の東京とのかかわりを強く持っていき、やっぱり人口増に、または活性化につなげていきたいと、そういう考えで、私はやっております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、質問にね、答えてほしいんですよ。あなたがね、町長が、この事業にかけるね、思いというのはね、前々から聞いているんです。そうじゃなくて、透明性のあるね——結局、三菱総研に決まってくと、一者随意でね、決まってくと、そういうプロセスについて、透明性あるね、説明をいただきたいと、こういう話をしているんであってね、あなたの思いを聞いているんじゃないんですよ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり今まで三菱総研さんは、このCCRCにしてはね、一番のトップランナーですよ。よく聞いてもらえばわかります。そういう中でね、やはり三菱総研さんに、いろんな企画とかそういうことをやっていただいたということ。そうすれば、やっぱり事業の内容も全部わかっているわけだから、これをやっぱりきちんと、その後も引き続きやっていただく。先ほども、予算の中身を言ったじゃないですか。全てが三菱総研にお金が入っていくわけじゃないんですから。十分透明性があると思いますよ。そういう金額をきちんと出しているんですから。それも、やっぱりそれが、自分が問題提起すれば、幾らでも問題提起になるけど、やはり町としては、この事業は積極的にやっていきたいと、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、あのね、答えてないんですよ、申しわけないんですけど。私が言っていることが理解できないのか、それともね、答えづらくて答えないのかわかりませんが、私の中の言っていることをよく理解するのであれば、つまりね、一者随意で4,000万円というね、金額に、業務委託させる。そういうところと私的研究会のときから深い付き合いを持っていると。その経過を、もうちょっと透明性のあるもの、なぜそこに決まってくのかということについて聞きたいと。で、言って、言ったことのね、中で、1つだけ、三菱総研はトップランナーなんだと。これはね、事実だと思います。それは国も挙げてですね、この三菱総研と増田寛也さんかな、が、タッグを組んでですね、こういう方向で行きましたから。しかし、阿見町の経過からすれば、トップの考え方といえばトップの考え方だけでも、少なくとも、職員から上がったわけではない。亡くなったね、藤平議員は、熱心にCCRC、日本版のCCR

Cについて質問をされておりましたけれども、しかしまあ、かすみがうら市というところでね、前市長が高く掲げてそれを推進したと。しかし市長選挙ですとね、それは一度だめになったということで、お蔵入りしてしまったわけですね。つまり、新しい市長は、これやらないということになったわけですから。その後ね、その方をお迎えしてやっていくと。しかし、それはね、オープンになっていけばね、少なくとも私たちはね、それについて質問をすることもできたし、ということだったと思います。しかしね、議会には全く知らせない。職員の方の中で、どのぐらい知っていたか、私はよくわかりませんが、少なくともね、やっぱり、職員レベルから上がっていくとか、そういうことがなかったことだけは確かだと思います、いろいろ聞いてみるとね。そうすると、もう一度改めてね、議会も含めてね、私的な研究会をなぜ組織したのかとか、そういうことも含めたね、説明も必要だったのではないかなと思います。

いずれにしても、この4,000万からのですね、一者随意契約というのは、私は契約のあり方として疑問を呈さざるを得ないと思います。三菱総研がね、トップランナーとはいえ、それはね、今お話になったね、内訳があります。1,500万円、1,000万円、500万円、残りその他ということですね、お話しということで、4,049万6,000円かな、なってますけども、この程度のね、内容で、きちんと町からですね、業務委託のオーダーが出ればですね、それを受ける業者はたくさん出てくるのではないかと、私は思います。今からでも遅くはありませんので、この業務委託の契約の方式についてはですね、競争入札にすると、あるいはプロポーザル方式にすると、そういう形でやっていただきたいというふうに希望して、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 補正予算の51ページですね、1118です。圏央道北東エリア連携・交流軸形成事業、2,500万ですね。それを、この間、私も全協のときに、どういう内容でやるのか質問したんですけども、これから成田と結んで、首都圏をね、阿見もそこが通過して、阿见到多くの外国人のね、訪問客を呼び込むための1つの手段としては、非常に有効な手段になるというふうに、私は、これを聞いて位置づけました。ただ、その答弁がですね、これはあくまでも試験なんで、これをやってみて、その後で考えますみたいなね、これは篠崎部長が慎重な答弁をなさったわけですけども、私はこれだけの金額をかけて試験をするからにはね、具体的に構想を持ってね、何としてもそれを形にするための試験だというふうな形でね、位置づけで、このお金を使わないことには、やってみてだめだったから、じゃあ、この費用がね、全くゼロになってしまうかということじゃなくて、これがどういう形で活かされるのかということ、ちょっとね、試験のための試験だということじゃなくて、そういう構想がある中で、これはや

ってみてね、形にするんだということがあるのかどうか、再度ね、お聞きします。

というのは、それに関連するんですけど、8月に200名の上海からの中国の方が阿見に訪れることになりました。これは民民なんですけども、やっぱりそのときに、これだけの——40人乗りのバスが5台で来るわけですから、で、阿見の農村を見たいという明確な、これは目的を持って、メグミルクやアウトレットや、来るわけですね。そのときに、やっぱりこういう交通機関があれば利用したい。そういうことなんで、ちょっと具体的な、試験のための2,500万なのか、それとも、そういう構想が幾らか町にあってね、なのか、それをお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。全員協議会でも御説明しましたようにですね、高速バスの社会実験だけではなくてですね、その4市町村プラスアルファといいますか、圏央道の常磐線の東側のエリアにつきまして、そういった公共交通の確保ですとか、それから観光の活性化等ですね、含めた中での、今回のこういった事業というようなこととなります。ですので、公共交通の高速バスのほかにですね、そういった観光のことにつきましても検討していくというようなことになっておりますので、今、議員がおっしゃられたような内容についても含まれているということでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） もう明確にですね、中国の人たちが日本に来て、お金を使っていくと。そういう爆買いというのはね、もうピークが過ぎてしまって、今、日本に来る中国の富裕層の人たちは、ローカルな日本のね、農村とか、そういう日常を見たいという要求が非常に強いと言っています。今度、来る200名のね、人たちも、やっぱりその目的で阿見に來られて、地元にあるアウトレット、メグミルクね、あとトレーニングセンターとか、そういうところを見たい。最後に、やっぱり農村を体験したいという要望が非常に強いと。これはあくまでも民民の受け入れですけども、やっぱりそこにね、公共交通があるとね、いいと思うんで、ぜひとも検討していただきたいというふうに思っています。それだけです。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 6ページの保健体育費の保健体育事務費の317万6,000円の繰越明許費の主な内容を、ちょっとお知らせをお願いします。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。御存じのとおりですね、2019年に行われます「いきいき茨城ゆめ国体」のですね、ヨットの会場ちゅうことで、阿見町が今、なっているわけございまして、12月の議会にですね、年度末に基本計画を目標にやってきますよっち

形なんですけど、そのヨットのですね、国体の整備の基本計画の部分が年度末に終わらない見込みなので、翌年度に繰り越しますよっちゅうような予算措置でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしますとね、私もね、もう時間がなくなっているのに、基本計画委託料ですからね、やはりこれはもう早急につて、12月でも私、言っていましたよね。それで、何でこれ繰り越しになっちゃうんですか。だから、その辺のところ、もう一度詳しくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 何度も繰り返すようでございますが、事務的におくれを生じまして、年度末に終わらない状況なので、翌年度に予算措置をするわけでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これは前に出てきた補正予算ですよ、これ。緊急だから補正予算と出たものを、何でこれ繰越明許費になっちゃうんですか、これ。方針が定まってないっちゅう話になりますよ、こういうことやってれば。やはり、早くね、こういうものを結果を出さなくちゃいけないやつを、補正まで出して、そういう予算を上げてきたことに対して繰越明許費っちゅう話は、私はないというふうに思いますよ、これは。

で、今後の予定、スケジュールはどうなってるんですか、じゃあ。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には、今、事務手続をしまして、基本計画の業者を決めるような手続に、今、進めているところでございます。現時点では、12月に答弁したとおりなんですけど、ただ、何回も繰り返すようなんですが、3月31日までには基本計画が作成されない状況なので、ここで予算措置をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これは発注者先とかそういうことは、もう決まっているんですか、これ。やはり、もうね、もう何カ月たってますよね。そういう中で、これ見ると、本当にまだ計画そのものがね、まだ定まってないというふうに、これ見えますよ。やはり、こういうやつを今ごろになって、そして、繰り越しにするというふうな形じゃなくて、早く、そして予算が幾らぐらいになるかということを決めて、そしてやはり国体に向けて、プレ国体、またね、に向けてやるのが当然だと私は思います。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。12月にも、一般質問でですね、答弁したように、久保谷議員さんも、成功させるということは同じだと思うので、当然、成功させるために、粛々と今、事務手続を進めているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 成功させるのは、もうそういう話じゃないんですよ。別の発言何かして、そういう話を聞いてもしようがないんです。本当にそういう基本計画委託料を進まない理由が、私にはわからないから聞いてるんですよ。これね、先ほども言いましたけど、補正で上げて、そして予算措置をしたということは、やはり早急に、やはり予算を上げて、そしてどのくらいかかるのか見て、そしてどういうやつをやっていくのか、やはり今後のスケジュールを決めていくということで、やはり補正予算を組んだというふうに思いますよ。それで、まだ決まってない。本当に間違いなく、これ、基本計画やるんですね。じゃあ、この自衛隊の中での。その辺の答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろいろ心配かけて済みません。やはり、いろいろな、今、考えているところで、これがこうなればこうなるし、これがこうならなければこうならないという。ただ、町で成功させること、国体をやることだけは、ここで断言します。それがね、やっぱりこちらもいろいろな手段で一生懸命やっているんだから、そこの推移を見て、いつも同じような質問で何だかんだじゃなくてね、やっぱりそこはね、やっぱり応援するような状況をつくっていくということが大事じゃないですか。やっぱり、阿見町は、成功するために必ずやります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、その成功するためには必ずやるというのはわかりますけど、やはり、早くそういうね、スケジュールを町長が決めてれば、こういうところじゃなくてね、ずっと一貫してるんだって、自衛隊の中で、それでやるのがいいんだ。それで維持管理費がかかってどうのこうのって言って反対された部分もありましたよ、これ。そういうことも含めね、やはり、早目にそういうやつは計画を町長が決めてれば、今ごろは足元ふらふらするようなことは、私はなかったというふうに思います。終わります。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まずは、31ページなんですけども、さっき、その内容のほうは、海野議員のほうの話したんですけれども、ちょっと私は補正のやつをずっと見ててですね、27年

の6月議会の中の補正で、同じ民生費の社会福祉総務費の中での1127に、地域再生計画策定事業というのがありまして、今回1128の中で、この生活躍進のまちづくり事業という名目になっていて、その中の委託料か、その中で地域再生計画策定業務委託料というのが、今回の補正に上がっていると。6月議会の中でも同じように地域再生計画策定業務委託料というのが上がっているんですよ。同じように、その委員の報酬も2つ上がっていると。ですから、この6月議会での、この1127のほうですね、地域再生計画策定事業というものと、今回の1128での生活躍進のまちづくり事業、これどういう整合性があるのかというのを、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 6月に上げました地域再生計画策定につきましては、日本版CCRCをつくっていきこうということで、この間、全協のほうでも御説明させていただきましたけれども、前回の補正につきましては、地域再生計画の策定、いわゆる基本構想のようなものをまとめていくと。今回の28年度に計上させていただく——今回、補正ですけども、繰越明許の手続をとっております、加速化交付金の関係で。28年度当初予算にも、同じ項目で上がっておりますが、加速化交付金の対応になれば10分の10ということでございますので、補正のほうと新年度予算のほう。新年度予算のほうについては、もし加速化交付金が該当しないとなった場合には、地域再生交付金のほうを活用して、これは2分の1の補助ということになりますので、加速化交付金を活用したほうが10分の10でございますので有利であるということで、一部事業、お試し居住の部分を前倒しをして、今回の補正のほうに計上させていただいたということでございます。

その地域再生計画の策定を踏まえまして、今度は、基本計画の策定、実際に事業実施の計画、事業推進の法人の選定等も含めましてですね、それからお試し居住等を踏まえてですね、実際の基本計画を策定するということになります。その策定が終わった後、今度は、民間事業の主導の事業として、事業が展開していくというような流れになりますので、1つの流れとしては、地域再生計画の中で、具体的な基本構想をまとめて、2番目のステップとして、具体的な基本計画を策定していくという流れになります。その中でお試し居住なんかも含めてですね、効果分析も含めて、実際にやっていく。

要は、だから、基本構想よりも、より具体的な内容に踏み込んだものということでの違いでございます。

協議会委員等につきましても、改めてまた、この基本計画策定についてですね、委員会を設置しましてやっていくということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　ということは、6月議会の、この補正での1127というのは、基本構想ということでの1,089万1,000円の金額になる。今回の1128の生涯躍進のまちづくり事業ということは、その基本計画の策定という意味合いでいいわけですね。

あと、報酬のほうで、その策定の委員いますよね。これは、メンバーとしては、6月議会の委員と今回の12月議会の委員というのは、かわるわけですか、それとも同じですか。

○議長（柴原成一君）　保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君）　まだ具体的に決まっていはいないんですけども、改めて、今度は会議の名が違いますので、改めて委嘱をし直しということで、前回の委員につきましては、計画策定までということになりますので、改めて委嘱をしていくということになります。

○議長（柴原成一君）　4番永井義一君。

○4番（永井義一君）　じゃあ、この1127から発展して1128に移行したということで、意味合いでいいわけですね。はい。それが1つです。

あとですね、3つまでいいんでしたっけ。はい。行きます。

48ページをお願いします。この中の一番下の1116の湖まちづくり推進事業。これもね、ちょっと私見てて、12月議会でも、同じく委託料として、物品等作成委託料——これは案内板、今日の冒頭での町長のね、説明も案内板とありましたけども、これは実際、今回また補正を上げている、その理由をちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君）　生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君）　はい、お答えします。12月に上げた186万の補正なんですけれども、これも地方創生関連の事業なんですけれども、茨城県と桜川市と阿見町と稲敷市で取り組んだ事業で、12月のときにも説明しましたけれども、町内の阿見町地内の3カ所に、案内板といたしますか、阿見町の案内板ですね、サイクリングロードというふうなことではなくて、阿見町の案内板を3カ所つけるというふうな事業で取り組んでございます。

今回は、加速化交付金で、さらに取り組むということで、茨城県が主体となりまして、茨城県、土浦市、石岡、鹿嶋、潮来、稲敷、かすみがうら市、桜川市、小美玉、美浦村、阿見町、結城市、筑西市が参画をして、水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクトというふうな形で、これも案内板と路面標示をつくりましょうと。これは県と、この構成市町村が統一したデザインのサイクリングロードというふうな案内板と、それと路面標示ですね、舗装の上にサイクリングの標示をするというふうな標示をしましょうということで、阿見地内分を計上したというふうなことでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、海野議員にしても、飯野議員にしても、今、永井議員にしても、加速化交付金という、地方創生でね、1,000億、今回、補正出しましたよね。これは10分の10出るんですよ。そうすると、来年からね、やっぱり2分の1という形になるので、何とかこの金額を、職員はね、計画しながらとりにいこうということで一生懸命計画して……。これなかなかね、全部の市町村、44市町村が計画して出してないと思う。そういう面でね、一生懸命努力して出して、何とかこれを国の予算をとってね、町にやっぱり元気をつけていきたいという、そういう意識でやっています。今、全てその、加速化交付金で、大体8,000万弱ぐらい町は要望してますから。そういうことで御理解をいただきたい。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私、別にどうだこうだ言ってわけじゃなく、今、前回の12月議会でも10分の10って聞いたんで、一応それを確認しようかなと思ったら、町長……。それは別に10分の10をね、確認しなくてもいいかと思imasるので。町長もあんまり熱くならないように。

じゃあ、もう1点、最後の1点について聞きます。66ページですね。学校給食のところですね、1112の、学校給食センターの維持管理費のとこなんですけども、大体、この3月議会では、ほとんど、こういった電気料とか上下水道料、ほとんど減額になって上がってくるかと思うんですけども、ちょっとここだけ増額になってきているということなんで、その要因をちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。おかげさまで、給食センターもこれで3年を迎えるようになってきましたけど、この電気使用料の増についてはですね、換気ファンをですね、24時間稼働させるんです。何で稼働させるかといいますとね、食中毒の原因となる雑菌の繁殖を抑えるためにちゅうことで、この部分のやつが相当食ってるちゅう形で、今回、補正の増額を出したところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、今ね、次長が3年迎えてという話がありました。という、これはあれですか、この換気ファンを24時間稼働させるためということで、今回改めて補正を出すということは、去年もおととしも、できたときだから、なかなかわかんないと思うんですけども、今回改めてその換気ファンを24時間稼働させたということで、こっだけ電気料というのは上がっているんですか。

それと、あと1つ。上下水道の関係もちょうと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（筈留一美君） はい、お答えします。需用費の中にはですね、消耗品、それから光熱水費等が主にあるんです。今回、正式に——今までもかかってたんですけど、主にその部分が多いですよ。ちゅう形で、電気料を増額しているちゅうことで御理解願いたいですが。需用費の中にはですね、電気料、光熱水費、消耗品、それから賄い材料とあるでしょ。今回は、主に、この電気料の不足が生じてますよ。ちゅう形で、主に、24時間の食中毒を抑えるファンの電気料が食いましたよという形で増額をしているわけでございます。

それから、もう1つ。下水道はですね、これも例年なんですけど、主に炊飯ラインのですね、米とぎ汁がありますよね。そういう部分で、相当の下水道に流入したちゅう部分で、主にここが増額の要因であります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） すいません。じゃあ、ちょっと電気料、聞き方を変えます。昨年度は、これはやられていたわけですか。

○議長（柴原成一君） 筈留一美君。

○教育次長（筈留一美君） はい、お答えします。当然、食中毒ちゅうのはあつてはならないことなので、昨年もやっておりました。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号から議案第33号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号	平成28年度阿見町一般会計予算
議案第35号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第36号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第37号	平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第38号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号	平成28年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第40号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第41号	平成28年度阿見町水道事業会計予算

○議長（柴原成一君） 次に、日程第16、議案第34号、平成28年度阿見町一般会計予算、議案第35号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第36号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第37号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第38号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第39号、平成28年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第40号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号、平成28年度阿見町水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成28年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり、平成28年度の町政運営の基本方針につきまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、阿見町を取り巻く状況につきまして、基本的な認識を申し上げます。

昨年末からの株安、円高の流れ、さらには昨年10月－12月期の国内総生産速報値が市場予想を下回る結果となったこともあり、金融市場の混乱、景気の先行きに対する懸念があるものの、やや長いスパンで捉えるならば、我が国の景気は緩やかな拡大過程にあると見ております。

その理由としては、国内需要の面では、設備投資が増加基調にあることや雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は底堅く推移しているほか、住宅投資も持ち直しております。また、企業の業況感是一部にやや慎重な動きも見られますが、総じて良好な水準を維持しております。先行きについても、家計、企業の両部門において所得から支出への前向きな循環が持続するもとで、国内需要の増加基調、輸出においても新興工業国が減速した状態から脱していくことを背景に、緩やかな拡大基調にあると見られます。

さらには、金融政策においても、2%の物価安定の目標の早期実現に向け、日本銀行はマイ

ナス金利つき量的・質的金融緩和の導入を決定するとともに、今後の追加緩和を示唆しております。

こうしたことを背景に、緩やかな拡大過程にあるものと認識しております。

続いて、我が国の財政状況については、依然として危機的な状況にあると認識しております。平成28年度における政府の経済財政運営は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化を双方さらに前進させるとしております。しかしながら、国と地方を合わせた長期債務残高は、平成27年度末で約1,035兆円、対GDP比205%の見込みとなっております。対GDP比は横ばいながらも残高は増加傾向にあります。

本町の財政状況につきましては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、町税収入、地方消費税交付金等の経常的な一般財源が増となったこと、また扶助費などの社会保障関係経費は増加しているものの公債費が減となったことなどにより、平成26年度決算では前年度より0.8ポイント改善し、92.1%となりました。

しかしながら、今後は、社会保障と税の一体改革が本格化し、社会保障関係経費の増加が見込まれることに加え、新小学校の建設、老朽化した公共施設の維持修繕や更新等により、相当量の事業費の投入が必要となることから、厳しい財政運営が続くものと認識しております。

一方で明るい材料も見られます。一例とはなりますが、昨年6月には首都圏中央連絡自動車道の東側への延伸がなされ、成田空港へのアクセスがさらに向上しました。新年度中には、つくば中央インターチェンジから西側区間が開通する見込みとなり、都心を迂回するルートが確立され、関東西部を初めとする各地へのアクセスが飛躍的に向上いたします。

これにより、住みやすさの向上、町内事業所の操業環境の向上、さらには来町者の増加が期待されるものであり、町の活性化、定住促進につながるものと考えております。住みやすい、住んでいてよかったと思えるまちづくりを進める上で、こうした環境変化を好機と捉えております。

こうした認識のもと、やらなければならない重要施策につきましては積極的に推進すべきであると考えております。依然として厳しい財政状況にありますが、さらなる行財政改革を進めるとともに、施策の選択と集中による財源の有効活用、国・県からの交付金等の活用、さらには基金の活用により、諸施策を講じてまいりたいと考えております。

施策展開に当たり、阿見町第6次総合計画の前期基本計画に定めた「定住促進を図ります」と「安心の実感を高めます」の2つの重点施策は、将来にわたる町の持続的な発展を果たす上で重要な取り組みであり、継続する必要があると考えております。

ここで、新年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画及び地方版総合戦略に位置づけられた重要プロジェクト、定住促進、安全・安心に関する施策を中心にその概要を説明

いたします。

初めに、当町において、3つの重要プロジェクトが進行しております。これらを着実に進めてまいります。

本郷地区内の新小学校建設については、平成30年4月の開校に向け、工事に着手いたしました。

第74回国民体育大会については、平成31年の開催に向け体制づくりを進め、県及び関係団体等との調整のほか、施設整備に向けた測量及び設計等、必要となる準備を進めてまいります。

道の駅については、用地取得に向けた鑑定業務のほか、施設の運営管理を行う指定管理者を定めてまいります。これにより、十分な準備期間を設け、生産者なども参加する運営体制づくりを目指します。

これら重要プロジェクトを着実に進める体制とするため、組織横断的な対応強化を図る町長公室の設置とともに、新小学校建設体制の強化を図る新小学校準備室、国体準備に専念する国体推進室、道の駅整備に専念する道の駅整備推進室を設置いたします。

続いて、定住促進に関しては、阿見町に住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることにより、特に若年層の定住促進を進め、人口増加につなげてまいります。そのために、子育て環境の向上に努めます。

地域のニーズに応じた子育て支援対策として、保護者が就労等により昼間家庭にいない放課後児童を対象とした放課後児童クラブの開設時間及び開設日数の拡大を図ります。また、経済的負担軽減を図る観点から、ファミリーサポートセンターの利用料金の軽減を図るとともに、学校給食費第3子無償化事業を継続してまいります。

保育環境の充実を目指し、計画的に保育施設の整備を進めてまいります。

新年度には小規模保育事業所の開設が予定されるとともに、発展が期待される荒川本郷地区での新たな民間保育所整備の取り組みを始めます。また、障害児の受け入れの拡大を図るための障害児保育事業補助金を新たに始めます。これらのほか、二区保育所及び児童館の床と外壁改修工事、中郷保育所においてはトイレ改修工事に向けた設計を実施いたします。

子育て環境の向上とともに、教育環境の向上に努めます。

将来を担う人材を育成する教育、その場となる優良な教育環境を提供することは町の大切な役目です。住む場所を選ぶ要因として教育環境のよしあしが大きく作用すると言われます。したがって、教育環境の充実が定住促進につながるものと考えられます。

本郷地区における新小学校建設に当たり、周辺の道路整備に引き続き取り組むとともに、敷地内の放課後児童施設の設計に着手いたします。

既存の学校施設については、改修計画に基づき、阿見中学校では空調及びトイレ改修工事、

本郷小学校では空調、トイレ及びプールの改修工事を実施いたします。阿見小学校では来年度の空調及びトイレ改修工事に向けた設計を実施いたします。また、平成22年から使用してきた町内小中学校の教育用コンピューターを更新いたします。

さらに、少子化の進展に伴い児童生徒数が減少する一方、人口増加地区においては児童生徒数が急増し、教室が不足しています。このため、望ましい教育環境を確保するため、小学校の適正な配置が必要なことから、阿見町学校再編基本計画に基づく再編を実施してまいります。

定住促進に向けては、町の基盤整備も重要となります。

荒川本郷地区においては、都市再生機構より譲り受けた土地を活用し、民間事業者による宅地開発を積極的に誘導いたします。

阿見吉原地区においては、県が進めている阿見吉原土地区画整理事業への支援・協力を引き続き行うとともに、大規模街区の企業誘致を積極的に進めてまいります。

都市基盤の軸となる幹線道路においては、中央、西部、東部地区を結ぶネットワーク化を図る都市計画道路寺子飯倉線の整備に向け、用地測量及び詳細設計を実施いたします。

上水道、下水道につきましては、まちづくりと連動した計画的な整備を行ってまいります。

これらのほか、空き家の利活用に向けた検討を新たに開始するとともに、昨年からは始めた定住促進・少子化対策の奨励金事業による町内事業所に町外から通う方々の定住、三世同居・近居の促進による定住、及び第3子以降の子の出産奨励による出生率向上を目指します。

さらには、都市部の健全な高齢者の移住に伴う土地利用促進と雇用促進が期待されるプラチナタウンの検討を継続するとともに、経済的負担が大きい不妊治療費に対する助成を拡大いたします。

もう1つの重点施策である、安全・安心については、町民の関心が特に高い分野であるとともに、定住促進にもつながる重要な施策となります。これにしっかりと取り組み、町民の安心の実感を高めてまいります。

初めに、町が管理する公共施設の安全確保についてであります。耐震性の確保はもとより、適切な維持管理に努め、利用者の事故を未然に防ぐ必要があります。

庁舎及び中央公民館の耐震化に続き、町民体育館の耐震工事を実施するとともに、天井や照明器具等の落下防止を図る必要から、全中学校及び5つの小学校を対象とする対策工事の実設計画に着手いたします。

平成25年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効率的な橋梁の維持修繕を新たに開始いたします。新年度においては、2つの橋梁において修繕を予定しております。

施設の適切な維持管理に関しては、築年や劣化状況を見ながら、優先順位と財政状況を踏まえ、改修工事の実施時期を判断しております。新年度については、これらのほか、福祉センタ

一まほろばの防水工事，庁舎の給排水設備工事，さらには防衛省の補助を活用した3カ年計画で実施する総合運動公園の改修工事に着手いたします。

しかしながら，維持管理に充てることのできる財源は無尽蔵ではありません。公共施設の維持管理に必要な費用を長期的に把握した上で，町の対応方針を定める公共施設等総合管理計画を策定いたします。

安全・安心の実感を高めるには，安心に寄与する体制づくり，情報の適切な提供と共有，日ごろからの近所づき合いも大切となります。

防災に関しては，町民とともに防災に関する意識を高めること，訓練を初めとする活動を継続してまいります。平成26年度から3カ年計画で進めてきた中学校単位での総合防災訓練を竹来中学校地区にて実施いたします。各地区における自主防災組織育成事業を新たに開始し，自助及び共助による防災力の向上を目指します。公助に関しては，防災行政無線の維持管理，計画的に実施している防災備蓄品整備事業，さらには消防水利や消火栓の整備，消防団装備品強化等を進めてまいります。

防犯に関する取り組みとしては，夜間の交通事故及び犯罪の発生を防ぐため，各行政区からの要望を踏まえた必要箇所に防犯灯を新設いたします。

防災・防犯だけでなく，感染予防，医療体制の充実や，町民が生涯を通じて健康な状態にあることも，安心の実感につながるものであります。

救急医療を担う拠点病院である東京医大茨城医療センターに対し，町民ニーズの高い小児医療及び救急医療の充実を図るため，財政支援を実施いたします。町民の健康課題や対策を見極め，適切な保健指導体制の再構築を図るため，健診，レセプト情報等のデータ分析に基づいた保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画となるデータヘルス計画を策定いたします。

基本認識でも触れましたが，首都圏中央連絡自動車道の延伸によるアクセス向上は，現在300万人を超える来町者のさらなる増加，新たな企業進出，転入者の増加を図る好機となります。また，国体開催，道の駅開設を控え，町民，特に事業者や農業者の機運を高めていく好機となります。さらには，大学等の機関との連携，民間事業者や他市町村との連携の実績を重ねてきた当町において，地方創生の機運に相まって，さらなる連携の拡大，連携事業の推進を図る好機となります。我が国では，人口減少・超高齢化，これに伴う経済の縮退という大きな課題に直面しておりますが，こうした課題に果敢に取り組む好機，さらなる発展への好機であると考えられます。

まず，農業の振興を図ります。

農業所得の向上，担い手の確保に引き続き取り組みます。産学官連携による新商品開発や新

事業創出を目指し、農業の6次産業化を進めます。さらには阿見町産の野菜の価値を高める、販路の拡大を目指した野菜等産地化推進事業を新たに始めます。担い手に関しては、引き続き農業後継者を支援し、農業者の確保に努めてまいります。また、農業者の労働不足を補うとともに、町民の新たな雇用機会創出につながる農業ヘルパー活用事業を新たに始めます。

商工業に関しては、圏央道至近の優位性を活かし、阿見吉原地区区画整理事業地、阿見東部工業団地への企業誘致を県とともに進めます。また、地域の消費喚起にもつながるプレミアムつき商品券事業、住宅用LED照明設置補助金交付事業を実施いたします。さらには、新商品開発や中小事業者に対する支援に取り組み、地域経済の活性化、雇用の拡大につなげてまいります。

観光については、これまでさまざまな取り組みを進めてまいりました。こうした経験を踏まえ、町の観光の現状と課題を整理し、これからの観光振興施策の展開方針・推進方法等を定める観光振興計画を策定いたします。また、霞ヶ浦湖岸の魅力を高める「湖まちづくり」においては、サイクリング環境の向上を図るため、地方創生加速化交付金の活用、県や周辺市町村との連携により、共通のデザインによる案内標識等の整備を進めてまいります。

こうした地域振興にしっかりと取り組み、国体の成功、魅力ある道の駅実現につなげていきたいと考えております。

町の発展には、町民の力が必要です。町の発展を支える人材、さまざまな主体の協力が必要となります。町では、町民の活躍の場をつくり、こうした方々を育てるとともに、さまざまな主体との連携を進めてまいります。

町の課題解決に向けた協働のまちづくりを前進させる仕組みづくりに引き続き取り組みます。また、女性の活躍は今後さらに期待されることから、男女共同参画センターにおける活動を継続するとともに、阿見町第3次男女共同参画プラン策定に着手いたします。

町の教育に関しましては、総合教育会議において教育委員会との協議・調整を行うことで、教育施策の方向性の共有化を図ってまいります。さらに、阿見町教育大綱に基づき、当町の教育理念であります「学びあい支えあい共に輝く人づくり」を推進してまいります。また、教育に関する基本的な計画となる教育振興基本計画、生涯学習推進計画につきまして、平成29年度末で前期基本計画が満了となることから、後期基本計画の策定に着手します。

大学等教育機関、民間企業、さらには周辺自治体との連携を深めてまいります。

ますます複雑化する社会にあって、より効率的・効果的な施策が求められることから、他主体との協力が不可欠です。昨年までに消防事務や上下水道料金の徴収事務における広域連携が実現しました。さらに、町営住宅管理における民間事業者の活用も進めております。今後についても、効率的かつ質的にも向上した行政サービスを目指し、成果のある産学官連携を実施し

てまいります。

以上、主な施策の概要につきまして申し上げましたが、第6次総合計画の前期基本計画が対象とする期間に当たるこの3年間は、町の将来を左右する極めて重要な時期にあたると考えております。基本構想では、町の将来像を「人と自然が織りなす、輝くまち」としています。

「織りなす」には、「細かい要素を組み合わせることにより、すぐれた全体像をなすさま」という意味があります。町民の皆様とともに「輝くまち」を実現するため、町長として先頭に立ち、断固たる決意を持って進めてまいり所存であります。議員各位並びに町民の皆様方のなご一層の御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げ、平成28年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、議案第34号の、平成28年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成の背景について申し上げます。

日本経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。しかし、我が国の財政状況は、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれるなど、引き続き極めて厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することが重要課題とされています。

本町の財政状況は、歳入面では、法人町民税率引き下げの影響や、生産年齢人口の減少の影響などにより、税収はほぼ横ばいとなり、地方財政の計画的運営を保障する地方交付税及び臨時財政対策債についても、国において抑制傾向にあるなど、財政の自由度は狭まることが想定されています。

その一方で、歳出面では、医療・介護等の扶助費を初めとする義務的経費や公共施設の老朽化対策に係る経費が増加しているとともに、新小学校建設も本格化してまいります。

予算編成に当たりましては、このような義務的経費・投資的経費とともに、阿見町第6次総合計画及び地方版総合戦略に基づく、人口減少・超高齢社会の到来を見据えた定住促進と安心の実感を高めるまちづくりの推進と、財政の健全性の維持を両立するため、あらゆる財源確保策を講じるとともに、町民生活の向上のために真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源を、重点的かつ効率的に配分することを念頭に置き取り組んだものであります。

それでは一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は、168億9,500万円で、平成27年度当初予算と比較して9.3%の増となっております。

その主な理由としましては、本郷地区に平成30年4月に開校する新小学校の整備事業費が加わったこと及び既存小中学校の空調等設備改修、町民体育館の耐震化、役場庁舎給排水設備改修等の大規模普通建設事業費の増加によるものです。また、社会保障と税の一体改革が本格化

し、社会保障関係経費も、引き続き増加傾向にあります。

歳入におきましては、町税は、固定資産税が増加するものの、税率引き下げの影響により、法人町民税が減少するなど、ほぼ横ばいと見込まれます。

また、町債の発行は、新小学校整備事業等に伴い大きく増加するため、今後、公債費の増加に伴う実質公債費比率への影響にも留意が必要となります。

このような中であっても、行政サービスの低下を招くことなく、安全対策、子育て支援、教育環境整備など、町民の皆様の暮らしと人の成長を支える施策及び農業・商工業を活性化するための施策を積極的に推進し、総合計画及び地方版総合戦略の実現を図ってまいります。

これら重要施策の推進に必要な財源の不足につきましては、財政調整基金及び公共公益施設整備基金を活用し対処するものであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、不動産鑑定ほか3件について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、社会資本整備総合交付金事業ほか6件について、限度額、利率等を設定するものであります。

続きまして、議案第35号から第41号までの、平成28年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は6件で、予算総額は124億2,700万円となり、前年度との比較では0.1%の増となっております。

その内訳であります。議案第35号の、国民健康保険特別会計予算は、61億8,300万円で、0.6%の減。

議案第36号の、公共下水道事業特別会計予算は、22億7,600万円で、2.6%の減。

議案第37号の、土地区画整理事業特別会計予算は、700万円で、22.2%の減。

議案第38号の、農業集落排水事業特別会計予算は、1億7,400万円で、3.6%の増。

議案第39号の、介護保険特別会計予算は、30億300万円で、2.4%の増。

議案第40号の、後期高齢者医療特別会計予算は、7億8,400万円で、4.0%の増となっております。

また、議案第41号の、水道事業会計予算は、16億9,451万1,000円で、3.4%の減となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長が説明をいたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第34号についての説明を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） それでは、議案第34号、平成28年度の一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成28年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

11ページをお開きください。

第1款町税から御説明いたします。

第1項第1目個人町民税では、給与等所得が穏やかに回復していることなどにより、現年所得割で1.0%の増、個人町民税全体では、前年度と比較しまして0.6%の増額計上。

第2目法人町民税では、現年法人税割で、税率引き下げの影響などにより14.0%の減、法人町民税全体では10.4%の減額計上。

第2項第1目固定資産税では、土地で、地価下落に伴い1.9%の減、家屋で、新築家屋の増により2.8%の増、償却資産で、設備投資の増加に伴い3.8%の増、固定資産税全体では1.4%の増額計上。

以上の結果、町税全体では、前年度と比較しまして、ほぼ横ばいとなっております。

13ページの、第11款地方交付税では、国の地方財政対策で示されている総額の総額0.3%減と、法人町民税の税率引き下げによる基準財政収入額の減の影響等を勘案し、地方交付税全体では、前年度と比較しまして15.8%の増額計上となっております。

15ページから17ページの、第15款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、新小学校建設に伴う公立学校施設整備費負担金の新規計上などにより25.3%の増額計上。

16ページの、第2項国庫補助金で、防災行政無線施設整備に係る民生安定施設整備事業補助金の皆減などにより5.2%の減額計上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして15.1%の増額計上となっております。

17ページの、第16款県支出金の第1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金の増などにより5.5%の増額計上。

17ページから19ページの、第2項県補助金では、阿見小学校区放課後児童クラブ整備費補助金の皆減などにより15.4%の減額計上。

19ページの、第3項委託金では、国勢調査事務委託金が皆減となる一方、参議院議員通常選挙費委託金の新規計上などにより0.9%の増額計上、県支出金全体では、前年度と比較して1.5%の減額計上となっております。

20ページの、第19款繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金及び公共公益施設整備基金繰入金の増などにより、前年度と比較しまして20.0%の増額計上となっております。

21ページから24ページの、第21款諸収入では、土浦市ごみ処理施設改修に伴うごみの受け入れ負担金の新規計上、及び阿見吉原地区公園緑地整備負担金の増などにより、前年度と比較しまして30.5%の増額計上となっております。

24ページの、第22款町債では、庁舎耐震化事業債が皆減となる一方、新小学校建設に係る学校施設整備事業債の新規計上などにより、前年度と比較しまして44.9%の増額計上となっております。

次に、25ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、議員報酬関係経費の減などにより、前年度と比較しまして3.0%の減額計上となっております。

次に、27ページからの、第2款総務費であります。29ページから31ページの、第2目諸費では、合併60周年記念式典事業の皆減などにより8.8%の減額計上。

35ページから39ページの、第7目財産管理費では、庁舎耐震改修工事費の減などにより35.2%の減額計上。

39ページから41ページの、第8目企画費では、定住促進・少子化対策事業が増となる一方、機構改編に伴う職員給与関係経費の皆減などにより74.2%の減額計上。

43ページから48ページの、第11目町民活動推進費では、集会施設整備事業の減などにより3.8%の減額計上。

48ページから52ページの、第12目地域安全対策費では、防犯対策事業が増額となる一方、防災行政無線放送施設整備事業の皆減などにより42.2%の減額計上。

52ページ、53ページの第13目に道の駅整備事業推進費を新設し、職員給与関係経費及び道の駅運営検討委員会に係る経費を新規計上。

57ページ、58ページの、第3項戸籍住民基本台帳費では、地方公共団体情報システム機構に対する通知カード・個人番号カード関連事務費負担金の減などにより8.0%の減額計上。

59ページから61ページの、第4項選挙費では、町議会議員一般選挙費及び農業委員会委員一般選挙費が皆減となる一方、参議院議員通常選挙費の新規計上などにより16.9%の減額計上。

61、62ページの、第5項統計調査費の第2目基幹統計調査費では、国勢調査事業の皆減などにより84.8%の減額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較しまして16.3%の減額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

63ページから67ページの、第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への各繰出金の増などにより6.7%の増額計上。

67ページから71ページの、第2目老人福祉費では、老人保護措置事業及びシルバー人材センター助成費が減となる一方、機構改編に伴う職員給与関係経費の新規計上などにより23.2%の増額計上。

71ページから76ページの、第3目障害者福祉費では、機構改編に伴い職員給与関係経費を皆減する一方、サービス利用者の増加に伴う障害者介護給付事業及び障害者訓練等給付事業の増などにより7.8%の増額計上。

78, 79ページの、第7目福祉センター費では、屋根の防水改修工事費の増により67.3%の増額計上。

81ページから83ページの、第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例給付金の皆減などにより11.8%の減額計上。

84ページから88ページの、第4目保育所費では、事業完了による中郷保育所の設備改修工事費の減などにより1.9%の減額計上。

88ページから91ページの、第5目児童館費では、事業完了による阿見小学校区放課後児童施設整備事業費の減などにより45.0%の減額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較しまして1.3%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

92ページから94ページの、第1項保健衛生費の第1目保健衛生総務費で、東京医科大学茨城医療センターに対する公的病院等運営費補助金の新規計上などにより14.1%の増額計上。

98ページから101ページの、第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター運営費及びさくらクリーンセンター維持管理費の増などにより8.8%の増額計上。

101ページから102ページの、第3項環境衛生費の第1目環境総務費では、牛久市・阿見町斎場組合負担金の減などにより10.0%の減額計上。

以上、衛生費全体では、前年度と比較しまして2.0%の増額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

105ページから107ページの、第1項農業費の第1目農業委員会費では、法改正に伴う委員定数の減などにより15.1%の減額計上。

108ページから112ページの、第3目農業振興費では、平地林保全整備事業の増などにより17.1%の増額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較しまして、ほぼ横ばいとなっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

115ページ、116ページの、第1項商工費の第2目商工業振興費では、町内事業所等従業者移住促進奨励金、及び阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業立地奨励金の増により27.8%の増額

計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較しまして19.4%の増額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

120ページの、第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では、老朽化対策等に係る道路橋梁維持補修事業の増などにより21.0%の増額計上。

120ページから123ページの、第3目道路新設改良費では、特定地区道路整備事業の増などにより21.4%の増額計上。

126ページの、第4項都市計画費の第2目街路事業費では、都市計画道路寺子飯倉線整備事業が増となる一方、機構改編に伴う職員給与関係経費の皆減などにより17.0%の減額計上。

126ページの、第3目公共下水道費では、建設改良等移転支出に係る公共下水道事業特別会計繰出金の減により7.2%の減額計上。

126ページ、127ページの、第4目公園費では、阿見吉原地区の公園緑地整備事業の増などにより11.2%の増額計上。

128ページの、第5目都市排水路費では、西郷地内都市排水路整備費の増などにより37.1%の増額計上。

129ページの、第7目開発費では、荒川本郷地区まちづくり事業が増となる一方、阿見吉原土地区画整理事業の道路等関連工事負担金の減などにより27.9%の減額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較しまして3.7%の増額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

130ページの、第1項消防費の第1目常備消防費では、稲敷地方広域市町村圏事務組合への消防費分賦金の増により2.8%の増額計上。

130ページから133ページの、第2目非常備消防費では、全国消防操法大会出場に係る経費の新規計上などにより32.1%の増額計上。

133ページ、134ページの、第3目消防施設費では、新設消火栓に係る水道事業負担金の新規計上などにより10.1%の増額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較しまして5.7%の増額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

135ページから140ページの、第1項教育総務費の第2目事務局費では、各学校ごとに計上していた一般労務賃金の集約化、及び教育振興基本計画策定委託料の新規計上などにより4.5%の増額計上。

140ページから148ページの、第2項小学校費の第1目学校管理費では、本郷小学校学校施設整備事業及び新設小学校整備事業の増などにより392.8%の増額計上。

152ページから156ページの、第3項中学校費の第1目学校管理費では、事業完了による阿見中学校技術室等改築工事費の減などにより4.8%の減額計上。

163ページから171ページの、第4項社会教育費の第3目公民館費では、事業完了による中央公民館耐震改修費の減などにより66.5%の減額計上。

180ページから182ページの、第5項保健体育費の第2目体育施設費では、総合運動公園陸上競技場改修工事費及び町民体育館耐震改修工事費の計上などにより215.1%の増額計上。

182ページ、183ページの、第3目に保健体育事業費を新設し、第74回国民体育大会に係る経費を新規計上。

183ページから186ページの、第4目学校給食費では、調理事業委託料の増などにより、前年度と比較しまして1.5%の増額計上。

以上、教育費全体では、前年度と比較しまして59.1%の増額計上となっております。

187ページの、第11款公債費では、長期借入金の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして5.5%の増額計上となっております。

以上で、平成28年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第35号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第35号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書199ページをお開きください。

平成28年度の予算総額は61億8,300万円で、前年度と比較しまして0.6%の減となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、療養諸費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金など数年次の実績内容から、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

207ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で2.2%減、退職被保険者で37.3%の減の計上となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、制度改正に伴う軽減額等を考慮した結果、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、歳入歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

208ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして1.9%の増額計上。

第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金で、前年度と比較しまして0.9%の減額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして0.9%の増額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、近年の状況を勘案し、前年度と比較しまして34.4%の増額計上となっております。また、特別調整交付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲の中で申請をした市町村を、県及び国が評価査定し交付されるもので不確定な性質から、当初予算では課目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして5.6%の増額計上となっております。

次に、第4款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る療養諸費の町負担分や、後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で、前年度と比較しまして34.4%の減額計上となっております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして1.1%の増額計上となっております。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして1.6%の増額計上となっております。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費支出に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして0.9%の減額計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、同様に、共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして2.2%の増額計上となっております。

以上、共同事業交付金全体では、前年度と比較しまして1.9%の増額計上となっております。

第9款繰入金につきましては、前年度と比較しまして12.0%の増額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰り入れとして町医療福祉制度による国保医療費波及分補填経費などとなっております。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

212ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして9.8%の減額となっております。

214ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して、前年度と比較しまして1.0%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

217ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、前年度と比較しまして0.2%の増額計上となっております。

218ページをお開きください。

第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち、40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と比較しまして6.7%の減額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を、県内各国保保険者が共同で拠出し合い保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして1.9%の増額計上となっております。

219ページをお開きください。

第8款保険事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制、制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上していますが、平成28年度は新規事業といたしまして、疾病の早期発見、早期治療を目的として、レセプトデータや検診データを活用し各保険事業を実施していくデータヘルス計画書を策定するもので、前年度と比較しまして11.9%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第36号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第36号、平成28年度公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の229ページをお開きください。

平成28年度の予算総額は22億7,600万円となり、前年度と比較いたしますと、主に吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減により2.6%の減額計上となっております。

それでは、まず、歳入の主なものについて申し上げます。

235ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、工業団地等の汚水量増により、前年度と比較しますと4.4%の増額計上。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料

の減より、前年度と比較しますと5.6%の減額計上。

第4款第1項の県負担金につきましては、吉原土地区画整理事業に伴う県負担割合の高い工事の増により、前年度と比較しますと14.3%の増額計上となっております。

次に、236ページをお開きください。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、使用料収入の増等により繰入金が減となることから、前年度と比較しますと7.2%の減額計上。

第8款諸収入のうち第2項の雑入につきましては、主に農業集落排水事業法適用化業務負担金となり、前年度と比較しますと12.5%の増額計上。

第9款第1項の調査につきましては、主に起債対象となる下水道工事の事業量減により、前年度と比較しますと20.0%の減額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

237ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金賦課徴収事務費等であります。消費税納付額の減額等により、前年度と比較しますと16.0%の減額計上。

次に、239ページをお開きください。

第2目の維持管理費です。管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金等であります。汚水量の増により霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金が増となり、前年度と比較しますと2.7%の増額計上。

次に、240ページをお開きください。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、人件費や吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料、荒川本郷地区の下水道工事費及び調整池工事費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。吉原地区下水道工事委託料の減や人件費の減により、前年度と比較しますと5.1%の減額計上。

次に、242ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金、利子の償還費であります。前年度と比較しますと、元金につきましては3.4%の増額計上、利子につきましては6.6%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第37号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第37号，平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の249ページをお開きください。

平成28年度の予算総額は700万円となり，前年度と比較いたしますと22.2%の減額計上となっております。

まず，歳入の主なものについて申し上げます。

255ページをお開きください。

第2款第1項の財産売り払い収入につきましては，付保留地の処分金として皆増となる443万7,000円を計上しております。

第4款第2項の雑入につきましては，本郷第一土地区画整理事業の分割徴収精算金として，前年度とほぼ同額の155万9,000円を計上しております。

次に，歳出について御説明いたします。

256ページをお開きください。

第1款第1項第1目の本郷第一土地区画整理事業費の主なものは，委託料，工事請負費，補償費，補填費及び賠償金であります。瑕疵担保責任に伴う工事請負費，補償費の減等により，前年度と比較しますと22.2%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に，議案第38号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第38号，平成28年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の259ページをお開きください。

平成28年度の予算総額は1億7,400万円となり，前年度と比較いたしますと，主に法適用化事業業務負担金の増及び消費税納付額の増により3.6%の増額計上となっております。

それでは，まず，歳入の主なものについて申し上げます。

265ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては，平成27年度の使用状況の推移により，前年度と比較しますと0.5%の減額計上。

第3款第1項の県補助金につきましては，実穀上長地区の事業に係る地方債の元金償還金に対する県からの交付金及び処理場から排出される水質改善のための県補助金となっております。平成22年度工事に対する交付金交付期間が完了したことにより，前年度と比較しますと42.1%の減額計上。

次に、266ページをお開きください。

第4款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、法適用化業務負担金を町債借り入れとしたこと等により、前年度と比較しますと3.0%の減額計上。

第2項の基金繰入金につきましては、実穀上長地区の事業債償還金の元金に充当させるため減債基金から繰り入れるもので、元金償還額の増により、前年度と比較しますと1.9%の増額計上。

第7款第1項の町債につきましては、地方公営企業法適用に係る経費が公営企業会計適用債の対象となるため制度を利用して借り入れるもので、皆増の1,550万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

267ページをお開きください。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費であります。法適用化業務負担金の増及び消費税納付額の増により、前年度と比較しますと12.4%の増額計上。

次に、271ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場建設に要した事業債に対する長期借入金の償還費でございます。前年度と比較しますと、元金につきましては3.8%の増額計上、利子につきましては4.6%の減額計上。

次に、272ページをお開きください。

第3款諸支出金につきましては、実穀上長地区の農業集落排水事業に係る県交付金を減債基金に積み立てるもので、県からの交付金が減となったため、前年度と比較しますと45.1%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第39号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第39号、平成28年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の279ページをお開き願います。

平成28年度介護保険特別会計の予算総額は30億300万円で、前年度と比較しまして2.4%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増による介護保険給付費の増額によるものであります。なお、歳出の約95%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金、及び65歳以上の第1号被験者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

287ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに50%の公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担金のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較しまして5.1%の増額計上。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の増に伴い、前年度と比較して3.5%の増額計上。

第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る29%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較して1.4%の減額計上。

288ページの、第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業費の19.75%が県の法定負担分であり、前年度と比較しまして2.5%の増額計上。

289ページの、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金、及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金が、合計で2.5%の増額計上。

第2項基金繰入金は、第1目介護給付費準備基金から繰り入れはありませんので、増減はございません。

第9款諸収入第3項雑入では、近年増加している第三者納付金を考慮し、221.6%の増額計上をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

291ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.6%の増額計上。

292ページの、第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして6.6%の増額計上。

293ページの、第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、認定調査件数が増えていることから6.5%の増額計上。

第4項趣旨奨励費では、3.9%の減額計上。

294ページの、第5項計画策定委員会費では、介護保険運営協議会において、生活支援サービスの充実に向けた協議をしていくことから委員会開催回数が増などにより43.0%の増額計上。

次に、第2款保険給付費ですが、294ページから296ページの、第1項介護サービス等諸費では、冒頭に申しあげましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることから全体的に増加傾向にあり、主なサービスでは、居宅介護サービス費が0.2%の増額、地域密着型介護サービス費は認知症対応型共同生活介護でワンユニットが閉じられたこともあり16.1%の減、施設介護サービス費が町内特別養護老人ホームの増床もあり6.5%の増額となるほか、居宅介護住宅改修費が58.3%の増、ケアプラン作成件数の増に伴い居宅介護サービス計画給付費が5.2%の増額となり、全体で0.8%の増額計上となっております。

296ページから297ページの、第2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者数が微増傾向にありますが、介護予防サービスでは利用減少傾向にあることから7.5%の減、介護予防住宅改修の利用増加により介護予防住宅改修費の105%の増、全体で2.2%の減額計上。

297ページから298ページの、第4項高額介護サービス等費では、高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い21.9%の増額計上となり、298ページの、第5項高額医療合算介護サービス費も88.7%の増額計上。

299ページの、第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者等にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、30.2%の増額計上となっております。

299ページの、第4款地域支援事業費ですが、第1項介護予防事業費の第1目維持予防事業費では、通所型介護予防事業が事業量の増により17.5%の増額、300ページ、維持予防対象把握事業は、対象者数の増により16.2%の増、合計では16.7%の増額計上となっております。

同じく300ページの、第2目一次予防事業費では、介護予防運動機能向上事業の業務委託を民間事業所から県立医療大学に変更したことにより20.0%の減額計上。

301ページから302ページの、第2項包括的支援事業費では、町社会福祉協議会に委託している阿見町地域包括支援センターの運営業務に係る経費であり、全体で7.2%の増額計上となっております。

302ページから303ページの、第3項任意事業費では、第1目家族介護支援事業で、紙おむつ支給の利用が減少傾向にあることから11.7%の減、第5目在宅医療介護連携推進事業費では、会議等の見直しもあり33.2%の減、全体で3.4%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時25分

といたします。

午後 2時14分休憩

午後 2時25分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第40号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第40号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書311ページをお開きください。

平成28年度の予算総額は7億8,400万円で、前年度と比較しまして4.0%の増となっております。これは、歳入歳出とも、前年度の実績内容などからそれぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

317ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして3.8%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費などに係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして4.1%の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

319ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして1.2%の減額計上となっております。

320ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等などに係る町負担分などを、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして4.2%の増額計上となっております。

第3款保険事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして6.8%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第41号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第41号，平成28年度阿見町水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の327ページをお開きください。

まず，第2条業務の予定量につきましては，給水戸数を1万6,260戸，年間総給水量を419万8,123立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては，329ページをお開きください。

収入は，前年度比2.3%増の12億1,265万4,000円となり，その主な収入は，給水収益，いわゆる水道料金の10億972万1,000円を見込んでおります。

支出は11億2,528万4,000円で，主な支出は，県企業局に支払う受水費4億130万6,000円，減価償却費2億7,851万8,000円，支払利息2,159万円でございます。

続きまして，4条予算の資本的収入及び支出について御説明いたします。

330ページをお開きください。

資本的収入ですが，前年度比17.7%減の2億9,381万5,000円となり，加入分担金1,380万2,000円，工事負担金1億8,001万3,000円，企業債1億円を計上しております。減額の主な理由は，吉原土地区画整理事業の工事負担金の減によるものです。

次に，資本的支出です。前年度比13.4%減の5億6,922万7,000円となり，主な支出として，建設改良費及び企業債償還金を計上しております。

建設改良費の内訳としまして，347ページをお開きください。

支出の第2款第1項の建設改良費の主なものとしまして，表中ほどの，25工事請負費の説明欄をごらん願います。

配水管新設工事に2億4,410万円，老朽管布設替え工事7,107万5,000円，吉原I C地区内工事に1億6,417万9,000円という内容であります。減額の主な理由は，吉原I C地区内工事の減であります。

最後に，328ページにお戻りください。

ただいまの，4条の資本的収入及び支出についての説明です。資本的収入が資本的支出に対して2億7,541万2,000円不足いたしますが，その不足額につきましては，減債積立金2,864万円，建設改良積立金5,000万円，過年度分損益勘定留保資金1億9,677万2,000円を補填するものとします。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案8件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いい

たします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号から議案第41号については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時38分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（柴原成一君） 阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（吉田衛君） それでは御報告いたします。

予算特別委員会の委員長は浅野栄子議員、同じく副委員長は藤井孝幸議員です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

予算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第42号 町道路線の廃止について

議案第43号 町道路線の認定について

○議長（柴原成一君）　続きますので、日程第17、議案第42号、町道路線の廃止について、議案第43号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君）　議案第42号の町道路線の廃止について及び第43号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第42号は、主に吉原土地地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う路線の廃止であります。

議案第43号は、主に吉原土地地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う路線認定、並びに荒川本郷地内における民間開発行為の完成による道路の供用開始に伴う路線認定であります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号から議案第43号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第44号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第45号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第46号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第47号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第48号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第49号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第50号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第51号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第52号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第53号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（柴原成一君） 次に、日程第18、議案第44号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第45号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第46号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第47号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第48号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第49号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第50号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第51号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第52号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第53号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上10件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第44号から議案第53号までの、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、農業委員の選出方法が従来の公選制から市町村長の選任制に変更され、議会の同意を得て市町村長が任命することになりました。

定数は、農業委員会の委員の定数等の条例の規定により10名で、任期は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。

本案10名は、農業委員会等に関する法律に従い、阿見町の地域の農業を担う認定農業者が定数の過半を占めているほか、女性や青年の登用を進めるとともに、農業に関する識見を有し、あるいは中立の立場から農業委員会の職務を適切に行うことができる方を含めて選任いたしました。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案10件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案10件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第53号については、原案どおり同意することに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（柴原成一君） 次に、日程第19、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち人権擁護に深い理解のある者の中から議会の意見を聞いて町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

本案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。よって、本案2件については、原案どおり適任とすることに決しました。

請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第20、請願第1号、TPP協定を国会で批准しないことを

求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月11日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時46分散会

第 2 号

[2 月 24 日]

平成28年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成28年2月24日（第2日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

15番	倉持松雄君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教 育 長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君

教育委員会教育次長	竿 留 一 美 君
会計管理者兼 会計課長	宮 本 寛 則 君
総務部次長	大 野 利 明 君
総務課長	青 山 公 雄 君
企画財政課長	小 口 勝 美 君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建 石 智 久 君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須 徹 君
児童福祉課長	青 山 広 美 君
国保年金課長	岡 田 稔 君
商工観光課長	佐 藤 哲 朗 君
上下水道課長	坪 田 博 君
学校教育課長	朝 日 良 一 君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐 藤 吉 一 君
指導室長	前 島 清 君

○議会事務局出席者

事務局長	吉 田 衛
書記	大 竹 久

平成28年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成28年2月24日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成28年第1回定例会

一般質問1日目（平成28年2月24日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 町の水道料金について 2. 選挙の投票率向上について	町 長 町 長
2. 海野 隆	1. 国体セーリング競技実施準備について 2. 男女共同参画宣言都市として取り組むべきことについて 3. 中小企業振興対策について	町 長 町 長 町 長
3. 永井 義一	1. 自主防災組織について 2. 阿見町の待機児童について 3. 阿見町の国保税について	町 長 町 長 町 長
4. 浅野 栄子	1. 阿見町の「教育日本一」を目指して	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

昨日、町長の施政方針の中でも述べられていましたが、昨年末から株安・円高、それに伴い昨年の10月から12月の国内総生産速報値が市場相場を下回ることになり、金融市場の混乱を招きました。また、金利はマイナス金利となり、今までにない経済の混乱が続いております。

さて、そのような中、所得の格差が大きくなってきています。正規と非正規の所得の格差は驚くべきものがあり、また世代間の差では高齢者のひとり暮らしの方の貧困が大きな問題となっております。高齢者の貧困率はOECD30カ国の中で、日本がナンバーワンです。そして2番目がアメリカです。これは新自由主義経済の結果であると思われております。

さて、平成25年の第2回の定例会におきまして、水道料金の改定を検討すべきではないかと提案をいたしました。ただ単に阿見町の水道料金が高いというのではなく、その背景にどのようなものがあるのかお話ししました。当時、町営住宅に単身で入居している71名の高齢者の方が使用している水量のデータを再度確認してみますと、全く使っていない方が3名、1立方メートル以下が5人、2立方メートルが7人、3立方メートルが7人、4立方メートルが6人、5立方メートルが6人、6立方メートルが10人、7立方メートルが6人、8立方メートルが5人、9立方メートルが8人、10立方メートルが8人でした。町営住宅入居者の単身の高齢者の約9

割の人が、1カ月10立方メートル以下の水道の使用料です。

日本の貧困問題は深刻で、全体で25%を超える世帯が生活保護基準以下の所得で生活しております。保護を受けているのは、この中で1割に満たない。この北関東では6%から7%ぐらいで、25%の世帯中9割を超す人が非常に苦しい生活をしております。前は、この人たちからの声を伝えるために質問をしました。そこで再度質問をいたします。

前回の答弁の中で、基本料金制度は他事業体において広く採用されており、近隣では10立方メートル以下に従量料金制を導入しているのは土浦市、守谷市、湖北水道企業団の給水地のみである。このような答弁がありました。そして土浦からの給水となっている住吉地区を町からの給水へと切り替える際には、土浦市との料金格差解消のため10立方メートル以下の使用料についても、従量制への移行は不可避と考えており、今後検討課題としていかなければならない問題であると考えているとありました。この点について、再度質問をいたします。

阿見町において、従量料金制の導入の計画はどうなってるのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひします。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、町の水道料金についての質問にお答えいたします。

平成25年第2回定例会で、今後の検討課題としまして10立方メートル以下の水道料金従量制導入についてであります。従量制を導入すると給水収益が現在の料金体系と比較し減収となります。今まで水道料金の見直しを行ってない理由としましては、当町の水道普及率は国内一県内でも極めて低い状況であるため、阿見町水道施設整備基本計画に基づく計画的な配水管整備を行い、未整備地区の解消による普及率の向上を図り、配水管整備工事に係る費用を鑑みてきたことによるものであります。

しかし、昨年度大口受給者よりさらなる受水量増量についての協議があり、現在事業認可の変更とあわせて計画を進めているところであります。その計画次第ではありますが、給水量が増加し、あわせて水道料金の大幅な増収が見込まれることとなれば、整備計画及び更新計画等総合的に判断し、適正な水道料金体系を検討していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

大口の受給者がさらなる受給量の増量についての協議があるというような、今答弁がありました。昨年のデータ——平成26年のデータで、従量料金制をとるとどのくらいの世帯の料金

が下がっていくのか。先ほど高齢者の単身の町営住宅の件だけ出しましたが、全体としてまずどうなのか。それとまた、これに伴い基本料金の見直しは考えてるのか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。

10立米未満の調定件数ということなのですが、上水道のみの利用の方で1万3,767件。で、上下水道両方使ってる方で4万7,076件。で、26年度の総調定件数が18万807件ということになりますので、パーセントであらわしますと33.65%ということになります。で、これに従量料金を導入した場合の減収なんですけど、税抜ということで考えていただきたいんですが、26年度で想定しますと3,770万弱ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） もう1点。基本料金の見直しのほうは考えているんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい。申しわけありませんでした。

水道料金の見直しに関しましては、審査会——今、水道は審査会がないんですが、やっぱり料金改定ということで審査会を立ち上げてということで、審査会に諮問をして答申をいただきたいということで考えておりますので、ここでやるやらないを明言してしまいますと、審査会必要ないだろうという話になりますので……。

先ほどの町長の答弁にあったように、収益が十分確保できるということになれば、当然方向性としては従量料金の導入、また基本料金そのもの見直しというような方向にはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。まだまだ阿見町の中では水道が布設されてないところも地域においてはまだ残されている中で、大口の、やはりそういう収益が上がっていく中で見直していただくということは、非常にこれは大事なことではないかと思えます。

町長にちょっとお尋ねしたいんですが、従量料金制の導入とともに基本料金の見直しを行い、適正な水道料金にすべきであると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。全国的に本当に水道事業というのは、非常に厳しいですよ。この新聞にあるようにね、やはり人口減少、設備の老朽化ということで、自治体が水道事業を

統合する動き、神奈川県あたりは1本にするといううようなね、そういう状況。ほかでも秩父あたりでは、もう本当に大変だっているようなね、そういうことが出ております。しかし、阿見町にとってはね、大口の需要者が出て、今後やはりいつまでもね、住吉地区が土浦市に帰属しては、これはまずいんじゃないかなど。

そういう意味では、やはりこの大型成約ができて、その損益分岐点が必ず出ますよね。それで、この収益と今3,000幾らっていうものを合わせたときに、どのぐらいの増収になるのか。または幾らかでも……。ちょっとした減収なのかって、そういうものを踏まえながら、やはりそれで十分、あ、これなら従量制に持ってってもいいなと。そういう結論が出れば、やはり先ほども1つの会をつくってやるという、それが答申をしてもらわないとまずいんですけど、そういう意識は、やはり阿見町では持っております。もしもね、そういう従量制で、そういう状況になるっていうことは、全国でも本当にまれな地方自治体になるんじゃないかなという、そういう思いをしています。

今、本当に水道事業、どこの地方自治体も大変だなという、新聞紙上でもそういう状況ですから、前向きな形でやらさしていただければいいなっていう……。今の考えはですよ、はい。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。町のほうでは、水道に関しては今のところ黒字で推移はしておりますが、実際に、これ全国的に見ても下水道のほうをセットにしますと、非常に一財から補填してるっていうことが現状であり、将来的にはやはりこの公共施設の維持管理のほうでもしっかりお金はかかってくるので、その辺のところもきちんと見据えた上で料金改定見直し、少しでも安くなればやはり、この経済的に厳しい人も助かるということで、ぜひお願いしたいということをお願いいたしまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。続きまして2点目に移ってまいりたいと思います。

今年の夏の参議院選挙から、18歳以上の方に選挙権が今度は与えられます。先進国では、みんな18歳から選挙権がありますが、やっと日本も外国並みになったのかなと思います。

そこで、ちょっとお尋ねいたします。選挙の投票率の向上の施策についてお尋ねします。

1点目、選挙の投票所における投票率は、どれぐらいの格差があるのか。

2点目、投票に関して防災無線の活用をすべきであると考えているが、この点はどうか。

3点目、夏の参議院選挙から期日前投票所を本郷、うずら野の地域に設置してはどうか。

3点お尋ねしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、選挙の投票率向上についての質問にお答えいたします。

1点目の、選挙の投票所における投票率は、どれくらいの格差があるのかについてであります。

選挙別に投票所における町全体の投票率、投票率の高い投票区、及び低い投票区、並びに割合の差の順に数字を申し上げます。平成26年衆議院議員総選挙、40.47%ですね、町ではね。飯倉二区投票区が50.76、上郷投票区33.96、この差は16.8ポイント——上と下では16.8ポイントの差があります。平成25年度参議院議員通常選挙39.56%、掛馬投票区で44.64%、吉原投票区で32.07%、12.57ポイント。この差があります。平成25年度茨城県知事選挙23.40%、埴投票区では31.75、上郷投票区では18.55%、13.2ポイントの差があります。平成26年度茨城県議会議員選挙40.78%、飯倉二区投票区で50.98%、上郷投票区で34.17%、16.81ポイント。平成26年度阿見町長選挙41.13%、埴投票区で57.71%、二区投票区で31.67%、26.04ポイント。平成24年度阿見町議会議員選挙47.86%、君島投票区で68.27%、岡崎投票区で38.64%、29.63ポイントとなっております。

ちょっとこれ、数字違うんじゃない。阿見町議会議員選挙57点……。あ、済みません。これは期日前投票を抜いてる数字なんで。期日前は、どうしてもその投票区のあれじゃないんで。済みません。私が聞き間違えました。そういうことで、要するに期日前投票というのは、町の役場でやるんで、投票区ごとの場所じゃないということで。これは、そういうポイント数になります。

2点目の、投票に関して防災無線の活用をすべきであると考えておりますがどうですかであります。

選挙啓発としては、これまでも広報「あみ」や町ホームページへの掲載、投票入場券を活用するなど啓発活動に取り組んでおりますが、本年度から運用されている防災無線についても活用を検討してまいります。

3点目の、夏の参議院選挙から期日前投票所を本郷・うずら野の地域に設置してはどうかであります。期日前投票所は選挙期日前であっても選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる仕組みとなっております。現在、役場庁舎内に1カ所設置しておりますが、期日前投票所の増設については人員確保の面で課題があることから、夏の参議院議員選挙までのプロセスは難しいと考えています。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。かなり投票所によって、1点は、投票の格差がある、町の場合はあるというのが今確認できました。

2点目に関しては、やはり防災無線、活用できるものは活用して啓発をしていただくということで、これは大変ありがたいと思います。

3点目なんですが、実際にすぐ増設をしてやるとなると、多分ハードの部分も設備を用意しなきゃいけない、いろいろこれは準備をしなきゃいけない部分があるかと思うんですが、今ここで人員の確保ということが出ましたんで、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

期日前投票をするときに、そこの一投票所での人員は、まず何名必要で、その経費は大体どのくらいかかるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。これは、各選挙によって期間が違うので、選挙ごとの種類でも結構ですし、1日当たりの経費でも結構です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

この夏の参議院選挙から期日前投票所を増設したらどうかということですので、参議院選挙を投票所、期日前でやった場合はということでお答えいたしますと、通常町で期日前選挙、前回の参議院選挙の場合はですね、まず投票管理者がおります。これは選管の人がやっております。それと投票立会人、これが2名おります。これは公募で募集してやっていただいているということでございます。それとそこに張りつく職員ですね、受付が通常3名体制で行っております。それと、その総括をする職員1名。かなり時間が12時間に及ぶ時間ということですね。交代要員という意味も兼ねまして、総括を入れて4名体制で受付を行っていると。それと投票用紙等を配布していただくような係の臨時職員、これが2名を確保しなければならないというようなこと。もろもろですね、これらのシステムの運用からハードの設置まで含めると、その期日前投票にかかる経費が約240万から250万弱というようなことで、経費的にはかかるというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。やはり人がやるものなんで、人件費等しっかりこれはかかってまいるのはわかります。ちょっと近隣調べてみますと、特に牛久においては4カ所でやっています。牛久の人口は8万4,200、阿見町が4万8,000ちょっと越してるところなんですが、人口動態としては大体阿見が牛久の6割。で、面積においては牛久が大体60キロ平米で阿見が71。投票所に関して牛久で4カ所、阿見で1カ所。じゃあ牛久で、この投票所を増やして、要するに期日前の投票所を増やして、どのように投票率が推移したか。

ちょっと同じ選挙ではない、一斉にぽんぽんぽんとある時期に増やしてるようなんで、一概に単純な比較とはならないと思うんですが、ちょっと言ってみますと、まず平成23年に県会選を、22年ですね、県会選を2カ所でやっております。そのときが38.8。で、その後の市議会選挙、平成23年、これを1カ所増やして3カ所でやりました。それが45.98。で、その後市長選を今度は1カ所増やして4カ所で現在と同じような形でやっております。それで48.69ポイント。そうしますと、単純に見たときに2カ所から4カ所に増やして、投票率が10ポイント近く

上がってるっていう、これが現実であるかと思えます。

阿見町においても、夏の参議院選挙までには無理かもしれませんが、でもやはり、これからの人口の町内の変動、また本郷・うずら野地域に、これからまた増えてくる。その中で新しい人たちは、そんなにこの選挙、投票に意識が高い人ばかりではないという、この現実の中で、少しでも投票をしやすくしていく。そういうことも、非常にこれ投票率を上げる上においては有効なのではないのかなと、こう私は考えます。ぜひ、この夏の参議院選挙は無理でも、これから投票所を増やして投票率を上げていくというような方向性で考えていていただきたいと思うんですが、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。まあ投票率のね、減少って、もうここずっとどこの議員の選挙でも、首長の選挙でも、全て落ちてるっていう、そういう状況を見てますんでね、なるべく投票率の向上を、上げるためには、投票所の増設っていうのは、今後は考えていかないといけないのかなという気はします。ただ、参議院選挙までということではなくね、今後やっぱり検討し、もしもどういう場所に投票所を増設したらいいかということを考えながら、少し考えさしていただきたいなと。そう思います。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ぜひ前向きに検討いただいて、近い将来投票所が増えて、投票率が少しでも上がり、若い人がまた大いに政治に関心を持っていただけるような、そういう阿見町にさせていただく努力をしていていただきたいと要望しまして、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） おはようございます。

それでは、引き続いて私の一般質問を行います。

今月の16日からですね、所得税の確定申告が始まっております。来月の15日までの1カ月間、多くの町民の皆様がこの庁舎3階の特設会場に足を運んで、税金の申告をされております。例年の風景ですけれども、今議会にはですね、平成28年度の予算が上程されております。一般会計168億9,500万円、特別会計・水道会計合わせて141億2,151万円、合計310億1,651万円のこの全てはですね、町民お一人お一人の納める税金あるいは料金がその原資となっております。

これは何度もこの議場でも申し上げてきましたけれども、地方自治法第2条第14項にはです

ね、地方自治体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されております。さらに17項では、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする規定されております。庁舎3階の特設会場に足を運んで、納税の義務をしっかりと果たされている町民の皆様方のお姿を拝見しながらですね、私たちはこの大原則を常に胸に刻みながら審議・議決・行政執行に当たらなければならないと改めて思いました。

早いもので前回の選挙からですね、4年の歳月が流れまして、私もこの任期中の最後の一般質問——16回目の一般質問をいたします。これまでの質問ではですね、議場からの私の提案で条例となって実施されたものもありますし、議決金額を引き下げるといふ議会の機能を高めることにもつながったと。こういうことで、多少は町民の皆さんのお役に立ったかなというふうに思っております。

前置きが長くなりましたけれども、それでは、まず第1番目の国体セーリング競技実施準備についてお伺いをしたいと思います。

私は税金の無駄遣いの典型のようなですね、このつくって壊して9億円という会場整備ではなくて、国体の遺産として、その後セーリングの競技者や愛好者が使用できる恒久的な施設をつくるべきであると考えております。そのことによって、筑波山を望み国内第二の湖——風光明媚な霞ヶ浦沿岸の観光も活性化し、観光客の回遊化も進み、ひいては阿見町の経済波及効果も生み出していくというように考えております。

そこでまず会場整備問題について、その後どのように進んでいるのか。

次に、自衛隊武器学校内への整備に関して、茨城県及び国防衛省関係者、競技団体等の関係各機関との協議状況について、どのような課題・問題が話し合われているのか、詳細にお伺いをするものでございます。

残余の質問は質問者席からいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、海野議員の質問にお答えいたします。

非常に前置きで、すばらしいうんちくをいただきましてありがとうございます。

国体セーリング競技実施準備についての質問にお答えいたします。

1点目の会場整備問題についてお答えいたします。前回の12月定例会で久保谷議員の一般質問の際に答弁しましたが、土地を買ってまでヨットハーバーはつくらないということは変わっておりません。平成26年度、武器学校以外の候補地として大室ストックヤード跡地や船だまり

付近を検討いたしました。霞ヶ浦高等学校グラウンド整備計画が調整段階だったことや財源の問題などから、当初から内定を受けている武器学校が妥当と判断した経緯があります。

現在、大室ストックヤード跡地や霞ヶ浦高等学校グラウンド整備のため、地権者の方々との合意を経て開発行為の手続を進めております。グラウンドの計画が進む中で、具体的に現場のスケジュールが示されてきましたので、開発行為による造成工事の完了の見通しなど、条件を整えば艇置き場等としても借りて国体を開催するという可能性も出てまいりました。そうすることで、かわまちづくり事業でつくった桜堤観覧場所として活用するなど、これまでの町の事業と連携した会場になると考えております。しかし、あくまでも大室ストックヤード跡地は、霞ヶ浦校高校がグラウンド整備を目的に土地を購入し、国や県との手続を進めておりますので、慎重に推移を見守って対応してまいります。しかるべき時期に改めて判断をし、議会へ報告したいと考えております。

2点目の、関係機関との協議状況についてお答えします。

国体セーリング競技を開催するに当たって、県における国体の窓口である国体推進課と適宜協議を進めております。茨城県セーリング連盟とも団体関係だけでなく、ジュニアヨット教室や町長杯ヨットレースなどの際にお話をさせていただいております。そのほか武器学校や霞ヶ浦を管理する国土交通省霞ヶ浦河川事務所や地元漁協である霞ヶ浦漁業協同組合阿見支部にも国体への協力を依頼しております。今後必要に応じ、関係機関とは協議を進めてまいります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いやー、本当にびっくりしました。これまでのね、特に同僚の久保谷充議員とのね、9月・12月の執行部とのやりとり、この中でね、執行部がお話になったことと180度方針が異なったというふうに私は受け止めました。これがもともとね、執行部が考えていた方針だったのか、それともそのやりとりを通じて執行部が変わっていったのか、これはわかりません。これをですね、今からただしていきたいと思います。

まずね、答弁の確認をさせていただきたいと思います。答弁の中でですね、12月定例会で久保谷議員の一般質問の際答弁しましたが、土地を買ってまでヨットハーバーはつくらないということは変わっていませんというふうに答弁しています。残念ながらですね、まだ議事録ができていないので、当時の記憶も曖昧ですので、よくわからない。このことについて、その趣旨をね、確認したいんですが、この趣旨は土地を買わなければヨットハーバーをつくることあるということで、12月の議会にそういう趣旨で答弁をしたということですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、土地を買ってまで町はヨットハーバーをつくらない。やっぱりその後の、やはり今、今は本当に公共施設に対しての統廃合等を進めてる

わけでありますから、その将来に向けてのね、やはり債務になってしまうだろうと。そういう考えを私が持っておるので、それはつくらないということです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっと質問とね、答弁がね、いつも違っちゃってね、きちんとね、私が質問したことに対して答えてください。もう一度。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君、再度お願いします。

○5番（海野隆君） 時間がない。いつもとられちゃうんですね。ですから、これちょっと削っていただきます。プラスさせてください。

いいですか。私が聞いたのは、町長の答弁の趣旨は、12月の議会です、土地を買わなければヨットハーバーをつくることもあるという趣旨で答弁したのかと聞いたんです。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そのときはヨットハーバーを、もしもあの場所につくらないときには、かわまちづくりによってね、そこに今ヨットを浮かべさせるだけのはしけをつくりたいという、そういう答弁はしております。あの場所にどうのこうのはないです。その時点ではね、やはり武器学校ではかはできないという、そういう状況でありました。霞ヶ浦高等学校の話は別であります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次にもう1点だけね、その答弁の確認をいたします。よく聞いておいてくださいよ。平成26年度にですね、武器学校以外の候補地として検討した結果、武器学校内に仮設のセーリング競技会場を増設するという判断は、1. 霞ヶ浦高等学校のグラウンド整備計画が調整段階だったから。あなたの答弁にそう書いてありますね。2. 財源の問題などから、と答弁しています。答弁していますね、そう。いますが、昨年9月の定例会です、久保谷充議員に行った執行部の説明とはですね、全く食い違っていませんか。特に町長の答弁、教育長の答弁とは、全く食い違ってはいますが、この点について確認をしたいと思います。

○議長（柴原成一君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今のは、私がこの答弁書で答弁したやつですよ。要するに……。

○5番（海野隆君） そう書いてあるでしょう。

○町長（天田富司男君） だから、こうやって書いてあるでしょう。だから今の時点でようやく霞ヶ浦高等学校の農転の問題が出てきたということです。ね、この農転がいつできるかというのは、その時点では誰もわかんなかったんですよ。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、9月の議会、12月の議会、久保谷充議員がですね、執行部

に対して、つくって壊して9億円、こんな税金の無駄遣いはないじゃないかと、ね、国体の遺産として残るような会場変更をしたらいいじゃないかと、こういうことをですね、提案をしたり——質疑をして提案をしております。その場でね、どのように言ったのか。

つまりね、その時点でもう執行部は、当然何か霞ヶ浦高等学校の農転が終われば……。今、町長が言ったのは霞ヶ浦高等学校農転が終わったならば、その可能性もあるから、そちらの可能性もあるんだよと、こういう話をしてるんですよ。しかし9月ですね、これはですね、これ教育長がね——かわいそうに、前教育長がですね、答えたということになってたんですね。久保谷議員は町長が答弁したほうがよろしいんじゃないですかと、こんな話をしていたようですけども、そこで何と答えていたのか。言わなくてもわかりますか。わかりませんか。

じゃあ申し上げます。いいですか。こういうふうに申しています。5点目の陸上自衛隊武器学校での仮設競技場で行うということですが、協議場所を変更する考えはないかということで久保谷議員が質問しています。それに対して、協議場所については陸上自衛隊武器学校を借用して開催する方針としました。変更は考えておりません。まずこのように言ってるんですね。

それから最後にですね、最後にというか、6点目ですけども、国体セーリング競技を仮設で行うということですが、国体終了後にマリーナ施設を利用して、まちおこし健康推進やスポーツ推進に活かすよう考えはないかについてお答えします。これは久保谷議員がそういうふうに聞いたんですね。それに対して、会場は借用し整備しますので、大会終了後は前にも答弁しましたが原状復帰して武器学校に返還しますので、利活用は考えておりません。これね、9月の答弁ですからね。しかも、やりとりをずっとしてて。この方針がですね、もしその時点で——9月の時点でですよ、9月時点で霞ヶ浦高等学校の農転の調整が終わったならば、ね、可能性としてそちらにもあるんだというようなことは一言も述べておりません。これは方針が変わったということですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 9月時点ではそのとおりです。方針が変わったも何もないんじゃないですか。どうやったらいい方向に行くかというのは、町が考えるの当たり前で、農転がきちんとなればね、今日質問に答弁したとおりですよ。その時点で何もならないものを、ここでやりまして言えますか。言えないじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのですね、これは当然県や国、競技団体……。にこにこしてるようですけども、そんなににこにこするような話ではないんですよ。ね、積み上げてきて、ね、その担当者もですね、教育次長なども何度かですね、答弁の前面に立ってですね、この問題についてのやりとりをしています。ね。その場で、そういう考えがあったのならば、私はあったという

べきだったと思いますよ。その後ですね、これ全町にですね、久保谷充の議会報告ということで、その再考を求める、会場変更を提案するという事で詳細なね、やりとり、これを私は当然議場で聞いていたわけですから、そういうことをこういう状況だとよくわかります。

それで今のような、霞ヶ浦高等学校の農転ができるとかできないとかって話はずいぶん、一切出てないですよ、その時点で。出てないですよ。じゃ議会は一体何なんですか。議会は一体何なんですか。ね。例えばですよ、9月の議会にはですね、これも昨日かな、昨日久保谷充議員がですね、9月の補正で、どうしてもこれ9月にね、補正出してくださいと。年度内にそうしないと間に合いませんということで出した317万円だけ。基本計画策定業務委託料か、これについて繰越明許になっちゃってるわけですよ。繰越明許になってるっていうことは、今年度に執行できないっていうことですよ。

私たちは9月の議会で、これ、もし自衛隊武器学校を前提に基本計画をつくったら、ね、これは後戻りができないでしょうと。それから、あるいはやり直すことになるんじゃないですかということで、そこを削除して——補正のね、補正予算の削除を求めて修正を出しました。残念ながらね、これ議会の中ではね、少数派になってしまったので、認められましたよ。しかしね、本当は9月議会で賛成した人はですね、これ大いに怒らなければいけないですよ。なぜかという、そのときに自衛隊武器学校の中でつくるということを前提にですね、進めていったこと。これがですね、今ストップしちゃってるわけですよ。その原因も、やりとりの中では余りよくわからなかった。これ聞きたいなと思ってるんですけども。ということで、これが方針変更じゃなくて何なんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 方針変更ではないと思いますね。いかにして国体をね、町がいい方向に持っていくかというのは、やっぱり職員はね、一生懸命考えてるわけですよ。その時点ではね、農転の話も何もないし、その時期的な問題も全然出てないわけだから、それは海野議員に言われてもね、9月時点ではそうだった。そのとおりなんですよ。それで、これが大きな方針転換、もしもこれが本当の大きな方針転換だったら、あなたたちは喜んでいいわけじゃないですか。そういう形になったらですねって、あなたたち言ってたんだから。そうでしょう。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 語るに落ちたというかね、政治家の言葉としてね、そういう言葉をね、こういう神聖な議場というのかな、これは教育長がね、この阿見町の議会の議場をね、子供たちに見せることには躊躇があると。ね、こういうことを申し上げましたよ。今の話はね、全くそうですよ。子供たち見たらね、混乱しちゃいますよ。9月にね、傍聴してて、それでまた新たに今日傍聴者したとしたらね、これ子供たちは何言ってるのかさっぱりわからない。そうい

う状況ですよ。そんなことを堂々とね、この議場の中でいけしゃあしゃあというのかな、話をされるのはね、私としては釈然ともしないし、とんでもない話だと思っています。

それでね、時間も時間になっちゃうんでね、ちょっと先ほどのことに戻ってね、繰越明許の話ですよ。繰越明許のことで、久保谷議員と次長の間でのやりとりはですね、少し詰めるところまでは行ってませんでした。で、今回一般質問なので、特に我々はね、予算には反対をしました。削除をしたほうが良いということですね。で、これ、今なぜこれ、執行ができないですか。あるいは執行はどこまで行っているんですか。それから、どこに執行ができない原因があるんですか。で、それは9月のときに……。

今の町長の答弁では、霞ヶ浦高等学校の農転ができれば、そういう方向に行く可能性もあるんだということをおっしゃってますが、その9月の時点でですね、この補正予算317万円のですね、協議基本計画委託料、このことは予想されてたんですか。

幾つかを質問をしてるので、まとめてきちんと答えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

まず最初にですね、先ほど町長が答弁しましたよね。霞ヶ浦高等学校がグラウンド整備を目的に土地を購入し、国や県との手続を進めておりますので、慎重に推移を見守ってんだよって。相手があるんですよ、これ。相手。自分の土地だったら何でもできます。相手がありますんで、相手の方は迷惑かけない、慎重に見守ってる……。一言言います。その後9月に補正をいただきました。ありがとうございます。

何回も言ってるんですが、事務手続のおくれによって12月の議会には3月——年度末には終わるように目標を立てますよって言いました。ただ事務の手続のおくれによって、予算措置の繰越明許をしたわけでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 317万のあれ……。まあ今、事務手続のおくれたということで、できない。また、まだまだ地権者に対しての農転がおきてないということで、金銭の受領書もまだ終わってないという、そういう状況でありますから、それやっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと、そう思います。だから、9月時点では武器学校という、そういう意識でやってたから、それは全然考えてないと。これは当たり前じゃないですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、議長、申しわけないんですけど、質問者の質問をしてることに對してね、次長は答えなければいけませんよ、ちゃんと。ね、そこ、議長、注意してください。

いいですか、わかってるんですか。わからない、わかってるんですか。

○議長（柴原成一君） 質問を続けてください。

○5番（海野隆君） まあ、あのね、次長、私が聞いたのは9月の議会で、これ多分次長が書かれたんじゃないですか。この、先ほど私が読み上げた、ね、読み上げた答弁。教育長の答弁ですよ。その答弁からして、ね、当然この317万円の協議基本計画委託料というのは、自衛隊武器学校を前提にしてつくられているものですよと。もし、その時点で霞ヶ浦高等学校云々というようなね、そういう要因があったときには変化するんだと。そういうことを教育委員会あるいは教育長としては知ってたんですか。執行部としてはわかってたんですかと。こういうことを聞いたんですよ。どうなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ですから、これ先ほども言ったように、公の場所で、要するに慎重に、ここで発表する相手がありますので、相手方に迷惑かかっちゃうんですよ。知りませんでした。あの時点は、先ほど町長が言ったように、前に教育長が言ったように、現時点では陸上自衛隊でやっていくんですよと、その方針。何ら問題ないと思いますけど。ただ、今——現時点では先ほど町長が答弁したように、そういう可能性が出てきたよちゅうことで、何ら言っていることはおかしくないと思いますけど。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あなたの舌をよく見てみたいような感じだよ。何の問題もないと言ってんだ。問題があるから聞いてんじゃないか。

ね、それでね、事務手続のおくれって言ってますよね。事務手続。何の事務手続のおくれですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 事務手続ですから、事務手続が——仕様書をつくったりって、そういう部分がおくれているちゅうことで、それ以上ないんですけど。はい。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そういうのはね、質問に対するね、答弁拒否ですよ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今言ったとおり、次長が言ったとおりですよ。人ごと失礼失礼と言うけど、議長に対しても誰に対してもね、どうのこうのって指指してね、あなた、自分のほうが失礼ですよ。自分でやらないで、人のことやれやれって言ったりね。そういうことをね、やっぱり自分……。質問者としてだって失礼なこと、あなた言ってるんですよ。それだけ自分でも感じたのがいいですよ。

○議長（柴原成一君） 町長に申し上げます。議事に関係ないことはなるべくしゃべらないようにお願いいたします。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） せっかくね、話があったんで、私がやらなければならないことをやってないってのはどういうことですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ここは、今の質問とは違うんで申しわけございませんでした。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。町長には、今注意しましたので、質問を続けてください。

○5番（海野隆君） もうほとんど本当に……。

それでね、私は……。あのね、教育次長は答えられませんでしたね。残念ながら。事務手続のおくれ。事務手続のおくれは事務手続おくれの以上でもありませんと。以上でも以下でもありませんと話でね、まあ、しかしそういう答弁はないでしょう、普通ね。何か仕事あって、あなたおくれてるから、これどうしたのって言ったらね、かくかくしかじかでおくれてますと。いうことを普通は答弁するんじゃないですか。まあ、それはいい。

それでね、国体開催年というのは2019年……。いや、ごめんなさい。平成31年……。いいですね。で、プレ国体はその1年前ですから、本番と同様に、本番同様な施設で実施されることになっていると。そうするとね、そろそろ決着をつけてやらなくちゃいけないなというふうに思っているわけですよ、ね。それでね、何かこの問題について質問をすると、非常に攻撃的に町長はね、物を言います。何かね。みんなで賛成してやったらいいんじゃないかとかってね。

我々がね、どうして国体に反対してるんですか。我々国体がスムーズにね、開催されて、それでその遺産が残ったりね、経済波及効果があって町が発展をする、スポーツが発展をする、ね、そういうことをみんな望んでね、やってるんですよ。それを何か、そのね、我々が何か批判的なことを、批判的っていうかな、やっぱり聞くと、そういう態度に出るとというのがよろしくないなと思っております。

そろそろね、会場整備問題には決着をつけたほうがいいというふうに思います。ですから私は最初にね、ああ、やっとな、これは我々の言い分について理解をして、その会場の問題についてね、変更というね、かじを大きく切ったんだなど。だから驚きだと。今までかたくなだった執行部がですね、新しい会場変更、つまり我々がかねてから言っているようにですね、遺産として残る、それから残った遺産がですね、観光客の周遊やあるいは町の経済的波及効果に使用する、そういう方向に行つたと、実は喜んでいるわけです。つまり我々がついにやったぞと、こういう気持ちがあるわけですね。これは町民のためです。誰のためでもありません。

それで、もう1つね、細かくお聞きしたいのは、もともとどうも国体の会場については、町長の答弁によればですよ、霞ヶ浦高等学校のグラウンド整備、そのところにつくる可能性も検討していたんだと。こういうふうなふうに思われるですね。そうしますと、今まで、ね、霞ヶ浦高等学校とはどんな話し合いをしてきたかわかりません。少なくとも、ここで……。これ全協のときにも、町長はおりましたけどね。これ久保谷さんの霞ヶ浦高等学校・大室間の周辺につくる場合には、こういうことも必要じゃないですかということに対して、非常にこれも攻撃的にですね、こんな霞ヶ浦高校の同意もらってから言え、みたいなことを言っていたりしましたね。

何か漏れ聞くところによれば、町長室にですね、集められて何も言わないでくれみたいな話までしたのかどうか、協力してくれという話だったのかわかりませんが、いずれにしても町としてね、町として国、いやいや県、国体推進課、ね、国体の窓口である国体推進課とか、それから国、それから自衛隊武器学校、ここについてはいつごろまでにどのような協議をするんですか。どこまで霞ヶ浦高等学校の可能性を迫りかけるんですか。さっき言ったように、そろそろリミットじゃないですかと。

職員もこれ大変だと思いますよ。だって事務執行できないのは、方針が決まってないからでしょう、これ。事務処理のおくれじゃなくて。方針が決まればもう、9月の方針で行けばとっくにもう基本計画はできてるでしょう、これ。武器学校にやるっていう、これ断言したあの方針のままやれば、年内にできてたんじゃないですか。それが事務処理がおくれるとかかっていうのは、方針が決まってないからなんですよ。だから、その方針を決めるのは、いつまでにどういう段階で、いつまでに方針を決めて、それで国体準備室——4月から国体準備室になるんですね、ここは粛々と仕事をしてね、町民を巻き込んで、競技団体を巻き込んで、この阿見町で45年ぶりに……。まあ初めてですね、阿見町では国体をするのにできるのかどうか。これをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点だけ海野議員に言葉を挟まさせていただきます。

あなたたちは、土地を取得してやるっていう、そういう意識でもってやったんじゃないですか。いや、言ってるじゃない。あんた言ってるよ。書いてあるんだから。書いてあるんだから、言ってるよ。

○議長（柴原成一君） 皆さんにお伝えします。

○町長（天田富司男君） 言ったじゃない。

○議長（柴原成一君） 答弁中は静かにしてください。

○町長（天田富司男君） だから、自分たちはそういう意識でやったんじゃないですか。土

地を買ってやろうって。だけど……。

〔「反問権はないぞ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 何を反問権はないって……。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩は11時10分までといたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長に申し上げます。町長は質問者の答弁にのみ答えるようお願いいたします。なお、反問権は4月から執行できますので、4月からよろしくようお願いいたします。

それでは、一般質問を続けます。

はい、教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 海野議員の質問にお答えいたします。

茨城県国体、これ平成31年開催されるわけですが、今現在は、茨城県は国体開催の内定を受けておりまして、今年8月に正式に茨城国体開催が決定する予定です。それまでに方針を固めます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そういう話を聞いたわけではないんですが、これもまたね、議長、私の質問の趣旨と違うのではないかなと私は思いますよ。まずそれじゃね、変えますね。質問のやり方をね。

つまり、今まで少なくともですよ、去年の12月まではですね、やりとりを聞いていると、特に去年の9月はね、完璧に自衛隊の武器学校でやります、ほかは一切考えていませんという断言をしておりますし、町長についてもですね、議事録ありますけれども、そのように意思を固めて、そういう方向で言っているようです。

それでお聞きしたいんですが、この自衛隊武器学校でやるということについてですね、当然これ内定を受けたのがそこだということのようですので、茨城県あるいは国、あるいは自衛隊武器学校、あるいはその協議団体というのかな、そことそれぞれ、どんなですね、課題・問題あるいは改善しなければならない点、こういう点がある、あるいはこの場所ではちょっとふさわしくないとか、いろんなね、協議をやってきたと思うんですよ。そのことについて、少し詳細に、詳しく御説明ください。各関係機関ごとにですね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい、お答えいたします。

これまでですね、武器学校とか県それから県セーリング連盟とも、たびたび協議を重ねてまいりました。延べでこれまで110回以上ということでございます。それぞれの課題もたくさんございます。特に県連盟とはやっぱり会場地の問題は前からありました。それから中央視察というのが前に——2年前にありましたけれども、そのときも日本セーリング連盟からは場所についてはどうかという意見がありました。

そこら辺も踏まえつつですね、武器学校とは、どのようなことにすればそれをクリアしてできるのかというのをいろいろと調整してまいりました。例えば、武器学校に入る問題ですね。どうしてもセキュリティの問題とかがありますので、そういった場合には直接入れるように橋をかけるとか、シャトルバスを動かすとか、そういった協議もいろいろ重ねてまいりました。それに付随しまして、県とも予算のヒアリング等もありましたので、できるだけお金のかからないようなセーリング競技ということで、たびたび県とも——延べで26回等ですね、やってます。ちなみに武器学校とは、これまで26回ぐらいですね、県とはそのような形で26回ぐらいですね、いろいろと協議を重ねてまいりました。

そのほかですね、霞ヶ浦河川事務所などとも協議を重ねて、また先催県ですね——これまで行ってまいりました宮古とか和歌山とかそういったところの状況も聞きながら、どうしたら阿見町のセーリングがうまく成功できるかというようなことで、さまざまな調整——調整っていうんですか、協議を行ってまいりました。

大まかなところですが、そういうような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうですか。ありがとうございます。お身体大丈夫ですね。これからのね、大事な役目を担うので気をつけていただきたいと思いますが。

それでね、私は今安全の面とかですね、会場に至る経路の問題とか、なかなか自衛隊武器学校に会場を設定するというのをね、それはそれで大変だなというふうに最初から思っていました。ただそれをね、担当者はね、間で、どうやったら改善していくっていうか解決できるかということを熱心にやられていたのでね、それはそれでそのまま進むのかなというふうに思っていましたら、ここに来てね、こういう状況が出てきたので、少しやっぱりその自衛隊の武器学校内でやるというのは、ちょっと無理筋が少しあるのかなというふうに町も考えたんだろうし、あるいは県・国、競技団体はね、一貫してどうでしょうかと、3拠点になるっていうかな、本部とこぎ出すところと、それから土浦から審判団が来るっていうね、3拠点になるような感じで、どうも今までのケースではないケースですね、などと言われていたのではないか

と思っております。それはわかりました。

それでね、最後ですと言いながら、こうやってしゃべっているんですけども、先ほども述べましたけれども、これはまだ聞いていないんですけどもね、最後に一体そのスケジュールね、いつになったら会場を選定をすることができるのか。ね、どういう状況になったら選定できるようになるのか。で、4月になって町の国体準備室がですね、会場の場所も決まって、それでそれに向けて各関係機関とそれぞれ調整しながらですね、一気に走っていくことができるのか、その条件と場所についてだけお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。1つ、国体準備室ちゅうのは御存じのとおり4月1日に機構改革によりできるって形になろうかと思っております。で、もう1つは先ほど町長が答弁したとおり、霞ヶ浦のほうのグラウンドはですね、そこでできる可能性ができるよちゅう形になりました。今の実際、霞ヶ浦高等学校のほうは先ほど町長が答弁したように国・県ということで、慎重にやっていますんで、そこらを見守っていくち形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、もうそろそろね、決着つけてあげたらいいんじゃないかなと思うんですよ。職員としてはね、自衛隊の武器学校でやっても、あのね、それはそれなりに努力をして成功すると思っておりますよ。ね、それから会場変更して、そちらに行くということになればね、それはもう職員はそれに応じてやっていくわけだから。それで町民もね、これ本当に会場どこになるんですかって。これ久保谷さんの影響もあるかもしれないね。迷ってしまっただけ。しかし、これ迷うのは当たり前です。執行部がね、ふらふらしてるから。

そろそろもう決着つけてやらないと進めないと思っておりますよ。それで肝心の盛り上がりとか、いろんな面でね、多方面に国体の準備に影響しますので。だって、これ317万執行できないんじゃないですか。会場が決まらないうと。何か来年度の予算には6,000万ぐらい載ってますけど。それ何を前提に、どのようなことを前提に予算を組み上げたか、よくわかりませんが。もう一度答えてください。

○議長（柴原成一君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど私の答弁にもあったとおり、やはり1番は私たちが土地を持って何でもできるという、そういう状況じゃないんでね。霞ヶ浦高等学校がどういう状況の中で農転がおきるかという、まだ農転がおきてないっていう、やっぱりこれは関東農政局——国の案件ですから、なかなか非常に厳しいっていうようなこと言ってますので、これがおきないことには前に進まないっていうことで、そういう面ではね、やっぱりそういうものがおきて、

もしも協議事項が霞ヶ浦高等学校でもいいですよという状況になれば、それは別ですけど、まだそこまで行ってないという状況なんで、そこは御理解をいただきたい。そう思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何回もやりとりしたら嫌んなっちゃうんですけど、それはいつごろなんだったって話を聞いてるんですよ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、いつごろつってもね、これは私が出すわけじゃないから。関東農政局で出すんだから、いつごろって私に言われても、これはなかなか海野議員に、いや3月末までには出しますよっていうわけにいかないんですよ。やっぱり農政局に対して一生懸命、やっていただいているっていうことですから、それはいつっていう時期は言えません。いつって言って、それ間違ってたんじゃないかって、すぐそこら辺は、すぐ始まりますからね。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町長はね、行政手続法というもののね、制定の経緯とか、行政手続法の趣旨を全くね、理解していないと思います。あなたが議員のときにできてますよ。行政手続法ってのはですね、そういった見通しも含めてきちっとね、聞くこともできるわけですよ。ね、それは行政としては、それ答えなくちゃいけないわけですよ。そういう議論を無視してね、それは、わからないものはわからないんだみたいなね、そういうことはね、ちょっとね、行政のトップにある長としてね、少し認識不足だと思います。

まあ、これもうね、一々やっても、私の時間がなくなっちゃうので、この問題は終わりにしたいと思います。いずれにしてもね、早く会場問題に決着をつけて、職員がですね、次に進めるように。町民も国体を開催する、あるいは迎える、そういう方向にですね、行けるように、議会としては全面的に協力しているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、第2問目。

○議長（柴原成一君） はい、5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それではね、次の質問に移りたいと思います。

第2番目はね、男女共同参画宣言都市として取り組むべきことについてお伺ひをしたいと思います。

阿見町はですね、平成25年11月10日、県立医療大学大講義棟において内閣との共催で男女共同参画宣言都市に係る記念式典を行い、12月1日には庁舎内に広告等も設置してですね、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支え合い、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指すために政策を展開をしております。

質問はですね、男女共同参画宣言都市として、阿見という地域社会全体としてね、男女共同参画が進むように実効的な、具体的な方法をお聞きするものです。

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律——女性活躍推進法が制定をされました。これにより、本年4月1日ですね——平成28年4月1日から労働者301人以上——まあ大企業ですね、は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

まず、第一は4月1日から全面施行となる女性活躍推進法への対応について伺います。

1. 町内における全面施行該当となる対象企業はどの程度あるのか。

それから2. 対象該当企業の目標や行動計画の策定状況について把握しているか。

3. 改めて阿見町の行動計画について。

続いて……。まあ、ここまでにしとき……。答弁が2つあるからね。

続いてですね、目標や行動計画策定、実施を促進するための助成について——助成ですね、助ける、成る、助成について伺います。

1. 企業は努力義務、これは301人以下ですね、301人以下については全面施行になってもですね、中小企業は努力義務とされておりますので、企業は努力義務ではどのようなことをすればいいのか。

2. 現状分析や策定についてのアドバイスやコンサルト料等の補助制度をつくる考えはあるか。

3番、今回の件にかかわって、男女共同参画センターはどのような役割を果たすのか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、男女共同参画宣言都市として取り組むべきことについて。

1点目の4月1日から全面施行となる女性活躍推進法への対応についてであります。

この法律に基づき、国・地方公共団体、先ほど述べられましたけど、労働者301人以上の大企業は、平成28年4月1日から女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務づけられました。町内におけるこの対象となる企業数は210社程度と見込まれます。企業の計画策定状況については、把握はしておりません。

地方公共団体である町におきましても、平成28年4月1日までに特定事業主行動計画を策定することが義務づけられたため、任命権者ごとに教育委員会、議会、農業委員会など庁内関係各課から係長級の職員を専任し、特定事業主行動計画策定委員会を実施して計画の策定を進めております。ただ策定中ではありますが、当町においては、特に女性職員の管理的立場にある職

員への登用等に課題があると分析しておりまして、それらの課題解決に関する目標などを盛り込んだ計画を3月中に策定したいと考えております。

2点目の、目標や行動計画策定、実施を促進するための助成についてですが、労働者が300人以下の企業においては、この行動計画の策定等は努力義務とされております。先ほど言ったとおりですね。中小企業においては、計画の策定義務はありませんが、この法律の趣旨を理解し、企業内における女性が働きやすく活躍ができる環境を積極的に整えていく努力が必要であるとと考えております。

積極的に行動計画の策定等に取り組む中小企業への町の支援策としては、補助制度創設の考えはあるのかとの御質問についてですが、現地点では具体的な支援策は考えておりません。町では、平成28年度で計画期間の終了となる阿見町第2次男女共同参画プランにかわり、平成28年度に第3次男女共同参画プランの策定を予定しております。第3次プランは、今般の女性活躍推進法の趣旨も踏まえて策定してまいります。また男女共同参画センター等の役割につきましても、その中で検討してまいります。

○議長（柴原成一君） はい、海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。私はね、この本席からですね、執行部席を見渡しておりましてですね、風景がね、ちょっと違うんですよ。それは教育長の——菅谷教育長のところにですね、ずっと青山教育長がお座りになっていて、まあ女性がそこに座っていたんですね。今回教育長が交代になって、これは菅谷教育長には何の責任もありませんが、女性ですね、1人もいないと。こういう風景をですね、私は改めて見ているわけですね。で、阿見町としてもですね、これかねてよりの課題であると答弁にも書いてありましたけども、やっぱりその辺ね、もうちょっと力を入れてやったらいいじゃないかなという気はいたします。

今回ね、私がこの質問をしようと思ったのは、農業委員の選出。初日にですね、農業委員、議会が同意してですね、10人の農業委員が新しく決まりました。制度が変わってですね、今回は議会の同意……。同意人事ではないですね、承認を得るということでやりましたので。で、少しは変わるのかなと思いましたがけれども、変わりませんでしたね、ほとんど。それ、どこに大きな、議会として議論をしていたかという、なかなか選挙区、選挙を経て農業委員を、女性を送り込んでいくってのは、なかなか大変だということで、それでは推薦枠——議会の推薦枠ですけども、この議会の推薦枠を1つ使ってね、ここに女性を送り込みましょう。しかし、一人ではちょっとね、なかなか大変ですよという議論をずっとしてですね、もう一人何とかならないかと。そのためには各推薦団体にですね、女性を出すようにということで……。

そういう議論がですね、議会の中では行われてきたんですね。今回、言ってみると選挙がなくなってしまったわけですね。公募・推薦という形で出していきますので、そうすると、より町

長のといたしますかね、町長のコントロールがきく状況にあったと私は思うんです。ところがね、出されてきたメンバーを見ると、現在……。現在かな、まだ任期があるからね、現在の農業委員をやってる現職の方が1名で変わらなかったわけですね。

そういうことをね、考えていると、阿見町で男女共同参画センターができて、政府も参加してですよ、男女共同参画宣言都市を高らかに宣言をしてきたのに、1つ1つの具体的な政策につながっていないと、私はね、こう思わざるを得ないですよ。これ何が問題なのかなというふうに疑問に思います。

それで、まず今回の農業委員の選任に当たって、そういう観点から議論があったのかどうか。まず、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

男女共同参画の推進につきましては、海野議員が言われるように、阿見町としては町長を先頭に、職員全てがその趣旨にのっとり推進していくという立場については一貫しております。また、第2次の男女共同参画プランにおいても、審議会・委員会等については3割以上は女性委員にしましょうよというふうな目標を書かれているということも十分に理解をしております。

今回の農業委員会の委員の選出ですけれども、大きく農業委員会法が変わりまして、昨年12月の議会で農業委員に関する定数の条例を定めていただきました。その中で、10名という選出の中で、過半は認定農業者を選出しなければならないというふうなことがございます。残念ながら認定農業者に女性がまずいないということで、6名枠はまず男性しかないということ。で、旧法——旧の法律の中では、20名だったわけなんですけれども、16名は選挙、その他の4名については各種団体——JAそれから土地改良区それから農業共済、議会から必ず選出していただくと、いただかなければならないという規定があったわけなんですけど、今回の改正の中では、あくまでもそういう団体に推薦を求めるというふうなことになったわけでございます。

と言いましても、ただこの改正農業委員会法の趣旨には、8条の第7項に市町村長は、委員の任命に当たっては委員の年齢・性別に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならないということも、我々は十分に理解をしておりますし、町長も理解はしているところでございます。そういった中で、あとの4名枠をどうするかというふうなことで、各種団体のほうに推薦を求めたというふうなことでございますが、団体についてもなかなか理事会等を経て推薦をするというふうな経緯もあったんだと思いますけれども、女性が上がってこなかったというふうな結果になったわけでございます。

ただ、先ほど申したとおり、女性は必ず入れなければならないというふうな認識があった中で、町の県農業委員会の中でも非常に女性枠は必要だろうというふうなことで、今回推薦——

あくまでも推薦・公募が原則になるわけで、その推薦・公募の中で町長が議会の同意を得て選任するというふうなことになるものですから、その中で農業委員会のほうでも現女性の農業委員さんを推薦するような方向で取り計らっていただいたのかなっていうふうには思っております。

ただ、そういった状況の中で、だからといって女性がなかなか農業委員という――阿見町の農業委員というふうな立場の中で、なかなか選出が、なかなか難しいというふうなこともあるんだらうというふうに思いますけれども、そういった推薦団体に推薦してくださいと求める段階で、女性の委員を配慮していただくというふうなことまでは言わなかったというふうなことは、1つの反省点だったらうというふうには思います。ですので今後、まあ、この3年後にはなってしまうかもしれませんが、そういう団体に対しても女性委員の推薦を配慮していただくようお願いはしていかなければならないだらうというふうに思います。

ただ、ほかの審議会とか委員会は、公募以外はその各関係機関に女性をひとつお願いしますというふうには言えるんですけども、今回の改正農業委員会の趣旨から推薦を求めるというふうなことになってますので、なかなかそうはいかないというふうな事情も御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いろいろと事情をね、申し述べられましたけれども、そういう事情をね、知った上で御質問してるわけですから。相当ね、割り当てをするとか、相当強いね、やり方をしないと社会は変わっていきません。北ヨーロッパで政治の場にね、女性が参加していくとか、あれはもう政党法の中で、政党の中で候補者をですね、割り当てちゃってるんですね。そういう相当強い意思でもってやってかないっていうと、なかなか変わらないのではないかなと思います。

それでね、1つだけ御提言を申し上げたいんですが、どうもその阿見町ですね、環境にしてもそう、それから男女共同参画についてもそうですけれども、男女共同参画については町民活動推進課でしたっけ、これ、担当課がね、ああ、部長……。町民部長いますけど……。そうするとね、ちょっと権限をね、もうちょっと、町長がこれは委譲するんだらうと思いますけども……。まあ、環境マネジメントシステムってのがありますね。で、これは例えば品質でも一緒ですけども、マネジメントシステムの中には事務局を置いてですね、そこに強い権限をトップが与えてですね、例えばいろんな会社が行う事業、ここだったら行政が行う事務事業、ここについてですね、例えば環境の面から全てを環境マネジメントシステムの事務局で見ると。こういうことをしてですね、全社的、ここは全庁的にですね、その意思が反映されるようにす

るということをしております。

で、これは提案ですが、そういうことをするかどうかは私はわかりませんが、例えば、男女共同推進マネジメントシステムなどというものをですね、つくって、審議会それからこういった人事ね、そういうことも含めたものをですね、その男女共同参画という面からですね、全部見直してみると。そういうふうにするべきではないかなと思います。そうしないと、各課各課もみんな理解しているから大丈夫だろうと。こういうふうに、さっき部長はおっしゃってましたけれども、やっぱり各課各課でね、いろんな事情に流されるということもありますので、そのことを全庁的に統一してね、それをやっていくということをね、ぜひ御提案したいと思います。

これはこれで終わりにしたいと思います。先ほどのね、女性が働きやすい、活躍できる環境ということについては、これからということもあるので、ぜひね、助成制度なんかも含めて、努力義務ではあってもね、企業イメージを高めるとか、そういうことで取り組む企業もあると思いますので、ぜひそういうところにですね、行政として手助けできるように、そういうことでお願いしたいと思います。

じゃあ、議長。

○議長（柴原成一君） はい、5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 実は3点ね、用意したんですけれども、1番目で大分時間をとってしまいましたので、今回せっかくね、これ答弁書をつくっていただいたり、私とやりとりをしていただいたりして、まことに申しわけないんですが、3番目の中小企業振興対策についてはね、再選されればまたその議会でね、改めてあれするというところで……。ええ……。そうですか。それじゃあ、ごめんなさい。そうしましょう。申しわけないんですけど、削除するっていうことで、しておきます。

以上でね、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ちょっとね、時間の配分が間違っちゃったものですから、そういうことで、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一でございます。

午後からかなと思っていたんですけど、非常にちょっと中途半端な時間になってしまってますね、多分私の質問が、昼休憩を挟んで中途半端になるかもしれませんが、御了承ください。

まず、質問に先立ちまして、阿見町の共産党としまして昨年末にアンケートをとらしていた

だきました。その中で、町民の方々の要望としては、やはり国保税の問題、水道料金の問題、これがやっぱり高いから引き下げてほしいという要望がかなりありました。その中で、国保税に関しましては、今日3つ目になるのかな、質問でいたしますけれども、水道料金の問題に関しまして、私も昨年——平成26年の議会で一般質問をさせていただいたんですけども、残念ながらできないということですね、引き下げができなかったんですけども、今回トップのね、川畑議員の質問の中で、検討しますということで、やはりこれは誰が質問してもですね、やはり町民の方が生活しやすくなる阿見町をつくるということに関しては、これ非常にいいことだと思います。ですから、私はこの答弁にね、評価したいと思います。

ですから、こういった形でね、全議員が、一人ひとりがね、ここじゃなくやはり町民の、阿見町をよくするんだってという観点でね、いろんな質問をして、誰が質問しても行政のほうで答えてくれれば、それはそれで町民の人には利益になるということですので、私は今回非常によかったかなと思っております。

前置きはさておきですね、じゃあ早速1番の質問に移ります。

自主防災組織について質問をいたします。

総務常任委員会では1月28日から29日にかけて、防災関連の視察研修に行ってきました。その中で、愛知県の日進市の自主防災組織の経験が、これは阿見町の自主防災組織に活かされると思い、質問いたします。

日進市の活動のきっかけとなったのは、平成12年の東海豪雨災害での市内を流れる天白川が氾濫したことなんですけども、その後の東日本大震災を契機に、東海地震被害想定を見直すことでした。地震に関しては、阿見町でも十分想定できることですし、昨今では竜巻による被害も想定できます。このような中で、地域での自主防災組織による活動が不可欠になります。日進市の進んでいるところは、防災推進委員制度による支援と、あと交付金制度による活動の支援、これが挙げられます。21人の防災推進委員が地域での防災の啓発活動を推進したり、交付金による活動の支援を行っています。

また香久山地区——こういった地区があるんですけども、香久山地区の自主防災会での活動では、防災マップをもとにウォークラリーを行い、その香久山地区の区内での危険箇所やAEDの置かれている場所などを確認することを目的に、毎年行われています。ここで重要なのは、子供たちが参加できる日程や工程をつくるということです。子供たちが参加することにより、親も一緒に参加するという。そういう形をつくっていることです。

町には66の行政区のうち活動を行っているのが約3割と聞いていますが、具体的にはどのような活動を行っているのか。また、自主防災組織育成事業の中の、自主防災組織補助金の内訳はどのようなになっているのか。3点目に、県で行われている防災研修会の内容はどのようなも

のなのか。最後に、町として今後この自主防災組織をどのようにするのかをお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 自主防災組織についての質問にお答えいたします。

まず、永井議員が言われたとおり、今回のね、質問で水道料金という、これはやっぱり時々ね、やっぱり町も動いてるってことですよね。何でも動いてる。そのためには、町民にとって一番いい選択は何なんだっていうことを、やっぱり職員も一番考えてるわけですからね。これはやっぱり政策の転換とか何とかと言われたにしてもね、やっぱりこれは今一番どうやってやったらいいかっていうことをやっぱり考えないとね。そうじゃないと、昨日言ったことだって、今日変わるわけだから。自民党の、ねえ、定数削減だって。だから、そういうことも踏まえて、やっぱり時々動いている中で、町民にとって一番いい形のものはどうなんだっていうことを、私たちは考えていかないといけないんじゃないかなと、そう思います。

そういう中で、1点目の自主防災組織が具体的にどのような活動を行っているのかについてであります。

地域において災害に備えるための活動として、避難訓練や避難行動要支援者の安否確認訓練、消火訓練や非常食の炊き出し訓練などの防災訓練の実施や、町の補助金制度等を活用し、防災用資機材の備蓄などを行っております。また、災害発生時には、情報の収集や伝達、初期消火や避難誘導、救出救護などの応急対策活動を行います。

2点目の、自主防災組織補助金の内訳についてであります。

町では、自主防災組織の活動育成を図るため、地区防災訓練の実施に対し上限3万円、資機材等の整備に対して15万円の助成をしております。平成26年度の実績では、防災訓練補助で17地区、資機材の購入補助で3地区より補助申請がありました。

3点目の、県の防災研修会の内容についてであります。

県では、自主防災組織のリーダーとして活動できる人材の育成を目的として「いばらき防災大学」を開講し、自主防災活動、風水害対策や地震対策等に関する講義や図上訓練を4日間のカリキュラムで実施しております。また本講義を受講した方は、防災士試験の受験資格を得られ、希望者を対象に防災士の資格取得試験も実施されております。町からは、今年度9名が受講されました。

4点目の、今後町はこの組織をどのようにするのかについてであります。

防災・減災のかなめとなるのは自助と共助です。特に大規模災害時においては、町や県、消防や自衛隊などの防災機関の公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが

難しい場合も考えられるため、地域住民の方の相互協力の共助が必要となります。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保協同の精神に基づき、地域の方々が自発的に防災活動を行う重要な組織であることから、平成25年度から3年間にわたり、防災リーダーの育成を目的とした地域防災力パワーアップ研修を各中学校区単位で実施し、地域防災リーダーとしてスキルアップを図ってまいりました。

また、平成28年度より、土砂災害警戒区域の指定地域の中からモデル地区を選定し、地区防災計画の策定支援と、地域の中核となる人材育成支援を行う事業を計画的に進めることで、自主防災組織の育成強化を図ってまいります。さらに、将来的には地区自らが主体的にワークショップ研修、訓練等を実施することが、地域防災力の継続的な維持につながることから、その全体的な実施運営を担う仮称阿見町自主防災組織連絡協議会の設立に向けた土台づくりもあわせて推進してまいりたいと思います。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この自主防災組織の話なんですけども、まず1つ目ですね、日進市では36地区が自主防災組織ってことを立ち上げて……。もちろん活発に活動してる——ちょっと休眠状態ってのももちろんありますけれども。阿見町の中で、今町内66の行政区あるかと思うんですけども、その中でかなり活発にやられてるのは3割って聞いたんですけども、どういったところがどのような形で活発……。まあ、活発とまでは言わなくていいですけども、やられてるのか、ちょっとお知らせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

自主防災組織の活動は、継続的に実施しているところ——地区は数は少ないんですが、過去5年間ですね、毎年実施してるような地区は5地区ほどでございます。それで、ほとんど過去5年間ですね、何も活動してないというのが40地区ぐらいあるというようなことで、あとは年度を置いて何年か置きにやるとか、そういうところはありますが、積極的にやってるのは、この5地区というようになっております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっとね、5地区ということで、ちょっと非常に寂しい部分があるかと思うんですけど。私の住んでいる鈴木の中でも、一応自主防災委員ということでね、やられてまして、県のほうのね、リーダー会議にも参加したって話も聞いております。

その中で、補助金のお話をちょっとさしていただきたいんですけども、まず、これ平成26年度の決算書からちょっと引っ張ってきたんですけども、決算書の中で70万7,689円、これの補助金があると書いてあるんですけども、日進市のほうですと、区の世帯数によって——世帯数掛

ける50円プラス基本が1万5,000円。たまたまこれ、ちょうど世帯が2,000世帯のところの地区ですね。それで上限が11万5,000円と。こういった形になっている。これ部長もいまして、この書類、資料をね、もらっているかと思うんですけども。そういった——これは香久山地区の話なんですけども、そういった形になっていきますけども、阿見町としては、この答弁の中にありましたけども、上限3万円で資機材の整備に対して15万円とありますけども、先ほど私がお話しした平成26年度の決算書の70万7,689円、これに対して、もし防災訓練のほうで幾ら幾ら使いましたよ、資機材のほうで幾ら幾ら使います。そういった内訳みたいなものがわかれば、ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

町ではですね、運営費補助として3万円上限ですね、こちらが44万7,989円。で、資機材の補助としまして25万9,700円というような内訳でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。ということは、運営のほうで上限3万円で4万七千幾らですから、相当な数の、使ってるわけですね。となると、先ほどの活発に行われてるところが5地区……。もうちょっとあるんじゃないかなって普通思っちゃうんですけども、それはどうですか。

○議長（柴原成一君） 横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、過去5年間毎年やっているとところが5地区ということですので、26年度は17地区ですかね、17地区ということになります。17地区で実施しましたということでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい、わかりました。ちょっとこれでね、たまたまちょっと私の住んでるところが、もちろん自主防災組織という形はあるんですけども、町からお金をもらってないと思うんですよ。区の予算で10万円ってつけてるんですよ。だからその辺、ほかの66行政区にしっかりそういった、こういった町のほうで、自主防災ということで3万円だよ、あと何だ、資機材は15万円だよというような、そのアナウンスはどこまできっちりされてますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

年度当初に区長会の総会というのがあるかと思えます。その際に、町のいろいろな事務的な手続ですね、主だったものではございますが、区長さんもかわられるというようなこともござ

いますので、そういった御案内を差し上げております。そういった冊子が町民活動推進課さんのほうで整理をされておりますので、その中で私どものほうの補助内容とかを御紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） その冊子ってのは、私なんかでももらえますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

失礼しました。町民活動推進課長高須徹君。

○町民活動推進課長兼男女共同参画推進室長兼男女共同参画センター所長（高須徹君） はい、お答えいたします。

まず各行政区の区長さんは、一式お持ちでございます。また、町民活動推進課のほうの窓口申し出いただければ差し上げずることはやぶさかではございません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、後でもらいに行きます。

それでもう1つですね、質問なんですけども、先ほどの県の防災研修会の件なんですけども、4日間の各カリキュラムの実施で9名の方が参加——受講されたということで、回答にあるんですけども、この9名の方ですね、これらの方はその後どのような活動をされているのかなど。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回の防災大学のほう受講をしていただいた方が、阿見町の中で9名。そしてその9名の取得の方がですね、次に防災士の資格を取得できる——防災大学を受講しますと防災士の資格の受講資格が、若干金額が低くなった形で受講できるという、そういうシステムになっておりまして、その方々が6名資格のほう取得をされたということでございます。

で、その後の活躍ということでございますが、この辺が交通防災課としても非常に大きな課題として捉えておりまして、今大体防災士の資格を持つて阿見町の方が65名ほど過去の中でいらっしゃる。その方々——年齢的には高齢ということも当然ありますけれども、地域との結びつき方であったりとか、そういうことが防災士としてなかなか活動する場がないというのが大きな問題でございます。防災士そのものの資格が民間資格ということがありまして、いろいろな権限とか、そういった制約がないんですね。で、具体的には茨城県でいきますと、県のNPO法人の防災士会というところに、そういうところに加盟をして、そうしますと、ある程度具体的な道筋が見えてくるんですが、そういったところがまずないというのが各自治体

も大きなところで。今回議員が視察された日進市においても、その状況は変わらないということで、多分そういう新たな市の制度というんですか、そういう制度を活用してリーダーというふうな育成を図ったと。そのような状況だと思います。

以上でございます。

○4番（永井義一君） いいの。続けますか。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま14番吉田憲市が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

一般質問を続けます。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 午前中のやつで、これ、いただきました。ありがとうございます。

それで、先ほどの午前中の続きで、その防災士の資格をとった方が6名ということで、町でもその後の課題となっているってね、先ほど答弁があったんですけども、私がこの前行ってきた日進市の話を見せていただきたいんですけども、この中で、日進市のほうでもやはり……。これも愛知県にあるのかな、防災推進委員を創設して21名でやってるということで、かなりいろいろやられてるんですけども、その中でいろいろ話を聞いた中で、先ほど質問にもありましたけども、子供たちを参加させての訓練というか、ウオークラリーがやられてると。

これちょっと、こういったね、防災マップっていうのを向こうでつくって、で、こういうのと同時に、学校では子供たちがね、何人か集まって防災マップなんかをつくって、こういうところが危険なんだよとか、こういうところは暗くて危ないんだよとかね、そういったのを今やってる。そういった中で、そういったところを日曜日かなんかにね、利用して、ウオークラリーっていう形でやってると。で、危ないところはね、確認しながらとか、親と子供で話し合いながらやってるっていうことでね、かなりこういったところは阿見でも使えるじゃないかなと思って、ちょっと紹介しました。

それとあと、防災関連で前の日には兵庫県の人と防災未来センターのほうに行ったんですけども、こういったね、バンダナが……。ちょっと今コピーをね、セブンイレブンまで行ってコピーをとってきたんですけども、こういったバンダナがあるんですよ。お手伝いをしてくだ

さい。上はお手伝いできます。ですから、けがした人はこっちを表にバンダナを巻く。けがしてなくて、いつでも手伝いますよって人はこっちを表にバンダナを巻くとかね。これは全町的にやってもいいんじゃないかと思うんですけども。こういったことでね、それぞれ町民同士でね、助けられる人は助ける、助けを請う人はすぐ状況がわかるようにするというで、いいことだと思います。

で、もう1つちょっと質問なんですけども、私のほうでね、これからのこの組織ということで質問したんですけども、今現在この中学校単位で防災訓練やられているかと思えます。その中で、この回答に出てる地域防災力パワーアップ研修、行いましたなんて書いてあんですけども、その中でリーダーのスキルアップに関してはどうだったのかな。ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

地域防災力のパワーアップ研修につきましては、中学校単位で実施しまして、3カ年かけて阿見中、朝日中、竹来中と実施してきたところです。各地区から約3名ぐらいずつ出していたで、3日間3回の講義を受けていただくというようなことで、そのパワーアップ研修を受けた方が、地域のその防災力のリーダーになっていただくというようなことで実施したわけでございます。そういう参加していただいた方に、その地域の中学校区単位で実施してる防災訓練、それに参加をしていただいて、そこで避難所運営訓練、そういうものに取り組んでいただいて、研修の確認、それを実践していただくというようなことも兼ねて参加をしていただいているというようなことで、来年度は竹来中地区で実施します。そこで、その地域のリーダーに参加していただいて、これまで研修の成果をその場で、実践で訓練していただくと。そこでいろんな課題も身につけていただくというような狙いも、その訓練の中では取り入れているところでございます。

ですから、そのスキルアップにつきましては、今後やはり継続的に、やっぱりそういう研修なりそういうものも実施していかなければならないというふうには思っておりますが、まずは来年度——新年度予算につきましては、やはり地域の自主防災組織のリーダーを育成するというで、町では危険急傾斜地域があります。その自主防災組織を中心に活性化を図っていくということで、取り組んでいくというようなことで、そこでもやはりそういうリーダーの育成というのが狙いで実施していくということで考えてございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい。そうですね、私ちょっとこの前、朝日中の日がね、ちょっと用があつて参加できなかったんですけども、その前の、前年の阿見中のときに参加させていただいたんですけども、参加した限りでは、今言ったようにリーダーの存在ってのはなかなかわか

りづらいなっていう気がしたんですよ。ですから、今部長のおっしゃった中で、それぞれのリーダーとしての役割っていうんですかね、そういったのもある程度一般町民の方なんかにも見えるような形でね、今度——来年度竹来中があるということで、そういったこともちょっと考えていただきたいと思いますので、お願いします。

それで、あとですね、来年度の主な事業の中で、自主防災育成ワークショップ事業、これが一般会計の中で547万9,000円ということであるわけなんですけども、こういったこともね、積極的にやっていただきたいと思いますんですけども、事業の目的はここに書いてあることで、お伺いはしませんけれども、こういったね、事業を継続してる中でですね、実際今日も何か茨城で地震があったらしいんですけども、やっぱりこの県南地域でもね、この地震だとか竜巻なんかもそうですよね、これ、いつ来るかわからないと。そういったときにね、慌てないようにね、町としても、こういったのがね、絵に描いた餅にはなんないようにね、そういったしっかり防災組織の設立をお願いいたしまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、2つ目の質問行きます。

阿見町の待機児童についてですね。以前、待機児童について子ども・子育て支援制度関連で質問いたしました。その中で、待機児童に関しましては、その年度が3月が一番多くなるということも県の職員の人も話されていたかと思うんですけども、阿見町での、この現在の待機児童数はどうようになっているのか。また、それを解消するための方策をお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 阿見町の待機児童について。

昨年——1年前ですね、3月の議会一般質問において同様の質問をいただきました。平成27年3月1日現在で83名の待機が発生していると答弁させていただきました。その後の状況としまして、平成27年度の入所利用調整の結果、同年4月1日では待機児童ゼロ名となっております。

議員御承知のとおり、新年度の入所決定から受け入れ枠が徐々に埋まっていくことから、年度末にかけて待機児童が増えていくこととなります。本年3月1日現在の待機児童の見込みは61名となっております、昨年同時期と比較すると22名の減となっております。また、茨城県が県内市町村を対象として調査した10月1日の待機児童の状況を見ますと、平成26年は茨城県内で水戸市、つくば市に次いで3番目でしたが、平成27年は県内5番目と若干改善されております。これは平成26年度中に施設整備を行い、入所枠を203名分増加した結果であります。

現在の待機児童を解消するための方策としましては、平成28年7月に小規模保育事業所を開設し、19名の受け入れを予定しております。そのほか子ども・子育て支援事業計画では、平成

30年4月に私立保育園の開設を計画しており、これらの開設により入所枠を確保できる見込みであります。

しかし、現在の問題は施設整備だけではなく、全国的に保育士不足が大きな問題となっております。面積基準を満たしていても、保育士不足によって定員までの受け入れができないといった施設も出てきております。町でもポスターの掲示、チラシの配布、広報紙への掲載、ハローワークへの登録等により保育士を募集しておりますが、確保が困難な状況です。この問題に対して、国では保育所に勤務する職員の資格の弾力化等の動きがありますので、国の動向を注視しつつ、保育士の確保につなげ、受け入れ枠の拡大を図っていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、去年は県で3番目だったかな、今回ね、5番目ということで、私もちょっとこの資料あるんですけども、ただ県で5番目ということはまだ高い状態は続いているのかなという気はします。

で、ちょっと質問なんですけども、ここにですね、昨日の平成28年度の施策方針ってのが町長のほうで読まれました。その中で、その小規模保育事業所の開設と新たな民間保育所の整備の取り組みが書かれています。ここにも同じような形で書かれているわけなんですけども、実際今度の4月1日の……。去年は4月1日では0名ということで、非常によかったのかなとは思うんですけども、今年に関しましては、小規模保育所は平成28年の7月で、民間保育所に関しては30年の4月ということで、かなり先になるかと思うんですけども、実際今年の4月段階を迎える中で、待機児童をなくすってことは考えておりますか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。平成28年度の申し込み状況について、ちょっと御説明差し上げます。28年4月1日からの利用申し込みについてなんですけども、まず受け入れの可能人数——町内なんです、私立も含めまして受け入れの加入人数が現在203名に對しまして申し込み者が188名ございました。で、1次の利用調整会議の状況では、利用の承諾者——希望したところ大丈夫ですよという方が151名で、枠としましては52名分のあきがございます。ただし、利用の不承諾者という方が37名いらっしゃいます。この利用の不承諾といいますと、施設は町内で受け入れる施設はあいてるんですけども、どうしても特定のところを希望されてるという場合にですね、利用の不承諾となってしまいますので、そういう方が37名いらっしゃるというような状況でございます。

で、今後また利用の調整会議、第2次、第3次と行いまして、なるべく待機の児童がないように調整を進めていく予定でございますが、内訳申し上げますと、1歳児・2歳児につきましては、利用の申し込み者数に対して受け入れの枠のほう若干少なくなっておりますので、場

合によっては待機児童が出てくる可能性もございますが、ただ、まだ民間の保育所のほうで保育士のほうを募集している関係もございます、そこら辺で保育士が確保されれば、さらに受け入れ枠が広がりますので、まだはっきりは申し上げられませんが、現時点では枠としてはあきがありますけれども、特定のところを希望されてる方については、利用不承諾が生じているというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、4月1日段階でね、これ先の話なんであれですけども、今部長の話の中で37名の方が1次のやつで不承諾だったと。ですから、これ昨年と同じようなね、会話した……。会話じゃない、同じ質問したかと思うんですけども、この37名に関しても、やはりそのお母さんの職場の状況だとか、住んでるところだとか、いろいろ条件があるかと思うんですよ。ですから、町のほうとしては、それちょっと丁寧に聞いていただいて、ぜひともゼロにしていきたいと思うんですけども。

もう1つ、その中であきはあるんですけども保育士がいないって問題がね、この回答にも書かれておりました。実際、それは今現在結構テレビなんかでもやられてるんですけど、保育士不足ってのはあるかと思えます。ちなみに私の家内も保育士なんですけれども、これは土浦に勤めてるんですけども、実際のところ私立の保育所なんですけども、非常に賃金が安い。変な話、こんなこと、ねえ、一般質問で言っているのかどうかわかりませんが、非常に賃金が低いっていうのがね、あってね、実際手取りで20万切ってる。正社員ですよ。土曜日でも2日ぐらい働いてるっていうのにな。

まあ、かなりそういった形で保育士の賃金が安くなって問題。あとはもちろん子供を預かるんで肉体労働になるってことでね、かなりきついと思うんですよ。ですから、保育士のね、募集もなかなかこういった形でいろいろやられてるけども、確保が困難だってことを回答に書いてありますね。で、国の保育所に勤務する職員の資格の弾力化って、答弁に書いてあるんですけども、ちょっとごめんなさい、この辺、国の資格の弾力化について、ちょっと具体的にわかるんだしたら、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今、国のほうでちょっと検討されておまして、早ければこの4月の1日から施行予定になるかもしれないんですけども、保育士の資格のほかにはですね、小学校の教諭、それから幼稚園の教諭、または養護の教諭の普通免許状を有してる方については保育士とみなすことができるというような、ざっくりですけども、そういうようなことで考えられてるようでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） なるほど。そうですか。その保育士と幼稚園教諭ってのは、やっぱりね、昔はね、厚労省と文部省ということで、管轄が違ったわけなんですけども、今ね、子ども・子育ての関係で、ある程度ね、一本化になってるかと思うんですけども、なるほど。じゃあ、逆にあれですか、保育士の資格を持っていなくても、幼稚園の教諭の資格があればいいですよってような方向になってるってということですか。なるほど。わかりました。

ちょっと、今現在そういったことで、一本化になってるってということで、逆に保育士の資格を持ってる者が幼稚園の教諭の資格をとらなければならないってというような、逆なパターンもね、あるみたいなんでね。ちなみに、これも家内が今試験を受けてるようなことがありまして……。そういったことでね、そういった弾力化という動きがあるわけですね。わかりました。

この待機児童の問題なんですけども、やはりこの、やっぱり今の現状の中で、働かなければ生活ができないっていうのがね、やっぱり圧倒的に多いかと思うんですよ。共稼ぎの中でね。その中で、やっぱり小さい子供を抱えてて、そういった保育所が確保できないから、やはり若いね、夫婦の世代でも子供を産むのを控えちゃうというところがあるかと思うんですよね。その後、今度はだんだんだんだん少子高齢化になってると。今現在、そういった形が出ているかと思うんですよ。ですから、やはりこういった保育所の問題なんかはね、やっぱりこの行政のほうでも積極的にかかわっていただいて、その賃金の問題にしてもそうですし、待遇面の問題でもそうかと思えます。

そういった中で、保育所があるけど子供が預けられないという状態じゃなくね、保育所があって、そこに適正な保育士の配置があって、子供が適正にいて、親が働けてということね、そういった世の中をぜひとも……。世の中じゃない、町をね、町政をつくっていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

以上で2つ終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、3つ目の質問行きます。

阿見町の国保税についてお伺いします。

平成27年の9月議会で、国保税の引き下げについて質問をいたしました。今回改めてこの国保世帯数の中での、この短期保険証交付世帯についてお伺いします。国保税が高いということは、昨年暮れにとったアンケート——先ほど申しましたけども、そういった中ではっきり数字としてあらわれております。払いたくても払えない家庭があるといったことも、昨年の9月議会で私のほうでお話しさせていただいております。今回その中で、その短期保険者証交付の発行月数についてお伺いします。

1カ月から6カ月まであるかと思うんですけども、阿見町の短期保険者証交付世帯数がどの

ような形になっているか、お伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町の国保税について。

この質問の国保世帯数の中の短期保険証交付世帯は、平成27年度において7,655世帯中751世帯となり9.1%となっています。短期保険証につきましては、納付状況によって6カ月、3カ月、1カ月の3種類に分かれています。内訳としましては、6カ月の短期保険証は分納誓約を忠実に履行している場合、または過去1年において分納誓約納付額を納付しなかった回数が3回以内の場合で87世帯となっております。

次に、3カ月の短期保険証は直近3カ月においておおむね分納誓約額を継続納付しているが、それ以前の期間において継続した納付状況がない場合、これが646世帯となっています。保険証更新時に納付が滞った場合には、納税相談を行っています。1カ月の保険証は、短期保険証更新時のみ納付している場合で、18世帯となっています。この場合は必ず納税相談を実施しています。このように、短期保険証は国保税の未納のある方との面談を増やすことにより、国保税の納税意識と納付の促進を図るために実施しております。

国民健康保険制度は、相互扶助により成り立っている制度であり、国保税が医療費に対応した目的税であることを踏まえ、今後とも、疾病予防の拡充や収納対策、広報活動に取り組み、医療費の抑制や保険料の軽減に努めてまいります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと確認なんですけれども、この短期保険者証ですね、1カ月、3カ月、6カ月というふうに数字が入ってますけれども、阿見町としては2カ月、4カ月、5カ月って、そういったところはあるんですか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。ございません。1カ月、3カ月、6カ月です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい、わかりました。ちょっとね、ほかのところではね、あるようなところもありますんで、ちょっと確認しました。その中で、あと、前回もお伺いしたんですけども、これ以外……。あと資格証明書の世帯ってというのは、わかりますかね。その……。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） えーっとですね、平成26年度が146件でございます。それで平成27年度ので申し上げますと、7月末で延べ126件ということになってございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい、どうも。国保世帯の中でね、短期保険者証、資格証明書も含め

て約1割ね、人たちがいるという中なんですけども、これ昨年の9月議会でも述べましたけどもね、払いたくても払えないっていうような方がね、もちろん多いかと思えます。極端に言えば、1カ月の人というのは、何人だっけ、18名ですか、いるんですけども、それこそ毎月来て払って、払えなかったらなくなって。で、またお金がたまったら来て払ってっていうね、非常に、その人自身ももちろん大変だと思うんですよ。で、今のね、この世の中の中での、この貧困というところがそういった面であらわれてんじゃないかと私は思います。

で、今回のね、回答の中に、医療費の抑制や保険料の軽減に努めてまいりますと、一番最後のくだりで書いております。平成27年度からね、国から低所得者対策の強化ということでね、財政支援拡充で約1,700億円が支給されたかと思うんですけども、これ各自治……。1,700億円、そのまま阿見じゃないんですけどね。各自治体にね、交付されたかと思うんですけども、阿見町では、その交付額が幾らだったのか。また、その支援の財政はどのように使われたのか。ちょっと聞かせてください。

○議長（柴原成一君） 飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。低所得者数に応じた保険者への財政支援ということで、今おっしゃられましたように平成27年度から国のほうからですね、全国的には1,700億円の拡充が予定をされているところでございます。で、1,700億円の拡充につきましては、市町村の国保——約3,400万人の加入者がございますので、1人当たり単純に割りますと約5,000円ということになります。が、実際の試算では阿見町の場合ですと保険料の軽減分、それから保険者の支援分とあわせまして、試算では約5,300万円程度が見込まれているところでございます。で、この金額につきましては、低所得者の方の軽減に充てられるということでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いや、ちょっと思ったよりも多かったなと思うんですね。やっぱり、それ多かったっていうのは、そんだけ短期保険にしる資格証明書の数字にしる、かなり阿見町はそういった人が多いのかなという気がしました。ちょっとこれ、たまたまね、聞いたんですけど、水戸で五、六千万って聞いたんですよ。阿見町にも5,300万。だから、えっと思ったんですけども、水戸と同じレベルかな……。まあ、ちょっとそれ疑問に思ったんですけども。

で、その、今の答弁の中での5,300万円なんですけども、具体的に低所得者等の財政支援に使われていますって、今すると部長はおっしゃったかと思うんですけども、もうちょっと具体的にどのような形でその低所得者の方々に使われたのかっていうの、わかればお願いします。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まずですね、先ほど大体一人当たり平均にすると全国で5,000円程度というふうに申し上げました。で、単純計算で行きますと阿見町の国保加入者

約1万3,700人で5,000円を掛けますと——平成27年度の国保加入者で5,000円掛けますとですね、6,850万円。まあ、ざっくりとした試算で行くとそういうことになります。で、それよりはちょっと低いいろんな状況にはなるということで、それぞれの市町村のね、低所得者の状況に応じて異なってくるということでございます。

で、5,300万の内訳でございますけれども、1つは保険料の軽減分——2割、5割、7割への軽減図られておりますので、こちらの軽減分——低所得者の方の保険料軽減分を公費で支援するというので、県4分の3、町4分の1ということになりますが、この軽減の分。それと、もう1つは保険者の支援分といいまして、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費のほうで負担するという、この2つのほうを合わせまして試算すると約5,300万円ということになります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） うん、わかりました。じゃ、ちょっと具体的に聞くと、この資格証明書世帯数に対してというよりも保険者全体の中での支援——財政支援っていう形でやるというわけですね。ねえ、1番これが、この1,700億円のね、財政投入で1番懸念されたのが、それをね、一般会計からの繰り入れを減らすということが、ほかの議会でね、行われるんじゃないかっていうことでいろいろ懸念された部分があるんですけども、阿見町に関しては、その法定外の繰り入れはね、前回私の質問の中でもないということで、あれでしたけども。じゃ、まあ保険者全体からに入っているというわけですね。わかりました。

ぜひともね、これ、国保問題、これは今回は短期保険者証のね、とこで具体的にちょっとお伺いしたんですけども、先ほど、冒頭私のね、冒頭述べた中で、やはり国保の問題と水道の問題っていうの、冒頭、先ほど登壇して述べさしてもらいました。で、水道の問題、先ほどああいった形でね、町長のほうも答弁の最初にね、いろいろ……。ちょっとごめんなさい、言葉尻は忘れちゃったけども、刻々とね、情勢が変わってるようなことで、今回こうなったということなんですけども、国保に関してもね、やはり非常に苦しんでる、ね、先ほど言ったように払いたくても払えないって方が圧倒的に多くいるという現状をね、考えていただいて、私はこのような質問をしております。

ですから、いろいろ情勢がね、これから変化して、どうなるかわかりませんが、1人でも2人でも——極端に言えばね、1人でも2人でも救えるようなね、形で、こういった国保財政をね……。前回私は4つの提案をしましたけども、なかなか4つとも無理だということですね、あったんですけども、そういった中で情勢の変化をね、的確に捉えて、財政をね、できるような形で、前向きな形でお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

次に、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、質問させていただきます。

阿見町の教育日本一を目指してというタイトルです。これまで幾度か教育についての質問をさせていただきましたが、究極には日本一を目指すしかないだろうと、この題に決めました。阿見町は何が魅力なのか、何が認知度が高いのかと問われると、まず国道125号線には「よろこそ霞ヶ浦湖畔のまち阿見」。湖畔の町といっても霞ヶ浦との交流は余りないし、予科練平和記念館といっても自衛隊との連携・協力は余りないし、ヤーコンがといっても誰がつくっているの、量の生産はどうなのと言われると何か中途半端な感じで、これが阿見町だと全国へ発信し訴えるものは何かと迷うところです。

阿見町がこれから発展し、豊かな町として輝くためには、すばらしい人材が必要です。その人材こそ子供たちです。少子化によって、これからますます子供は貴重な存在となります。総務省の統計による平成26年10月1日現在までの全国人口は、1億2,708万3,000人。うち男性6,180万1,000人。女性6,528万2,000人。このうち年少人口——ゼロ歳から14歳は1,623万3,000人、12.8%で過去最低となり、前年と比べると15万人7,000人の減少だそうです。何と阿見町3倍分以上が1年間で減少してしまったということです。少子化は深刻で、子供一人ひとりには本当に貴重であることが確信できます。一人ひとりの貴重な子を磨き、将来の町や国、果ては世界で活躍する子を育てる、まさに教育に託された使命であります。

隣の牛久市では、目指すは日本一の教育と掲げ、教育に対する熱い思いを随時発信し、その意気込みが伝わってまいりますし、龍ヶ崎市では子育て環境日本一と市政がしっかりと目標を定めて施行しています。つくば市も、ブランドイメージ全国トップを誇る「教育のまち つくば」を名乗り、全国サミット in つくばの教育研究会を大学連携のもと開いています。中間に位置する阿見町も、奮起を余儀なくされています。

思えば、日本がほかの国より抜きん出て高度成長時代を支え、近代国家を繁栄に導いたのは、国民の識字力であったと言われます。武士の時代の学びの場——寺子屋から、それまでになされた教育によって育てられた人々から継がれてきた教育であります。教育こそ国家百年の計と言われるゆえんでありましょう。脈々と受け継がれてきた教育こそ国の繁栄を、将来を担う最大最強の分野なのです。

現在でも大人の文盲が存在する国もあります。日本の津々浦々全ての人が知識を持ち、普通に生活を送れるのは教育の力にほかなりません。それを担う教師は、日々悪戦苦闘をしていま

す。余りにも多忙極まりない毎日ですが、児童生徒のために労苦をいとわず懸命に努力しています。それが使命感であり義務と考える教師は、同時に人格の陶冶も目指していきます。しかし、生徒との交流を通じた人間的な指導にかかる時間は、極めて少ない現状なのです。教師はゆとりを持って指導できる体制を望んでいます。

教育の現場は厳しく、生徒同様心を痛む教師の存在も聞かれます。教師を悩ませる問題を取り除き、ゆとりを持って指導に専念できるよう、教育委員会は早急に対策を講じる必要があります。教育は、政治に利用されたり、財政に左右されたりすることは絶対にあってはなりません。手厚い教育は、阿見町の将来を任せる子供たちへの先行投資です。必ずや実を結び、阿見町の反映を継続してくれることでしょう。そのためには、大いなるバックアップが必要です。しっかりと教育の充実を図り、教育の町を構築していただく必要があります。

それでは、項目についてお伺いします。

1つ、充実した教育指導ために、まずは小学校に専科教員の導入を図るということです。この件につきましては、前議会で海野議員が、教師が教育に専念できるような事務的補助員の配置についてということで質問しております。それに対し、増員させる要望を引き続き行ってまいりたいと思いますとの答弁がありました。どのようなアクションがあったのでしょうか。私は専科教員の導入を図ることを掲げるなぜを2つ上げます。

1つは、専門の教師の指導はその教科のプロですから、知識・技術にすぐれているので、児童への指導が大変効果が上がるということです。音楽専科でしたら、すばらしいピアノの音色で子供を魅了できるでしょうし、体育なら今までの走り方に対して一言の指導で走り方が変わった、理科でしたら実験の驚きが目に浮かんでくるようです。グローバル化と言われ、英語に力とを言いながら入試突破型の英語では、それでは英語の楽しさは伝わってきません。外国人の教師、日常の会話を通して、海外へ行っても活かせるようになるなどなど、専科教員の導入は教育指導上効果絶大であることは誰でも理解できます。

導入理由2つ目は、先生方が大変日々多忙ということです。文部省が先生方の業務負担に関する調査結果では、中学校の副校長・教頭が最も多く、平均12時間53分で在校時間が最も長かったそうです。中学校の教員12時間6分、自宅でも仕事をする教員4割・1時間30分を超えたということが現実です。多忙でゆとりがない先生方に、ゆとりある豊かな指導は無理難題というものです。専科を導入すれば、その時間先生方に少しのゆとりは生まれるということです。

この2つの理由から、導入に対しては前向きに早急に対処をする必要性を感じていただきたいと思うわけです。

2番として、自らの夢と志を持たせる教育を、としました。夢と志を持たせる教育の推進によって、将来の自分を描かせ、その夢に向かって努力する。この姿には他人との競争や順位づ

ければ一切ありません。大志を抱いて日々努力の充実した生活をしている児童生徒は、絶対間違いなく目標を達成するに違いありません。しっかりと小さいときに持たせる指導・工夫を考えていただきたいと思うわけです。

2番目、できる限りの教育費の増額をです。教育費は、日本としても、2015年11月25日の新聞では、日本の公的教育費最下位と記載されておりました。OECD調査で6年連続最下位。1位のノルウェーは公的支出の割合が6.5%、日本最下位で3.5%、平均は4.7%です。町の教育費は27年度予算、新設小学校整備事業を入れて23億4,800万で、この事業分をとると0.147%です。28年度は37億3,800万、新設小学校整備事業を除くと0.14%です。今まで学校耐震化にほとんど費やされての、ほかの事業は済んでからと後回しでした。財源がなければよい教育はできません。より多くの教育費の増額を図り、教育環境の整備を、計画を実践していただきたいものです。

3番目、教育課程に柔軟性を。まず、児童生徒と向かい会う時間を確保する。6校時を個人指導の時間に。そのためにも学校ボランティアの導入を。そして地域人材との協力・連携・先輩の授業を取り入れるなど、教育課程に柔軟で幅広い構想を。これは、これからの教育には大切な要素となり得る対処法だと思われま

す。4番目、最後に地域における学校のあり方として、1. 小規模特認校制度について、2. コミュニティースクールについて、3. 地域学校協働本部の設置について、であります。

4つと9項目となりますが、阿見町が「さすが」と他市町村から羨望のまなざしで見られるような、そんな教育の町に成長していただきたい強い思いを抱いて質問いたします。

よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 阿見町の教育日本一を目指しての1点目、充実した教育指導のためについてお答えをします。

最初に、小学校の専科教員の導入については、各学校の所有免許教科や学級数の関係等を踏まえまして、できる範囲で進めるよう指導助言しております。実践例を述べますと、中学校理科の免許状所持者が高学年の理科を担当したり、他の職員のスキルアップを意図して一緒に授業を行ったりしております。このほか、茨城県の専門職員配置事業を活用して、専門職員の活用を図るように努めております。

次に、自らの夢と志を持たせる教育についてですが、全ての教育活動を通じて実施しております。子供一人ひとりのよさを認め伸ばす声かけ、わかる授業の展開による学力の向上、一人

ひとりの実態に応じた達成可能な課題提示など、さまざまな場面で効果的な取り組みをするよう指導助言し、取り組み状況を確認しております。

2点目の、できる限りの教育費の増額・環境整備についてお答えをします。

教育環境の充実は、人口減少時代にあつて、地域間競争を勝ち抜く上で、重要な要素の1つであると考えておりますので、学校教育費につきましても、最大限確保するよう努めているところです。学校施設整備については、校舎及び体育館の耐震化事業が平成27年度までに全ての小中学校で完了しております。エアコンの整備とトイレ等の改修については、今年度朝日中学校で実施し、平成28年度は本郷小学校と阿見中学で予定しております。平成29年度以降についても、優先順位を考えながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

平成28年度の教育費全体の予算としましては、本郷地区新小学校整備事業を初め、本郷小学校、阿見中学校のエアコン・トイレ等の改修、町民体育館の耐震改修やタブレット型コンピューターの導入などのICT環境や学習効果を高める教材の整備などを計上させていただいております。今後は、学校施設の保守・点検の確実な実施により、維持・補修工事を計画的に行うとともに、学習効果を高める教材の整備など、引き続き教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、教育課程に柔軟性を、についてお答えをします。

6校時を個人指導の時間については、各学年で学習する内容を定めた学習指導要領に各教科の履修に必要な時間が定められているため、全て6校時を個人指導の時間にすることはできません。個別の指導としては、授業中に自力解決の時間を設け個別につまずきの見られる児童生徒への対応や、県事業であります。学びの広場などを行っております。

次に、学校ボランティアの導入については、現在、茨城大学農学部・県立医療大学との連携により、学校農園や学びの広場、食育の分野で学生ボランティアに支援いただいております。地域人材との協力・連携・先輩の授業をですが、地域とのかかわりを深める上でも地域人材や教職員OBとの協力・連携は効果的であると考えております。現在、学校には急激な社会の変化に対応して、何々教育と称してさまざまな教育が求められております。それにより、先ほど述べた学習指導要領の内容を履修するのが困難になりかねない状況です。そのため、よく精査して可能な範囲で協力・連携を進めてまいります。

4点目の、地域における学校のあり方についてお答えをします。

小規模特認校制度については、当町では、平成27年3月に策定した阿見町立学校再編計画に基づき学校再編を進めてまいりますので、検討しておりません。コミュニティースクールと地域学校協働本部については、地域人材がそれぞれ相互に構成員を務めるなど、それぞれの知見、経験、課題等の共有により、一体的・効果的に推進するものであります。今後、県内の各市町

村における導入状況やその実施状況について注視し、メリット及びデメリットを十分に把握して、取り入れる方向になると考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。どんな状況になろうとも、それを乗り越え克服し、生きていく技、それは教育力であると言われます。ですから、阿見町の教育が充実し他市町村から注目されるようになると、向上心に相まって多方面の力が伸び進展する傾向に向かい、それが始まると徐々に加速して素晴らしい結果がついてくるのではないかと思います。

まず最初に、教育する教員の多忙さを少しでも解消させるために、専科教員導入をと平成25年9月の議会にこの問題を提起いたしましたところ、理科専科の先生を3校に導入しました、先生方の交換授業も行っていますので多忙の軽減につながっていると思いますとの御答弁がありました。では、現在の理科の専科教員は、どの学校に配置し、何名いらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） お答えします。

理科について御質問ですので、理科につきましてお答えしますと、阿見小学校4年生から6年生で行っております。本郷小学校4年生から6年生、君原小学校6年生、舟島小学校6年生。以上、理科それぞれの学校で専科の指導による教科担任制を実施しております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ただいま阿見小、本郷小、君原小、舟島小と4つの学校をおっしゃいました。ありがとうございます。専科の先生は、じゃあ何名ぐらいいらっしゃるんでしょか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 教員の配置につきましては、国のほうの法的縛りがありますので、その関係で各校理科では1名ということであります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ただいま教育長は国の縛りがあると、そのように申しましたが、先ほど牛久で教育日本一とそのように掲げている、その牛久では全小学校に専科教員を配置しました。それから、特別支援教育支援員を全学校に配置しました。で、最初全小学校に理科の専科教員を配置したと。それには、平成25年の決算では145万8,000円。平成25年財源は国の補助が22万2,000円、一般財源123万6,000円。特別支援のその支援員はですね、115名に対し31名の支援員がいる。平成25年度決算では3,339万円という、そのようになって、さすが日本一だと。

そのように思われますが、私、前に民生委員で研修したときもですね、やはり学校にそういう専科の指導員が配置されていました。そうすると、この配置されているというのは、どのようなわけで配置されているのでしょうか。阿見町が国それになって、のっとってやると、それは配置できませんという、その理由はどのようなところからしているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 牛久市は、直接調べたわけではないんですが、牛久市の財政状況があつて、阿見町でも特別支援教育につきましては、町のほうから予算を組んでいただきまして、各学校に配置していただいております。ですから、よく牛久ではとか、つくばではというお話をいただくんですが、阿見町の財政状況に応じて私たちは町のほうに予算要求をして、できる範囲ですね、これ理想を言ったら切りがありません。それはかかってくるのは税金にかかってくるわけで、そのところは町の財政状況見合った形で、そして教育委員会としては各学校から上がってきた要望を精査して、現場に見に行き、ここにはやはり特別教育関係で支援が必要だとなつてとこについては予算要望したりということで取り組んでおります。

以上です。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時10分といたします。

午後 1時58分休憩

午後 2時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま16番佐藤幸明君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は13名です。

浅野栄子君の一般質問を続けます。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。教育にですね、財源がないと、そういうことは言っただけではないと思います。で、財源がないんですからね、教育ボランティアまたはサポーター、大変素晴らしい人材もおるわけですから、そういう方をぜひ活用なさって、その中には理科にたけてる人もいるでしょう、音楽のたけてる人もいるでしょう、そういう方を教育委員会は募集をしたり探したりして、ぜひぜひこの専科を導入していただきたいと思いますけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 議員のおっしゃるとおり、今学校だけでは子供の教育はできません

ので、その後のコミュニティーの問題にもつながっていきますが、優秀なですね、地域人材の方、あるいは地域の皆さんには、学校教育に大いに協力をしていただきたいという思いではあります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 教育長、達人バンクというのをお読みになったことがございますでしょうか。あの中には大変すばらしい人材がおりますね。そういう人材をぜひ活用していただきたいと思います。

私今、理科が大変すばらしいということで、学力テストも大変すばらしい成績を上げたんですね、この茨城県はね。普通の平均でいうと23位ぐらいなんですけど、理科だと小学6年生が全国6位、中学3年生が全国10位というすばらしい成績がこう、上がったんですね。ですから、理科だけではなく、そのほかの教科もね、思います。そのほかの教科の専門の教員を、教員とか達人をですね、理科以外も学校にと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 理科教育につきましては、茨城県のほうで特に予算を組んだりして力を入れてますので、その成果としてもですね、今議員のデータのとおりですね、いろんなこう、学力に向上が見られたというふうに考えます。

それから、他教科につきましても音楽とか美術とか英語とか、その辺は専科の先生に御指導いただいたほうが子供たちに力がついていくと、それは考えます。ただ議員の先ほどの発言の中にもありましたけども、職員の多忙化というのは……。昔から教員は忙しくて一般の人も誤解されていて、教員は夏休みがあってもいいな、なんてとんでもないこと言う人がいますし、7時に家に帰ってしまうと——校長のときですが、もう校長は帰っちゃったのと、そういう発言もあります。5時前に学校は終わりです。勤務時間から言えばね。土曜日に電話したんですが、何で先生いないんですか、日直の先生いないんですか。そんな誤った一般の方の理解もあります。

で、その多忙化についてですが、ボランティアを導入することは子供たちにとって学習効果が上がったり、新たな驚きであったりってことで成果はあると思うんですが、何か新しいものを学校に入れるとき、はい入れました、はい流れましたっていうわけにいかないんですね。コーディネーター的な役割はならないし、そういうことで新しいものを入れると、そこにかかわる職員の時間も増えてくるんです。そういうことが現場の問題としてはあることを議員にも御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） では極力ですね、その専科教員、そしてまた先生方の業務軽減、それには心を置いていただきたいと思います。

阿見町教育振興基本計画の41ページにもですね、学習意欲を向上させる取り組みとして、小学校高学年における教科担任制の導入と、このように記載されてるんですね。ですから、もうその、何ていうんですか、そんなふうに持っていこうという気があるわけですが、やる気がないというのか、それが少し遅々としてですね、おくれておりますので、ぜひですね、目を向けて、先生方の軽減、子供の知識・技術の向上、これに関して大変すばらしい効果があるわけですから、ぜひ導入を早く、そしてもろもろの諸般の問題を解決してやっていただきたいと思います。

また、わからないと——学校の状態がわからないと今教育長がおっしゃいましたけれども、それでは学校の、または教育委員会のホームページなどでいろいろ学校の様子、それからもろもろのですね、そういう専科のすばらしい先生を募集していますとか、そういう発信もね、していただきたいとそのように思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○12番（浅野栄子君） ホームページの拡充。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 昨年度阿見町では、町のほうで使いづらかったホームページのほうを予算をつけていただいて、少し——まだまだ十分ではないですが、システムのほう改善していただきましたので、各学校での情報の発信、それから発信だけではなくて情報の受信についても指導助言をしていきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） これは学校教員採用試験の状況なんですけれども、学校教員の採用試験、今年平成27年度小学校では採用予定者数が335名。ところが志願者数が967名。一次合格者506名、二次合格者361名と。最初の志願者数または一次合格者数よりも随分と減ってるんですね。そうすると優秀な一次合格者という方もいらっしゃるのではないかと。そういう方が今そのホームページから見て応募するというのもあると思うんです。

それから、今理科というのが大変こう注目されておりますが、中学校の理科平成27年は予定者数が37名なんです。ところが志願者数が105名、一次合格者69名、二次合格者39名。とするとですね、やはりこの理科にたけたすばらしい方もいらっしゃると思うので、そのように思われます。そういう方を活用すると。そういう意向はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） お答えします。

各教科の教員の確保、あるいは専科の先生を採用されなかった優秀な先生がいると、数字の上では確かにそういう数字が出てくるんですが、今現在28年度に向けて教員の人事をやっておりますが、足りないというのが現状です。講師の先生を探しても足りない。よその市町村とやりとりしたりして、それが現実です。これにはもろもろの、皆さん生活かかっていますので、声がかかるまで別の仕事をされます。途中でそれやめて来てくださいますともいえません。そういう現実的な問題もあることを御理解いただきたいというふうに思います。

これは国の政治を批判するわけではないですが、教員免許更新制などもかなり影響しております。昭和29年以前に生まれた人は永久ライセンスなんですけど、それ以降は講習を受けて更新しないと行けないと。要するに……もあつたと思いますね。確認しないで採用してたら、結局無免許ですね。有効期限が切れてるってことで。そしたら未履修になるわけですね。どこかでありましたね。今度は何年も、30年近くやってて、今度それは無効にしないとかわけのわからないこと言ってますが、困るの子どもたちですよ。そういう現実があることを御理解いただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、先ほど教育費が大変だと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、できる限りの教育費増額をという項目です。この2015年11月、日本の公的教育費、これは最下位という記事が載っていました。OECD加盟国34カ国中3.5%という、これは日本が最下位です。これは6年連続だそうです。最高はノルウェーの6.5%、平均は4.7%なので、日本の3.5%は残念の限りです。我が阿見町も高いとは言えません。何事にも充実させるには、それなりの予算配分が必要です。

平成24年3月、教育環境の安定と整備の質問に対する答弁では、冷暖房は改修時期が来るので改修の際に冷暖房にします。教育委員会は学校の環境を見て回り、学校が予算がなく我慢をしている状態をしっかりと把握して、子供が安心安全美しい学習しやすい環境にする責任があります。校舎の外壁、体育館の屋根、トイレなどハード面はもとより、学校外部からの講師、ボランティアなどソフト面への惜しみなく予算を勝ち取っていただきと思いますが、これは将来を担ってくれる子供への先行投資ではありませんか。この予算獲得について、お考えをもう一度お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

予算の概要ってことで浅野議員さん、これ内示のときに資料出しましたけれど、確かに教育費、昨年度と比べて59.1%上がってるよと。おっしゃるとおり新小学校が入ってるっことで、御理解願います。ただ、個々で見ますと議会費から教育費までさまざまな課で一生懸命新たな

施策をうちゅうことで、一生懸命財政局と交渉しながらやってるわけでごさいます、教育委員会の場合は、議員さんおっしゃるように、今までは耐震工事を優先して、先ほど教育長が答弁したように27年度で完了しましたと。で、今後は……。

昔は——私たち子供の時代は、本当に暑い寒いですが今、全然違ってるんですね。当然、前から議員皆様から御指摘があったエアコン、それからトイレも昔は水を流した湿式だったんですけども、今度は乾式うちゅう形で。で、28年度については本郷小、それから阿見中ちゅうような形でやっておりまして、で、先ほど教育長が答弁したように、29年度以降はそういう外壁とかそういうものを含めた形のものを計画的に、当然先ほど教育長が言いましたように、これ限られた財源の中で、教育委員会ばかりが阿見町の行政じゃありませんで、当然教育委員会としては子供たちのために、教育環境の整備のために一生懸命頑張らして、予算の要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 昔はですね、学校が文化の1番先端だと、そのように言っておりましたが、今学校が1番遅いですよ。各家庭のトイレ、前に立つとずっと上がって用を足すとずっと水も流れる。それで学校に行くと、用を足した後そのまま帰ってきちゃって、先生が何でトイレ、何ていうんですか、便をした後水を流さないの、でも僕のうちではちゃんと水が流れるから。そんなふうにはですね、言ってんですね。そこまでしなくてもいいんですけども、やはり学校は先端を行ってほしい。そのためにはですね、予算をきちんと獲得して、町長さんや財政のほうに予算を強奪するような、そういう申請をしたことがあるんですか。もうしていただきたいと思います。

そしてですね、ここに書いてありますエアコンの整備とトイレの改修については、朝日中学校、本郷小学校、阿見中学校となっておりますが、平成29年度以降については、優先順位を考えながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。この優先順位というのは何ですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

現在小学校が8校、中学校が当然3校ありまして、全てが優先が1番なんです。ただ全てが優先なんだけど、それでもやっぱり建築年度が違う。それから傷み具合が違ううちゅう形で、当然その中でも優先度の——みんな1番なんだけど、その中でも先ほど教育長が言うように限られた財源の中ですから、その中で優先順位を決めていきますようちゅうことで、どここの…。小さいかとか大きいとかそういう部分じゃなくて、建築年度とか傷み具合なんかを見きわめながら、修繕計画を立てながら進めていくうちゅう形でいきますんで、御理解のほどよろしくお願

いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはもう、次長に聞くのは酷だと思う。やはりこれは統廃合というのを考えながらね、やってるわけだから、いかに財源をどこから持ってくるかという話ですよ。財源がないって言ってるんだから、どうやったら財源を持ってくるか。統廃合によって、やっぱり教育予算をそこでつけていく。そういうものを考えていかなければ、教育の充実なんてなかなかできない。今の状況の中でね、教育予算にだけつけろって言ってもそれは無理です。

やっぱりここは、皆さんいろんな面で大変な思いはするかわかんないけど、統廃合を早く進めて、跡地利用をどうするかということを考えていく。これ10年後に統廃合しても何にもならない。私はそう思って今……。先ほど教育長も答弁したとおり、統廃合の問題も出しております。これやっぱりやり遂げないとね、町はいい方向にいかない、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 私は優先順位って、みんな1番だと。それでもやっぱり初めにやる学校ありますね。よく私見ているとですね、阿見の中心の学校——阿見小、阿見一小、阿見二小、それから阿見中学校と。何かね、市街地の中心の学校が先に行っているような。耐震化どの順でやりましたか。何かね、そうなんです。郊外の学校から先にやってくださいよ。そういうね、優先的……。同じように税金を払って、同じようなことも……。教育は機会均等、同じようにやるわけでしょう。ですから、そこをちゃんと考えて。優先順位ね、時々は郊外のほうの学校から、または郊外のほうの何かからって、時々はやっていただきたい。

そして町長はすぐにね、統廃合を早く、廃止する、廃止すると。廃止するのは早いんですよ。その、すぐに。でも、それをどんなふうにもたせるか、活性化するかという問題だってあるでしょう。もうね、廃止するという方向だけにしか目が入ってないんですよ。そこはおかしいでしょう。選択肢がちゃんとあってね、ああ、これはやめる。やめるのは簡単ですよ。でもそこに住んでいる方、本当にね、それやめていいんですか。地域の核としてある小学校を、簡単に町長さん一人でね、はい、やめる言わないでくださいよ。これはね、機会均等、子供の教育はみんな同じようにきちんとすべきなんです。田舎の学校だろうが、こちらの町の学校だろうが、一人ひとりみんな同じなんです。ですから、そのところをちゃんとね、きちんとね、考えていただきたい。

ね、今コミュニティーとかいろいろな学校をね、地域ぐるみでやりましょう。昔は学校というのは地域の核でした。休みになると、日曜日になると、お父さん子供がキャッチボールをしたり、小さな子供を背負ったおばあちゃんたちが砂場で行って遊ぶ、開かれた学校だったんですよ。だから学校がとっても地域のためにすばらしかった。ところが今はどうですか。開かれ

た学校と言いながら、門は閉まっている、防犯カメラがついている。それではですね、全然開かれた学校ではないんですよ。

でね、前に教育長にそう言いましたね。そしたら、教育長がそこでけがしたらどうするんだ、誰が責任とるんだよ、こうおっしゃったんですね。やはり今、自己責任それから受益者負担、そういう言葉が出ているんですから、やはりその方向でね、行ってほしい、そう思います。ですから、学校をね、活性化する。そういう方向を考えていただきたいとそのように思います。いかがでしょう。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。学校はああいうふうにセパレートしたのは、どういう状況だったか。第一小学校にそういう暴漢が入って議員各位がやはり塀をしなくちゃだめだって、そういう賛成を皆さんしたんじゃないんですか。私もそのとき議員だったからわかりますけど、やはり子供たちに危険を冒してはいけないと。何かあったら、やっぱりそこに対応するという、そういう状況だと思いますよ。

そして今、統廃合の問題、いろいろ言いましたけど、これは地域の人たちがこの小学校をどういう形に使いたいとか、そういうものを今やろうとしてるわけでしょう。そして、なぜ今本郷小学校が最初かって。これやっぱり統廃合の1つのやっぱり起点だからですよ。ほんで再来年度は阿見小学校。これは吉原小学校人たちも、やはり4人、5人の中でね、2学級が1つの教室で勉強がやるのが本当にいいのかということ考えたときに、誰が考えてもそれは子供たちにとってよくない。私は10人前後で、やはり子供たちが1つの小学校で6年間やるっていうのは非常に厳しい。そして中学校に入って100人の中に10人入ったとき、君原小学校は1学年同じクラスですよ。それはなぜかという、5クラスの中に2人ずつ入れたら、やはりそれは子供にとって非常に負担になる。そういう状況だと思いますよ。

やはりいかに早目に統廃合をして、その跡地利用をどうするか。そして子供たちにとってやっぱりいい教育を、やはり受けていただくためには、統廃合による経費の削減が、それが教育費に回るという、そういうことを私は考えてるから、早くやりたい。そう……。いろんなこの反対はありますが、やはり自分が——トップがやっぱりそこに決断しなけりゃ物事できないんですよ。何をさておいても。何かをやるということは。学校給食センターもそうですよ。米飯ライン、俺がやりたい。そういう形の中でやはり温かい御飯を子供たちに食べさせて。そういうやっぱりトップがね、決断しないで物事はなかなか進まないんです。そういうことだけは御理解いただきたい。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、今少子化の中で子供が少なくなる。で、それをどのよう

にして活性化するか、そういう動きが全国的に広まっております。で、先ほど言いましたように、特認校というのがあるんですね。これは文部省が平成9年の教育改革プログラムの中で、児童数が減少し存続が危ぶまれる小学校において、小規模のよさを活かした特色ある学校運営を進める場合に限り、自治体全域から児童を募集することが認められる小規模特認校制度を制定しました。町長、御存じですか。

これは、昭和52年に生徒数が減少し、廃校の危機に直面していた札幌市近郊の山間部僻地の小学校の存続を願う地域住民や学校関係者の要望に対して、あわせて自然豊かな小規模校への学区外通学を希望する市街地児童とその保護者に応えるために、札幌市の教育委員会が学校の立地条件を最大限に活かし、特色ある学校づくりを進めると同時に、特認校として市町村から指定を受け、特色ある学校づくりを進めている。

つまり阿見町でだったらですね、君原小のこのすばらしい——君原小でなくでもいいですけど、この学校にですね、皆さんこのすばらしい学校に来たい人はいませんか。阿見町全部にですね、呼びかける。そういうことでだってできるわけですよ。だって、もう学校の学区はそのまま。はい、ここだけです。阿見小の大きな学校の保護者は、君原小学校が今度こうなんだ、吉原小学校がこうなんだ。あら、そう。それだけです。阿見町全体の問題にはなっていないんですね、残念ながら。ね、この特認校というのを教育長も、もう一度ね、考えていただきたいと思うんですね。いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今も、先ほど言ったとおり、僻地ですよ。どのぐらい僻地と……。

○12番（浅野栄子君） どこが僻地なの。

○町長（天田富司男君） 違う。だから、あなた言ったじゃないですか。札幌では本当の僻地の中にそういうものがある。それは阿見町は僻地は全然ないですよ。もう本当にスクールバスを通せば大体30分以内でみんな行ける場所ですよ。そうですよ。そういう中で、やはりよく考えていただきたいのは、やっぱり今子供たちにとって1番いい教育は何なんだということを、私はいつも言ってんです。

私も団塊の世代で、自分が250名からの同級生います。そして、阿見にも100人からの同級生います。やっぱりなるべく6年・3年——9年間の義務教育の中で、大勢の子供たちと一緒に同じ学年で勉強さしたいというのが私の考え方です。そういう意味ではね、この特認校は阿見町にはそぐわない。そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。それでは、そぐわないかちょっとね、何か差別な言葉になるんじゃないかなとも思いますけど、今度阿見町で総合教育会議、これ立ち上げましたね。この

ことについて少しお話をお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 濟いません。総合教育会議についてお伺いしたいということですが、もう少しポイント絞っていただかないと、総合教育会議ポイント幾つかあるんですが、その中のどこの質問なのか。濟みません。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。これは総合教育会議ですよ。ですから、教育にとってよい方向に向かう会議だと私は思っておりますが、町ではどのような趣旨でこの会議を設置したのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 濟みません。通告外ですが答えられますでしょうか。教育長。

○教育長（菅谷道生君） 答えられます。

○議長（柴原成一君） はい、教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 教育委員会制度が平成27年の4月1日に変わりました、阿見町がどういう理由で設置したとか、そうではなくて、法的にこれは設置しなければならないもの、それで設置をしました。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） これからこの小規模校が増える傾向が、もうね、誰も予想内のことです。学校だけで経営していくのは大変、この学校の力量が求められ大変困難になるということがうかがえます。このことから、全国的に文部省は学校がコミュニティースクールになることや、地域学校協働本部を立ち上げて、地域と家庭、学校の連携を非常に重要になってくると。そのように思うので、このコミュニティースクールと地域学校協働本部というのは、これは大変重要なことですよと、こう書いてありますが、このコミュニティースクールと地域学校協働本部は、町ではどのように理解していらっしゃいますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） これは国の政策では、地方創生とも絡んでくるものなんです。今まで議員も御承知のように学校につきましては、開かれた学校ということで進んでまいりましたが、先ほど申し上げましたように、これだけ急激な社会の変化とかグローバル化になってきたときに、学校だけでは子供の教育はできない。学校に余りにも、先ほど申し上げましたが何々教育、100も200も……。こないだの議会でもありましたが、主権者教育——18歳になってくると主権者教育が入ってくる。がん教育、株の取引まで教えろと。そういう世の中になってるんですね。

そういうような中で、学校だけではできない。そして先ほどから議員からもお話ありました

ように、地域の方の力とかそういうものが必要になってくるってということで、開かれた学校から地域とともにある学校ということになっていきます。ですから、これはもう学校だけの問題ではなくて、ボランティアの方もそうなんです、いかに子供たちの教育にかかわっていくかという主体的な地域間の働きかけがなければ、これをすることで、また学校に負担がかかっている。議員が先ほどから心配していただいているような、学校の職員の多忙化っていうのは拭えない。新しいものが入ってくれば、それにかかわる職員が増えていく、仕事が増えていく。ですから、その辺はかかわっていただく地域とか、そういう人たちにも主体的なかかわり——アクティブラーニングという言葉が最近出てきましたけども、主体的にかかわる。

ですから、教育委員会どうするんだ、学校どうするんだじゃなくて、一緒に考えていく。そして内容的に職員の人事までかかわってくるようなんですが、そうしたときには、やはり中立性とかいろんな部分が、問題が出てきますので、そこはよく注視をしながら、よく見ながら、いいものは取り入れていく。ただ、方向的には、先ほど申し上げましたように、コミュニティースクールとか地域云々の部分は取り入れてかなきゃならないし、法制度もそういう法制度にまもなくなってくると思いますので、それはその方向で進んでいくと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。今日は教育について、いろいろ御答弁をいただきましてありがとうございます。菅谷教育長のもと、阿見町の教育は大きく前進すると確信しております。阿見町の教育が注目されるように、阿見町の教育が注目されることも間近ではないでしょうか、と思います。

私は、この議会をもちまして退任させていただきます。執行部の皆様、いろいろとありがとうございました。町長さんのバトルもとても懐かしく思います。この場をおかりいたしまして、ありがたく御礼申し上げます。また町民の皆様、御支援してくださいました皆様に、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。執行部の皆様の、また傍聴に来てくださいました皆様の御健勝を、そして阿見町の発展を祈念いたしまして、本日私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 本当にまだまだ特別委員長という大きな役割がありますんで、今ここでさよならというのは、また、だめだと思います。最終日には、私も本当にお二人がおやめになるってということで、そういう面では寂しい思いはしますけど、非常にいろんなバトルをやったということは思い出に残るなど。同級生ですからね、浅野さんとは。同級生のよしみで、こういうバトルもいいんじゃないかなという、皆さんに見せて本当にちょっと申しわけはなかったですけど、やっぱり私は本当の話をしてるわけですから、それだけは皆さん御理解をいた

だきたい。本当に今日は一般質問，御苦労さんでした。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で，本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時43分散会

第 3 号

[2 月 25 日]

平成28年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成28年2月25日（第3日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

15番	倉持松雄君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教 育 長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君

教育委員会教育次長	竿 留 一 美 君
会計管理者兼 会計課長	宮 本 寛 則 君
総務部次長	大 野 利 明 君
総務課長	青 山 公 雄 君
企画財政課長	小 口 勝 美 君
秘書課長	岡 野 栄 君
管財課長	黒 井 寛 君
児童福祉課長	青 山 広 美 君
農業振興課長	村 松 利 一 君
商工観光課長	佐 藤 哲 朗 君
都市計画課長	大 塚 芳 夫 君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐 藤 吉 一 君

○議会事務局出席者

事務局長	吉 田 衛
書記	大 竹 久

平成28年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成28年2月25日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成28年第1回定例会

一般質問2日目（平成28年2月25日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 平岡 博	1. 都市計画街路3・4・25「西郷・大室線」の促進方策について	町 長
2. 紙井 和美	1. 阿見町の特色を活かした「文化芸術基本条例」の制定を 2. 阿見町で「子育て応援アプリ」を開発推進してはどうか	教 育 長 町 長
3. 藤井 孝幸	1. 町長の政治姿勢について・言行一致か？ 2. 工事にかかわる警告処分について	町 長 町 長
4. 飯野 良治	1. 阿見町の特産物の育成状況について 2. 都市農村交流の促進について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事についてはお手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

初めに7番平岡博君の一般質問を行います。

7番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔7番平岡博君登壇〕

○7番（平岡博君） 改めておはようございます。それでは、通告に従いましてですね、一般質問をさせていただきます。

私が今日ですね、言おうとしてるのはですね、都市計画街路3・4・25の西郷・大室線のいろんなどこでは廃止だというふうなことを言われてますんですが、そこを改めてやりたいと思います。

それでは入ります。

ようやく寒さも緩んできました。島津梅林の白梅も満開となりました。我々はそうのんびりばかりもしてられないのですが、いい季節を迎えようとしています。寒かったり、暑かったりいろいろありますけども、霞ヶ浦の水辺もですね、にわかになんか少し生き生きとしだし、釣りやサイクリングに興ずる人たちの姿が目につくようになりました。

町長はこの法案に、堤防強化と一体になった親水拠点整備や河川管理用通路をサイクリングロードとして活用する等により、地域の親水拠点を整備し、観光客や河川利用者の増加を図り、地域振興を推進する政策を打ち出しています。

国に登録した湖まちづくりのですね、計画で桜並木や桜堤の造成を進めてきました。そして、31年開催のいきいき茨城ゆめ国体では、当町の霞ヶ浦湖畔を会場にセーリング競技が実施されます。我々一般には、ヨットとして知られる水上スポーツで、正式種目37競技の1つでありま

す。選手役員、そして観戦の皆様、多くの方がこの湖畔の地に足を運ぶと見込まれます。

町長は今般、大室地区の開催を決断し、施設が取り壊されることなく、平成30年のプレ大会から永続利用されるよう措置されました。町民及び利用者ニーズを的確に踏まえた決断であると尊重したいと思います。

さて、今回の質問は、この開催に関連し、決断の意図をさらに拡大し、地元には波及効果をもたらす施策採用を提言するものであります。

都市計画街路3・4・25西郷・大室線の促進方法であります。本線は40年3月都市計画決定された計画延長3,400メートル、幅員18メートルの地域幹線道路であります。路線西側のマイアミショッピングセンターから、霞台の交差点を経て、曙町まで県道231号線として一部というか、大部分が供用を開始しています。曙町の終点での突き当たり部で残る東側区間は大室地区の斜面を下って、湖岸の125号まで数百メートルの距離となります。

都市計画道路の事業化は予算の確保上、優先順位がつけられるのはいたし方のないところでありますが、さきの大部分の供用開始は平成12年のことでした。以来、ほっぽられて、最初の都市計画決定からは50年、半世紀もたったのに、あと数百メートルのところまでストップして、全面開通の見通しは全く立っておりません。まあ、廃止ですからね。以上が現状の認識であります。

では、今後の見通しについてはですね、私どもの理解は以下のようなもので、この理解で間違っていないかお尋ねします。

まず、阿見町都市計画道路再検討委員会は、平成25年にこの西郷・大室線を長期20年超の未着手区間として再検討の対象としました。その文面をちょっと読みます。

「路線東側の一部が未整備となっているが、沿道が市街化調整区域であることから、当該区間の整備の必要性について検証を行う」。再検討してどうなったかという最近のパブリックコメントの募集が行われました。都市計画マスタープランの策定において、次の文面になりました。

「未着手の路線については、斜面地のため工事が困難であることや、道路ネットワーク上必ずしも必要でないことなどを理由に、一部で実現見込みの低い路線が存在します」として、廻戸若栗線の一部とともに西郷・大室線の一部が挙げられたのです。これは政策判断として事業化を断念する、都市計画決定を返上するということなのでしょうか。この点は確認しておきたいところであります。

地元大室地区はずっと待望論がありましたから、がっかりしていると思います。道路ネットワーク上必ずしも必要ではないとは何でしょう。大室地区の位置づけを言っているのだとしたら異議を申し上げたいところであります。いずれにしても、都市計画マスタープランのパブリッ

クコメントの募集は国体セーリング競技の大室地区開催が決まる以前でしたから、私どもは状況の変化があったと考えております。

これを千載一遇の機会と捉えてですね、霞ヶ浦の湖畔レクリエーションにかかわる環境整備を一気に推進する。湖岸を身近な水辺として親んでもらうのは、霞ヶ浦浄化きれいな水質を取り戻す第一歩となります。来る人、見る人に感動を与える湖岸は町長の肝いりで進める湖岸の桜並木の整備事業とも呼応するはずです。その基盤に改めて西郷・大室線を位置づけるべきだと考えていますが、いかがでしょうか。

まさに町長、今でしょと私は言いたいのです。このタイミングで実現見込みの低い路線からの見直しは可能なのか。見直し後、早急な事業化は可能なのか、町長に取り組まれる意向をおありになるか、伺いたいものであります。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さんおはようございます。

非常に一般質問も中身が、昨日ですね、海野議員に質問を受けて答弁したのとはちょっと違って、もうあそこでやるんだっていうような非常に断定的な話になってますが、これはちょっと御了承いただきたいと思います。まだそれは決まったことではありませんので、よろしくお願いいいたします。本当にね、大室は私の第二のふるさとです。うちのおふくろのふるさとなんで非常に、何度も何度も言ってますけど、本当にいい場所です。

それでは、都市計画道路西郷・大室路線の促進方策についての質問にお答えいたします。昨今の国、県の都市計画道路の方向性は人口減少等により、社会情勢が大きく変化してきたことから、全国的に見直しの方向で動いております。

当町でも県が策定した見直し指針に基づき昨年度から都市計画道路の再検討を行っております。現在の社会経済情勢の変化を踏まえ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の存続、変更、廃止の方向性について検討してきたところであります。

1点目の未開通区間について、現状をどう捉えているのかについてであります。再検討では、未着手区間については、昭和40年の都市計画決定当時と道路網が大きく変化しており、交通量が国道125号バイパスと大幅に転換していること、また、既存道路での代替が可能であること等から廃止した場合においても、将来交通量の推計結果において、交通処理上の影響が生じないことが検証されております。

その結果、再検討では廃止の方向で手続を進めているということは、過日の議員全員協議会

で説明したとおりであります。

2点目の今後の見通しについて、何らかの政策的決定を下しているかについてですが、県の指針は市町村が都市計画道路の方向性を示した上で、当初計画変更まで手続としております。現在、その指針に基づき手続が進行中ですので、政策的決定は下してはおりません。

○議長（柴原成一君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 町長、本当に、簡単にありがとうございました。そういうふうが決まっちゃってるというふうなところで、また蒸し返すっちゃうかね、はっきり返して私が言うわけですから、そんなの、平岡できねえよというふうなことなんでしょうけれども。

私個人的にですね、廃止の方向をこの前全員協議会ですね、廃止の方向に進めてるということで、ちょっと私聞いたんですけども。この廃止ですね、要するに何て言うんですかね、この阿見町にとっては、これから先のことに關してですね、私必ずあそこは生きてくると思うんですよ。町長のあれではね、なかなか実家もあるからやりづらんだろうけども、なかなかそうもいかないんでしょうけども。じゃあ、端的にあれします。

検討、町と一緒に協議して決定、要するにこれは廃止というふうなした、廃止にしたところの会議の部分のですね、ところをよくちょっともう少し詳しく聞きたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

都市計画道路の再検討の委員会の協議っていいですか、その趣旨かと思えますけども、町長の答弁にもありましたように、まず国がですね、人口減少時代に突入した中で、これから今まで都市計画決定された道路と施設をですね、都市施設をこのまんま整備するというは大変公共的な、事業的にむだになるのではないだろうというような、そういった指導のもとにですね、各都道府県が見直しの指針をつくりまして、茨城県も平成18年に作成した中でそのルールに基づいて市町村が実施してきたものでございます。当町も昨年度からその指針に基づきまして実施したというようなことでございまして、全員協議会ときにも御説明しましたように、検討のルールがでございます。

社会情勢の検証ですとか、その対象路線、20年以上整備してないですとか、そういった対象路線を抽出しまして、その路線に基づきましてカルテを作成して評価していったというようなことでございます。ここにはですね、客観的にこの事業、路線についてどのような要因とか、将来的な整備、機能とかがあるかっていうのをカルテにおいて検討してます。事業主体となる茨城県、それから阿見町には圏央道、国道がありますので、国の常総国道事務所の所長もメンバーに入った中で検討した結果ですね、平岡議員が質問でございましたように、最終的には都市計画道路決定当時と道路網が変化し、交通量が大幅に展開されたと。それから、現道のない

未着手区間で、市街化調整区域であるため変動機能が低く、市街地交通処理の路線機能も必要性も低い。それから、県道稲敷阿見線等で代替が可能な区間というような評価に達しまして、その委員会としましては廃止というような方向が出たというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） ありがとうございます。町長が答弁述べたような感覚の流れですよね。

ですがですね、私個人的にはですね、県、国があるがためにですね、そういうふうな机上の見方しかできない。こんなこと言っちゃあれですけど、執行部の皆さん、そうじゃなくてですね、私が言いたいのは、もう少しグローバル的に見てですね、もう阿見町の、要するに何て言うんですかね、阿見町の要するに何て言うか、ウィークポイントつつうかな。要するに皆さん、誰もが海行くんだと言ったときに、要するに道路走って、海が見えたら感動するじゃないですか、少しく。わあ、海になったよ。だけど、そこなんです。学園のほうからずっとうらばかり見てきて、あそこの大室のあの曙の先からこう行って、霞ヶ浦が見えた。わあ、これすごいじゃない。振り返ったときに、おお、筑波山もあるじゃない。そこなんです、そこ。

そういうふうなきっかけができないんでしょうけども、何でこの阿見町はもっとグローバル的にですね、阿見町をもう少し何かこう、何かのどこなんですけど。そういうふうな見方はできないものかなと私は思って、一応質問こういうふうにしたわけですけど。今後の阿見町のために何か、何かのところが出てこないって、何かちょっとやっぱり机上の計算でこうやってくるからもうだめだよというふうな感じに受け取れちゃうんですよね。

何かのところが、私具体的に言わないと結論は出ないんでしょうけども。いやあ、阿見町あそこ行ったらすごいよというのは、前にコスモス畑つくりましたよね。それで、私ある人が東京からちょうど来たもんですから、竹来の上からこうおろして行ったんですよ。霞ヶ浦をわーっとかいって。そしたら、住宅の最後のとこのセブンイレブンさんのちょっと上のところですかね、「平岡さん、ちょっととまってよ」って。「何この景色」って。私らちょいちょい見てるから感動しないよね。だけど、向こうの人は「いや、すごいじゃないですか。これ」。あの風景見たらとめてくれって言うんだよ。何なの。後で聞いた話がそういうふうな話なんです。よ。

ですから、もう今から阿見町の売りは何かあったら、まあ、こんなこと言っちゃ本当に一生懸命やっている人に申しわけないんですけど、はっきり言って阿見町売るもの何ありますか。一番やっぱり売るのは感動ですよ、感動。それがリピーターになりますから。だから、その辺のところをね、ちょっと理解していただいて、国、県があるから阿見町はなかなか予算がちょっと無理だからできないよって言うんじゃないで、何かその辺に天田富司男さんがあそこのところにつくってくれるんだよ、桜の木。いや、きれいだっぺって。あと5年後見てみなさい。5年後。桜並木はずっといい時期になってますよ、あれ。そこなんですよ。

ちょっととりとめのないあれかもしれないですけど、そういうふうにならこう、これは廃止だって言われちゃうと、廃止するほかないんでしょうけど。だけど、何かやっぱり私の心の中のそれを部長、何かないですか。

まあね、町長をさておいて部長に聞くのもちょっとあれかもしれないですけど。町長、そこなんです。町長がやってくれた。何かないですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、平岡議員が言ったとおり、そういう場所はまだまだあるじゃないですか。今、竹来からおりてくるあそこだって霞ヶ浦よく見える。あなたの地区のアウトレットから来た、あの坂だって、やはり「二橋」っていうあの看板をやりながら見えるというね。そういう景勝の地はあると思いますよ。あと、センターもそうです。本当にあそこは2階に風呂でもつくってやったら、本当にお年寄りも長生きするんじゃないかなんて、そういう考えもおきますよね。本当にすばらしい景勝の地で。

それだから、やっぱり今、湖まちづくりでいろんな形でやってるわけなんでね、怒られてしまいうけど俺ははっきり話はするけど、じゃあ、あそこに道路をつくれって言ってみんなが見に行くと、「何だ、町長。こんなところに道路つくるの。ちょっとおかしいんじゃないの」って俺は言われると思うんですよ。あの場所で。大体10人中9人は言うでしょう。絶対言います、これは。これは絶対言います。それは当たり前の話。だって何にもないんだから。市街化調整区域なんだから。

私は大室大好きですよ。だから、一生懸命あそこで霞ヶ浦高等学校の問題だって何だって一生懸命やってきました。でないと、やっぱりできるものとできないものがあるんだっていうことは、やっぱり平岡議員にもわかっていただきたい。これを言えば、また大室の人に何だあの、第2のふるさとなんて言っていながらあんなこと言ったよなって言われるかわかんないけど、でないとやっぱりできるものとできないものは判別は、やっぱりトップとしてね、言わなければ前に進まないと思います。

平岡議員の情熱はよく心に染みさせて、そして霞ヶ浦をいかに売っていくかということの本気になって今本当に考えているわけですから、どうか理解をよろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 町長、おめえ、ほんとのこと言ってんのかって思っちゃうんだけど。でもやっぱりね、町長、政治家っていうのは夢を語るっていうふうなことを言いますけれども、私はそんなことあんまり頭がないからできないですけど、言えないですけども。やっぱりね、何で今かという、要するに地方創生加速化何とか基金とかって交付金とかあるじゃないですか、今は。だから、今そういうふうな、要するに、町長がつくってくれた桜堤防もそうだけど、

その辺の感覚をあと4年後、5年後に空想で描いてみたらですね、やっぱりあの辺は絶対これから伸ばしていかないといけないと思うんですよ。だから、さっきも私も今でしょっていう意味は、やっぱりそういうふうなやつが地方に交付金とか、そういうのでいっぱい来るような気がするんですよ。

ですから、その辺のところを踏まえてですね、やってくださいよ。要するに、私的には導水事業とかそういうのも進むでしょうよ、恐らく。そうなった場合に霞ヶ浦が絶対水質もよくなりますから。だから、その辺のところをですね、踏まえてですね、道路もやっていただきたいと思います。

これからですね、さっきも言ったように、地方創生加速化交付金、そういうのもできるし、導水路もできるし、それから何よりもやっぱりさっき町長が感動してどうのこうの、あそこには要するに……、何て。市街地調整区域のあれがあるからできないんだよ。そうじゃないんだよね。また話もつくり返しになっちゃいますけど。

だから、ぱっと見たときに、何十年後かわからないですよ。要するに、さっき町長がちよつと言った霞ヶ浦の二橋のあれがぱっと曙町からくたって見えたら、二橋がぱ一つとあったんですと。すごい夢じゃないですか。

だから、まあその辺も踏まえてですね、最後に、町長、もう一回ですね、これはやっぱりだめだというふうなことじゃなくてですね、何とかこう継続、方向性が残るように、何か、何とかならないですかね。残しとくというふうな。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 済みません。はっきり言うけど、まず無理。実際。ほんとにね、あの霞ヶ浦湖畔をじゃあ、どういうふうな形で使っていくとか、そういうことを考えるのはもうちょっとね、楽しいことを考えたならいいですよ。だってサイクリングロードだって、もう大体今でき上がる。廻戸下もね、大体でき上がってきますよ。それならば、あの堤防を使って、じゃあ、こういうことをやろう、こういうことをやろうって。私もいろいろ考えてますよ。あそこ、和田公園、予科練平和記念から和田公園までサイクリングで三十何キロかやろうとかね。じゃあ、中学校が美浦と阿見中と中学校が4つあるから、じゃあ、あそこの湖岸でね、駅伝大会をやろうとか。いろんなこうアイデアを出して、やっぱりあそこを活性化させる施策ってあるじゃないですか。そういうものを考えていただきたい。この道路はまず無理です。悪いんですけど。まず無理、これは。

誰が考えたってあそこに道路をつくるっていうこと自体が、やっぱり費用対効果を考えたときに難しいですよ。確かに、あそこにつくれば幾らか霞ヶ浦は見えるかわかんないけど、それは竹来の道路とか、あなたとこのね、あそこの道路とか、そういう場所をやっぱり使って、

ああ、すばらしい景色名だなど。湖岸におりたって桜堤のところに行けばね、霞ヶ浦と筑波山のあの景色はこの阿見町とか美浦が一番きれいなんです。向こう側よりね。だから、そういうものをやっぱり観光施設としてどういうふうにして利用していくかということを考えていったのが、あの道路よりは実現性が高いと私は思いますしね。率直な話。

○議長（柴原成一君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 結論的にはですね、私思い浮かべてたとおりかなと。まあ、これはしょうねえよな。簡単にそう言っちゃいますけども、答弁本当に。何とか私、ちょっとしつこいようですが。要するに、この前全協で廃止になったから、何って思っちゃったからさ。ちょっとこういうふうにあれしたようなもんです。

それで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、7番平岡博君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、阿見町の特色を活かした文化芸術振興基本条例の制定についてお伺いいたします。

全国的に人口減少社会が少しずつ加速し始め、地方においては過疎化や少子高齢化、都市部においては単身世帯が増加していることなどから、地域コミュニティの衰退とともに、日本が大切にしてきた文化の発展や芸術を受け継ぐ担い手不足が懸念されています。

文化技術の発展について、国では平成13年12月文化芸術振興基本法が制定されました。この条例は文化芸術の振興についての基本理念を定め、音楽、美術、演劇などの芸術、歌舞伎や能楽などの伝統芸能、アニメや映画等のメディア、茶道、華道等の生活文化、有形無形の文化財等さまざまな文化芸術の発展と人材育成、伝統文化の継承など、心豊かな生活を向上させることを目的として定められました。

現在は文化庁で我が国の芸術文化を振興するため、音楽、映画、舞踊等の舞台芸術創造活動への支援、若手を初めとする芸術家の育成、子供の文化芸術体験の充実、地域の芸術文化活動への支援をしたり、それぞれの町並みや歴史等を地域資源として活用し、地域の特色に応じた文化芸術を起爆剤として地方創生の実現を図っております。

阿見町の文化芸術振興基本条例の制定と本郷ふれあいセンターの文化施設へ改訂について、平成24年12月議会において質問をさせていただきましたが、本郷ふれあいセンターについては、

平成25年度から社会教育法にとらわれない生涯学習の場としても条例規則等を改正し、文化施設として利用しやすい会館へと発展し、利用価値が広がり、喜ばれております。

今後阿見町がそれぞれの地域における自然や長年にわたって培われてきた歴史やフード、コミュニティが育んできた文化芸術活動活動が長年にわたり継承されていくために、官民挙げて守り育んでいかなければならないと考えております。

当町は町でありながら3つの大学やその施設が利用でき、その他の公民館や文化施設として使える本郷ふれあいセンター、少々年月はたっておりますが町民体育館などがあり、これらを町民の皆様が活用されてきたことなどから、文化的な都市へと発展させていく要素は十分にあります。

本年2月1日現在で4万7,982人、1万9,178世帯の方々は今昔から代々住んでいる人もいれば、新しく他地域から転入してきた人、外国人などさまざまな人々が暮らしています。そのような人たちとともに、行政区ごとの地域コミュニティの祭りや小学校区ごとのふれあい地区館、中学校区ごとの町民運動会など、地域に根づいたさまざまな活動が展開されております。

こうした活動における交流やさまざまな協働の取り組みは、人々の多様な生活スタイルや価値観を再認識し、互いに刺激し合って、新たな文化活動へと発展させるエネルギーを生み出す可能性を持っていると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- 1、当町の文化芸術の振興における考え方について。
- 2、多くの方が文化芸術に触れることができる機会を増やすように取り組んでいることはなにか。
- 3、地域の伝統文化をどのように守り、継承していくのか。
- 4、文化財の保護と活用についての取り組みは。
- 5、当町の文化芸術活動はどのようなものがあり、その活動についてどのように支援をしているのか。
- 6、本郷ふれあいセンターの文化施設としての活用状況はどうか。

以上、6点について伺います。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 阿見町の特色を活かした文化芸術振興基本条例の制定を、についてお答えします。

まず、1点目の当町の文化芸術の振興における考え方についてお答えします。

現在、町では生涯学習推進計画に基づき、町民の豊かで文化的な生活を創造するため、各種

施策を展開し、文化啓発の拡充を図るとともに、質の高い文化に触れる機会を提供することを通し、当町の文化芸術の振興を図っていく考えであります。

2点目の多くの方が文化芸術に触れることができる機会を増やすように取り組んでいることは何かについてお答えします。

具体的には、文化財展、同好会作品展、児童生徒作品展や音楽で元気にするまちづくり事業、音楽祭、各種公演会等を開催し、多くの町民が質の高い文化芸術に触れる機会を提供しております。

3点目の地域伝統文化をどのように守り、継承しているかについてお答えをします。

地域の伝統文化活動を記録保存して、後世に継承していくことは大変重要なことと考えております。そのため毎年伝統芸能団体主催の伝統芸能まつりや阿見町文化協会主催の春季舞踊発表会、芸能発表会、チャリティ舞踊祭りなどを開催しているところであります。この中で、伝統芸能まつりへの若年層の団体の出演など、後継者の育成が図られるよう支援を行っているところであります。また、伝統文化継承につながるPR活動なども行っているところであります。

4点目の文化財の保護と活用についての取り組みは、についてお答えします。

現在、町では文化財保護審議会からの意見を聞きながら文化財の保護と活用に努めております。平成27年4月からは、文化財保護指導員1名を配置し、包蔵地の見直しや文化財倉庫の整理など埋蔵文化財等に関する助言、指導を行っております。

また、県文化課とは年2回の文化財巡視活動などを行うとともに、その他文化財全般に関しての連携を図っております。さらに、室内で展示可能な町内出土遺物等を公民館を中心に公共施設で展示しているところであります。

5点目の当町の文化芸術活動はどのようなものがあり、その活動についてどのように支援をしているのかについてお答えをします。

文化芸術活動については、文化協会活動、公民館の同好会活動、児童生徒の芸術活動などがあります。支援については、文化協会への補助金の交付、文化芸術団体や同好会等への活動拠点や成果発表の場の提供、各種作品展示の機会の提供などがあります。

6点目の本郷ふれあいセンターなど文化施設としての活用状況についてお答えします。

多目的ホールでは、音楽で元気にするまちづくり事業での音楽祭の開催や公演会委託事業での演奏会、演芸会の開催、ふれあい地区間での映画会などで文化施設としての活用を図っております。

また、同好会主催のカラオケ大会や音楽教室主催のピアノ発表会などでも広く活用されております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 文化芸術の振興における考え方についての詳しいお答え、大変にありがとうございました。文化芸術の活動の中心というのは、人であるというふうに考えるのであれば、まさに人と人とのつながりというのをどのようにつくっていくかという、そういうことが重要になってくるというふうに考えております。文化芸術活動の横断的なネットワークも今度はつくり出していく機会を用意するというのも、またこれからは大切じゃないかなというふうに思っております。

その中で人材を育成して、発掘して育成し、活動機会を提供することが必要であるというふうに考えております。その部分についての御見解があればお示してください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

先ほど教育長が答弁したとおり、今の生涯学習推進計画に基づいて、さまざまな施策を展開してるところでございます。人材育成つう形の件かと思っております。発掘かということかと思っております。それについてはですね、現在、達人バンクっていうのがありまして、1つこれスポーツ関係では26人が登録してある。それから学術教養については12人、それから、今芸術文化という、そういう部分については64人の方が登録しているという形で、今それを発掘して有効に活用してつうことは怒られちゃいますけど、皆さんにお願いしていろんな場面で活躍していただいているのが現状でございます。

あと27年度からはですね、達人バンク以外にですね、今進めています音楽で元気にするまちづくり事業ちゅうことで、皆さん自信のある方、発表できる方は手を挙げてくださいよちゅう形で、27年度については35人の団体も含めて応募がありまして、その方が今いろんな場所で音楽で元気にするまちづくり事業として発表をしてるところでございます。

ただ、これから当然目標であります当然人材の発掘ちゅうのは重要な課題だと思いますんで、今後そういう部分については、調査研究を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございました。音楽で元気にする、35団体。

○教育次長（竿留一美君） はい。

○11番（紙井和美君） 35団体。すごくたくさんの方がいらっしゃることと、あと達人バンクも芸術文化に関しては64人ということで、本当にその方々のお知恵、また、能力を存分におかしかいただければありがたいなというふうに思っております。

その中でも、やはり団塊の世代の方々の大量の定年退職による自由時間の増加等を考慮した文化芸術振興の施策を図ったりですとか、またさらには、女性は結構多いんですけども、男

性がなかなかそういうところに入っていきにくい部分、とっかかりにくい部分というのもありますので、そういった男性の方々のお力、また若年層の皆さん、また子どもたちを次の芸術文化の継承者として育てていくということは、これも非常に大事なことだと思っております。

また、高齢者とか、あと障害者、外国人の方々など、さまざまな人々を結びつけていくことを文化芸術の活動に取り組んでいくことも、これ一番重要なことではないかなというふうに考えているんですね。

例えば、子供や青少年自らが企画をして実施をする。また、公演や展示等を充実させていく。それをまた町のほうで、教育委員会のほうでバックアップをしていく。

また、あるいは世代間交流、そういった方の老若男女の方々の地域の取り組みの支援なども、これもしていく。また、障害者の方が文化芸術の作成や、逆にお世話になるのではなく、運営スタッフとして表現者となって、主体的に運営に参加するっていうことの事業、これの取り組みなんか御本人たちにとっても、周りにとっても、画期的で充実したものになるのではないかなというふうに思うんですね。

あるいは、高齢者の方の豊富な経験とまた知識を地域や活動のまちづくりに活かしていく事業を実施していく。そういうことですか、芸術作品の制作、発表の場と機会の確保など、さまざま考えられていると思います。

例えばですね、富士団地の行政区の中で、アートギャラリーなんかいうのもよく私も行かせていただきましたけれども、そういったことも本当にあれは老若男女、いろんな方が芸術に触れて、自分でつくって作品を展示する機会を設けている。行政区でやっていますけれども、それも町でもそういった形のようなものを作っていくっていうのもどうかっていうふうに考えているんです。

以上のことから、何かそういった方策を考えていることがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

文化芸術つつうのは広い部分がありましてですね、障害者の方、それから高齢者の方、それから女性の方、それから先ほど言われました定年退職された方という、今の段階ではですね、もうそういう区分しないで広く皆さん公平に参加していただくちゅう形で、あえて障害者の方、女性の方っていう部分は1つにこのまとまった考え方は今のところ持っていないんですよ。

だから、今後そういう部分についても調査研究していきたいという考えは持っていると申します。はい。

以上です、はい。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。いろんな垣根を取り払って、みんなが参加していくということに意義があるのではないかというふうに考えておりますので、その部分、またこれから先、御配慮いただければというふうに思っております。

それでは5点目の質問の中で、文化協会への補助金の交付というものがございました。その金額と交付の仕方についてお尋ねをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

文化協会についてはですね、今現在76万5,000円を補助として支援しております。支出の仕方としては、例年は総会時期にですね、申請をいただいて、それに基づいて76万5,000円を支出している。最終的には実績報告をいただくというような形をとっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 支給の仕方。金額と支給の仕方。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。支給の仕方っていうのは振り込みで、その団体のほうに振り込むっていう形なんですけど、そういうことじゃなくて……。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。もう一度お願いします。

○11番（紙井和美君） そうじゃなくて、たくさん団体があるので、どのように分配するのかっていうことをお尋ねしたんですけれども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には26年度のこの総会資料を見ますと、決算で110万5,000円ほど、この文化協会ちゅうことで決算してるんですよ。その中で76万5,000円ちゅうことで、どこどこに幾らちゅうことには分配はしております。その中で使っていただくちゅうような形なんですけども。だから、どこどこ例えば団体、54団体ってが入ってますけど、その中に1団体幾らちゅうことで分配はしておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。先ほどの3番目の答弁の中でありました伝統芸能まつりっていうのもありました。これを例にとりますと、10団体参加されているんですね。それぞれ伝統的なグループで、中でも君島の芸能保存会さんは150年以上前のひょっとこ踊りというのを昭和43年に保存会を結成して、昭和63年には阿見町の民俗無形文化財に指定されたとい

うふうにお聞きしました。これ、昨日ファクス送っていただいたんですけども、この10団体参加している方1つ1つ見るとすばらしいなっていうふうに思いました。

これ、ちょっと読み方もしかして間違えたら、後で訂正していただきたいと思うんですけども、喜幸会の阿見支部さんですか、津軽三味線のみならず、そういったことも和太鼓も入れて日本の伝統芸能を学んでいるとか。あと和太鼓集団鼓蝶乱さんですかね、女性の優雅さや美しさをお子たちの元気とはつらつさを太鼓で表現するとか。曙獅子連さん、地域づくりの中核となる祭りの中で地域を盛り上げていくと。吉原小学校区の和太鼓会っていう方は、4年生、5年生、6年生の有志が集まって、指導を受けながら演奏をしていくと。で、先ほどの君島芸能保存会さんの君島ひょっこ踊りというのがありました。あと曙面舞会、これは伝統芸能を披露して、ボランティアで訪問をしたり、積極的な活動を行っていらっしゃると。あとは、実穀源太同好会ですかね。これは伝統あるリズムと動きに魅せられた有志10名で結成されていて、まちづくりの輪を広げていくと頑張っているらしいです。あと福田和太鼓会の方々は福田祭りの際に打ち鳴らされる太鼓について、現在後継者の育成と発展のために保存会が結成されて継承していると。あと掛馬芸能保存会の方々、この方々50年ぶりに復活を保存会がしまして、掛馬ばやしっていうのがあって、4月の花見の時期に太鼓をたたきながら、地域内を回る祭礼をしていく。また、最後の石川同志會石丸囃子さんですかね。石川地区では、明治末期から無病息災や五穀豊穰、また家内安全を祈っているお祭りがあるんですけども、昔の行事をどうにか復活させて、地域を活性化させようということでこの会を結成し、現在に至っているということをお聞きしました。皆さん、本当に伝統継承に関して御尽力されていらっしゃればこそ、また後世に伝えられていて、本当にすばらしいと感謝しているんですね。

そこで、町民主体の文化芸術活動を支援していくためには、長期的な視点に立った財源の裏づけ、これも非常に重要でないかなというふうに思います。ほとんど補助金だけでは難しく、自腹を切ってやっつけてらっしゃったりしていると思うんですね。今後重要な文化芸術の振興をしていくためには、その財源の確保が重要となってまいるのでありますが、当町の財源確保についての見解をお聞かせいただきたいとします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。財源確保ということでお答えいたします。

基本的にはですね、町でやること、それから町民がやることちゅう部分が今後明確にしていかなければならないちゅう部分がありますよね、1つはね。で、1つの基本理念としてはですね、文化芸術活動を行う方はですね、特に自主性ちゅう部分が重んじられなくてはいけない。それから、創造性が十分尊重されなければならないちゅう部分なんで。ただ町が財源の確保をすればいいちゅう問題じゃないんで、今後そういう基本的な理念とかですね、先ほど言いまし

たように町の役目、それから町民、その芸術活動をする方の役目等を明確にしていきたいというのが、そういう考えで今思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 私は財源ありきで言っているわけではなくって、お金を渡してこれで何とかしようということは、これ本末転倒なので違うと思います。だけれども、今やっ
てることに對して、どのようにバックアップしていったらいいかということを考えるというの
は、これは非常に重要なことなので。

そういったこともあって、本当にそれぞれのところにどういう形で支援できるのかというの
も、財源の確保も、人的確保もいろんな支援の仕方あると思うんですけれども、その辺を考え
ていきながら、本当に継承していける形でバックアップしていくのが行政の必要性もその部
分にあるのではないかなというふうに思っております。

例えば、当町の予算を確保するだけでなくって、文化庁を初めとした国や県ですね。あと
民間の助成制度、そういうものもあります。企業や例えば近隣市町村との共催事業を活用する
というふうな方法もあろうかと思えます。

あと文化芸術振興に貢献していただける一般の方、そういう方々とか、あと事業者、企業と
か、そういうところから寄附を募るというやり方もあると思うんですね。さまざまな方策があ
ろうかと存じます。どうか充実した文化芸術を振興していくためには、町の予算だけではなく
て、ありとあらゆる方向に多角的に目を向けていくということが、これは今後1つのことを続
けていくには重要な部分ではないかなというふうに考えております。

そういったことで、より充実した文化技術を振興させていくためには、いろんなノウハウを
練り上げながら、どこにもないようなよい内容としてつくり上げていきたいと思う。補助金を出
すだけではなく、声を大きく出すだけではなく、自発的に、先ほどおっしゃいましたけど、
自主性を重んじる。それが今回の文化芸術振興の一番の基本になってるんですね。自主性を重
んじる。自主性を重んじる方々にバックアップをしていくっていう、そういった考え方が大事
ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。あと、これ
は要望ですね。

あともう1つ、要望として、大学との、教育機関との連携とか、そういった総合相談のコー
ディネートの機会なんかをつくっていくっていうのもまたさらに重要なことと思っております。

ほかの市町村では文化課とか、そういった専門の課をつくっているところもあつたりします
けれども、そういったことのような形で地域のそういったノウハウを活用させていただくとい
うのも重要ではないかなというふうに考えているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今の現在の3大学ちゅうことで、茨城大農学部、それから県立医療大学については、これは音楽で元気にするまちづくり事業ちゅうことで参加されてるちゅうのが今現実なんですけど、そういう連携した部分については再度、今後そういう部分については研究していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前 11時01分休憩

午前 11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。本題の文化芸術振興基本条例の制定についてなんですけれども、これ26年までには、前回私が平成24年の12月に質問したときには、茨城県まだつくられておりませんで、つくばと牛久がつくっておりました。現在は常総市がそれをまたスタートさせるということと、あと茨城県にとっても26年から計画をして、ようやく28年4月からスタートするというので、このような茨城県文化振興基本条例ということで、文化振興条例という、これは仮称ですけども素案ができております。そういったことで、阿見町もここに来てやはり進めていくべきときではないかということと、県内でもまだ3つぐらいしかないということで、先進的に文化の香りの高い阿見町をアピールするためにも、ぜひとも制定をお願いしたいと思うんですけれども。

全体的な文化芸術の考え方に対するお答えと、あとその条例に対する制定について、教育長、御意見があれば、お話しいただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。

紙井議員の質問全体を通してということでお話をさせていただきます。文化芸能など継承に関してですが、この職についてせんだって町で行いました伝統芸能まつり、本郷ふれあいセンターで行われて参加させていただいたんですが、課題として、先ほど参加された団体の紹介を議員のほうでされましたけれども、私が安心だなと思ったのは、石川地区の発表、それ以外はすばらしいんですが、課題があるな。

それは何かというと、継承の部分での課題がある。お子さんと高齢者で、中間層がない。

これでは継承されていかないんじゃないか。戻ってすぐ職員に、石川はどんな形でああいうスタイルができてんだということ。それをやはりほかにも紹介していく必要があるんじゃないかということで、そういうサポートの仕方を生涯学習課、教育委員会でかかわって、継承に役立てればというふうに考えております。

それから、喜幸会のお話がありましたけれども、せんだってこれもノバホールで、三味線の筑波大生の卒業生の発表会がありました。すごい人数で、すごい内容だったんですけども、ここでも三味線を外国から留学で来ている学生さんが、すごい演奏をしたり、琴を演奏したりということで、男子学生ですけども、感動しました。そういうのを本町の大学でも、そういうね、ノウハウを持った団体にかかわっていただくと、また活発な文化活動ができるんじゃないかということを感じました。

条例に関してですが、阿見町の町民憲章の中に「知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう」ということを宣言してますので、議員御指摘の文化芸術振興基本条例につきましても、法的な裏づけを持って活動を進めていくという考え方すれば、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 前向きといいますと、いつぐらいからできるだけような形はありますでしょうかね。

○議長（柴原成一君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 先進地域のもの等研究しまして、生涯学習課のほうで進めるよう指示をしていきたいと思えます。いつってというのは、ちょっとこれは約束できないですが、早目にできるように指示をしたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 早目の感覚が人それぞれ違うので。とにかくつくば、牛久、市ですけども、そこに匹敵するぐらいの阿見町ですが、文化的な要素は十分あると思うんですね。ほかが参入していく前に阿見町ここにありということで、一刻も早くやっていただきたいなというふうに願っているところであります。

先日の全員協議会の際にいただいた阿見町総合教育会議の資料ですけども、その中の最後に、生涯にわたって学べる環境づくりということで、先ほど中間層の人がいないということがありました。お子さんたちと高齢者の方、その中間層の育成もやはりこれから大事になってくるかなってというふうに思っています。

中でも質の高い文化を創造するために、「文化芸術に触れる機会の提供。町民による文化芸

術活動の支援を図るとともに地域に根差した伝統文化の継承、文化財の保護の活用に努めます」というふうにもここにも記されています。とにかくいろいろな文化の継承、先ほどの申し上げた団体もそうですけれども、文化財の保護に対しても、本腰を入れて、力を入れて、阿見町としての文化の香り高い町をつくっていただきたいということを心からお願いいたしまして、私の1つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められることになりました。現在、各自治体では、独自の支援事業を検討、展開し、それぞれのニーズに合わせた取り組みを進めているところであります。

子育て家庭の就労形態や生活が多様化していることから、いまや保育だけではなく、さまざまな形の子育ての支援が求められるようになりました。自治体での支援事業も利用者ニーズに幅広く対応する必要性が今後ますます増えてくるのではないかと考えております。

そのような中、東京都世田谷区では子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めております。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの1つとして、区では平成26年10月から、せたがや子育て応援アプリを公開しております。

核家族やひとり親世帯の増加、また、地域のつながりの希薄化などによって、保護者が孤立しがちであるということから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くはとは言えません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで時間や場所にとらわれることなく、気軽に子育てや支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減を図ることができるアプリが有効であると考えて、導入されてきたようであります。

アプリを通じて提供されるサービスの内容というのが、おむつ替え、授乳スペース、あと公園などの施設を検索できる施設マップ。また、子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ。幼稚園、保育施設を条件に合わせて、自分の条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ。また、登録したお子さんの生年月日や住所などに合わせた健康診断や予防注射のお知らせを通知するお知らせ配信機能、これが非常に喜ばれているようであります。妊娠期から小学校就学前までの子育ての家庭を対象に、支援情報を提供しているところであります。

今後、同様のアプリを開発する自治体が増えると、近隣の自治体と連携したサービスの提供

を検討することも可能となり、より多くの子育て世代のニーズにきめ細やかに答えることができるようになると期待されております。

世田谷区と阿見町では規模が違い過ぎますけれども、この事例を参考に、我が町の特徴に合わせて、柔軟に情報提供ができるツールの1つとして、自治体における子育て支援事業に活かしていければというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町で子育て応援アプリを開発し、推進してはどうか、の質問にお答えします。

議員御紹介の子育て応援アプリは既に世田谷区や京都市などで先進的に導入されており、子育てに関するお知らせ配信や施設マップ、保育施設等の検索ナビ、申請、手続などの情報閲覧ができる子育て支援ナビなどの機能を備え、時間や場所に捉われず、気軽に子育て支援に関する情報を得られるなど、役に立つ情報源であると考えます。

施設の位置図や保育施設の空き状況等も検索できるなど大変便利であります。最寄りの駅や路線図等、阿見町の立地条件からは必要のない情報等もあるようです。現在、町の子育て関連情報は町ホームページを活用し、施設案内や各保育施設の空き状況等を掲載しており、スマートフォンからの閲覧も可能となっております。

また、健診や予防接種のお知らせ、地域子育て支援センターのイベント情報などについては、あみメール等を活用し、配信しているところであります。子育て世帯の多くが日常的に利用しているスマートフォンにより、必要な情報を伝達することは大変効果的であると考えておりますが、一方で、アプリの開発費や次年度以降のランニングコストに多額の費用がかかることも事実であります。

こうしたことから、現時点では子育て応援アプリの早急な導入は難しいと思われませんが、情報発信の一手段として今後も調査研究してまいりたいと思います。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。ここにアプリの開発費や次年度のランニングコストということが出てきました。多額なお金がかかるということで。これの要望は若いお母様方からあらゆるところで要望いただいて、質問させていただいたんですけども、県のほうとかいろいろ聞いてみたり、あと担当課の方に教えていただいたりしましたが、アプリの開発に1,150万かかったんですね。世田谷のほうで。それ以降のランニングコストが400万円かかるということで、これはアプリは今とても注目されているものでありまして、ほ

かのところもそれ参入したいということで、昨日はNHKで神奈川県藤沢市が防災アプリというのをスタートさせたということで、若い人たちからもどこでもいろんな情報を瞬時に取得できるというふうにして喜ばれていましたけれども、一番ネックになるのがこのアプリの開発費ということなんです。

これも私いろいろ調べてみたんですけども、ほかで開発したところと競合させていただくとか、あと近隣市町村と一緒に開発を進めていき、ランニングコストも低価格に抑えるような方策を考えていくとか、そういうことも必要になってくるかと思えます。

内容はいいんですが、これを持続していくための財源確保に関して一番頭を悩ませるところかなというふうに考えております。しかしながら、この内容は私たちに非常に効果的で喜ばれているということから、何かこう、それに関係する専門の人の御意見をいただくとか、そういうことがないのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

まず、このスマホのアプリでございますけども、子育て世代の方、若い方はほとんどの方が今スマホを活用されてるということだと思います。スマートフォンさえあれば、必要なときにですね、必要な場所で、必要な情報、いろんな情報を得られるということでございます。

御質問ありましたように、このアプリに関しては、今おっしゃられたような防災の情報ですとか、観光の情報ですとか、子育て支援以外にもいろんなアプリが出てございます。開発費につきましては、今世田谷のほうでは1,100万ぐらいかかるということでございますので、なかなか現時点でね、阿見町ですぐに独自に開発というのはなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

どうしたら安いコストで導入ができるか。あるいは、国や県の補助なんかがないだろうか。現時点ではそういう補助がないということでございますので、そういった県への要望なんかも踏まえ、あるいは何か安く導入できる議員御提案あったような方法についてもですね、今後いろいろ研究はしていきたいなと思っておりますが、特に特定の業者となりますと、やはりそこでいろんな見積もりとか発生してくると思えますし、特定のところだと、例えば今まで世田谷なんかでも、子育てを実践されている皆さんとミーティングをしながら、こういったものが必要か、それをまた改善していくというふうな中で、どれぐらいのコストがかかるか設計をしていったというような経緯があるかと思えます。

なので、現時点では国、県の補助金への要望をですとか、その他も含めまして、いろいろ今後研究はしていきたいなというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。世田谷のほうは、今おっしゃったように防災があつたり、観光があつたり、子育てがあつたり、いろんな多機能なアプリをその中に全部入れているので。子育てだけだと少しコストも安くなるのかなと思つたら、そうでもなく、やっぱり開発することにお金がかかるということなので。県のほうもこういったアプリをつくることはすごく前向きで調べてみると、やはりそれでも1,000万ぐらいかかってしまうということでした。

ですので今後NPOの方ですとか、そういった能力を持つてる若者の知恵を拝借するですとか、補助金を申請するですとか、そういったことをしながら、私もこれから調査研究をしっかりと進めていきたいと思つますが、この着眼点に関しては、どうかちょっと頭の中に入れといていただいて、何かいい開発でき、またランニングコストもかからない内容でできるものがあればというふうに考えておりますので、今後私も勉強して、しっかりと進めていく方向で、また後ほど質問させていただくことになると思つますが、その節はどうかよろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、13番藤井孝幸君の一般質問を行います。

13番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願ひます。

〔13番藤井孝幸君登壇〕

○13番（藤井孝幸君） 皆さん、こんにちは。通告に基づき、私は天田町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

天田町長は議員時代、前町長川田町長に次のような質問をしています。議員時代と町長就任以降どのようにしたのか、どのように変化したのか。一議員として、町民としてこれだけは確認したく質問に立ちました。町の行政のトップとしてどうあるべきかということでございます。

まずその1番目に、天田町長は公用車をどのように使っているのか。

それから、2番目に地区の祭りに公用車で行くのはおかしいと質問をしました。天田町長は現在まで各地区の祭りへの移動手段は何か。私有車か。

それから3番目、各地区の祭りへの寸志、これは町長交際費か自費か。

4番目、国際交流事業への参加はどういう立場で参加をしているのか。支度金、日当はもらうべきではないというふうに言っておりますが、現在どうしているのか。

5番目、町長は一人一役でいいと言っておりますが、阿見天田町長は現在何役をしているか。それはなぜか。

6 番目、町長退職金は公約で返納すると言いました。その中のア項で、1 期目の退職金の処理は供託金、もしくは自分の収入として処理しているのか。イとしまして、町長を辞職したら必ず町に返納するのか。

大きな 7 番目です天田町長の言行一致とはどのようなことを言うのか。

以上、7 点について質問をいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、私の政治姿勢についての御質問ですが、まず地方自治体は二代表性となっております。町長と議員はそれぞれの役割があり、その立場や責任に違いがあります。そのことを念頭に置き、答弁をさせていただきたいと思えます。

1 点目の町長は公用車をどのように使っているかについてお答えいたします。

公用車は公的機関が業務に使用する自動車の総称ですが、その目的のとおり、公務で移動する際に使用しております。

2 点目の町長は各地区への祭りへの移動手段は何かについてお答えします。

祭りの参加は開催する地区から案内状等をいただき、参加しております。地域イベントへの出席となるため、公務として移動には公用車を使用しております。

3 点目の各地区の祭りへの寸志は町長交際費か自費かについてお答えいたします。

各地区の祭りへの参加は、先ほどお答えいたしましたとおり、公務でありますので、公債費で支出しております。

4 点目の国際交流事業への参加する立場と支度金、日当についてお答えいたします。

国際交流事業へは、阿見町国際交流協会会長の立場で参加しております。姉妹都市である米国スーペリア市や友好都市である中国柳州市へ訪問する際の支度金、日当は支出されておられません。

5 点目の町長は現在何役をしているかについてお答えします。

現在は外部の委員会を除いて 21 の役を受けております。例として挙げますと、阿見町社会福祉協議会の会長や、阿見町シルバー人材センターの理事長、阿見町文化協会会長などです。それぞれの団体において、規約等に基づく互選や決議によって決定したものであります。

できれば私以外の人に役職を担っていただくほうがよいと考えていますので、会の活動を進める上で、適任者が見つければ徐々に引き継いでまいります。

6 点目の町長退職金は返納する公約をしたについてお答えします。

先ほどお金をもらったのかということではありますが、1 期目の退職金は私はもらいました。

退職金については、平成25年度第3回定例議会で答弁したとおりであります。

7点目の町長の言行一致はどのようなことを言うのかについてであります。

言行一致とは言葉に出したことをその行動が同じであることであります。藤井議員は私の議員時代に発言したことに異論があるようですが、冒頭に述べたとおり、議員の立場と町長の立場とではそれぞれの役割や責任に違いがあるため、物事に対する理解や考え方も異なるということでもあります。これは藤井議員も御理解をいただかないといけないなと思います。現在、私の心境は晩節を全うすること、そして、やはり子孫に美田は残さずということでもあります。

笑顔のあふれるまちづくりのために、私利私欲を捨てて、公務に邁進してまいりたい、そう考えております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私の質問は少々町長にいやなことを言うかもしれませんが、熱くならないように。昨日も何か「指を指して質問するのは失礼だ」とか言いながら、自分で指をさしてましたからね。あれもやっぱりね、やっぱり興奮するとあんなっちゃうんですね、人間は。だから、冷静に丁寧にお答えください。お願いします。

まず、町長はですね、公務というのはどのように捉えて、公務とは何を言うのかをまずお答えしましょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それは、公務はそのとおりです。町の仕事は、私にとっての公務は町の仕事。それをやっぱりやり遂げるっていうのが公務であります。いろんな公務がありますが、全ての公務を言うわけにはいかないんでわからない。そこまでね。説明はできませんけど、公務は町の仕事を私が一番トップとしてやらなければならないことをやるということでしょう。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町の仕事をやり遂げるということが公務という、まさしくそのとおりですね。公の仕事というのが、これはもう辞書にも書いております。

ただですね、町長はですね、他の事業所の首長選挙にですよ、水戸から帰りに社協の理事会に出ないで、途中で下車して、そこの首長の親族の悪口を言うという。これは公務でしょうか。どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は、そこの水戸で公務は終わりました。帰りはね、自分の車で、自分たちの車で帰ってきました。もう公務はそこで終わったわけですから、あとは自分の私的なことでもあります。私は選挙で選ばれた人間ですから、選ばれたっていうと、こうおこがまし

いですけど、1票1票いただいてね、こういう立場に立たさしていただいているわけですから、それは私がどの人の選挙を応援しようが、それはあなたには言う資格がないと思いますね。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長はさ、どこに行っても町長なんですよね。だから、そういうよそのことまで行って、人の悪口を言うことが町長の仕事では、公務ではないと思う。公務っていうか、町長の仕事を町民は望んでいると思いますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ほかの選挙もね、いろいろありますよ。自分がやっぱり応援してる人に対しては一生懸命になると。今回の議員の選挙もそういう状況になるでしょう。町会議員の選挙もそうなるでしょう。やっぱり自分が応援している人を一生懸命やる。これ、町長だからどうのこうのじゃないんじゃないですか。町長だからこれをやっていけない。あれをやっていけないという、そういう法律があるんなら教えてください。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 法律論とはじゃなくて、やはり町長というのは、阿見町のトップリーダーですからね。それが何しに来たん、ここまで、この人はというふうな言われ方をすると。やはり町民としてはですね、ああ、恥ずかしいな。私自身がここまで行って悪口を言うかとは非常に恥ずかしい思いをしますよ。だから、やっぱり公益を考えながらね、やっぱり町長としては行動していただきたいというふうに思います。

次にですね、地区の祭りについて公用車で行くのはおかしいと川田さんに言いましたですね。天田町長はですね、地域の祭りは公務ではないというふうに言い切っておりますが、そのことは覚えてますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。やっぱりね、議員の時代と町長の時代とは全然違うわけですよ。それであるならばね、そういう意識であなたが私に言うのであるならば、4回も南の祭りに行きました。あなたとも会っております。「町長、おかしいんじゃないの。こんなところ来て、公務で。こういうこういう交際費を使っちゃおかしいんじゃないの」って、そう言ってもいいんじゃないですか。公務だから行ってるんですよ。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） つまらん反応はしないでくださいね。いいですか。祭りに来て、町長が来てるのに公務じゃないのにおかしいなんて私はそんなこと言えませんよ、もう。そんなこと町長に言うべき場所じゃないもん。そんなつまらんこと言わないでください。

いいですか。要は公務ではないということは覚えてるんですね。どうですか。いやいや。言

ったかどうかを聞いてるんです。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう随分前、何年前だかちょっとわからないんで、言ったっていう、まあ、どっかの何ちゅうんだ、そういう記録には残されてるんでしょけど、そのとき言ったっていう。まあ、今のとこね、記憶はないですね。

ただ、町長っていう立場になれば、やっぱり一議員とは違うと。あくまでもね、議員というのはチェック機能を果たすのと、町長というのは、町の執行を一生懸命やるわけだから、それは全然違った意識のものであるということ。だから、私もこういう立場に立って、やっぱりああ、川田さんの気持ちがよくわかるなという、そういう思いはしました。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 記憶が定かではないということですね。あのですね、これは古い、先ほど言ったように、古い話だけれども、平成9年の9月、3回の定例会のときですよ。町長は町長が地区の祭りに参加するのは公務ではないと。その理由も述べてるんですよ、理由。何で公務ではないのかと。それは覚えてますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） なかなか言ったかどうか定かではないのに、今覚えてるわけじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） じゃあ、教えてあげましょう。祭りはですね、地区の祭りは、地区の皆様が寄附で祭りを行ってるんだと。そこに公務で町長が行くのはおかしいと、こう言ってるんですよ。どうですか。この点は。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私の役割は、地域をいろんな面で活性化さしたり、そしてまた町長に来ていただけると非常にうれしい、そういう地区の要望の中で、やはりこれは行ってるわけで。やっぱり町長になるとね、一議員とは考え方が随分変わってきますよ。これ当たり前の話です。だって、執行者ですから。それをね、今どうのこうのって言うことは、それは9年の9月ですか、そのときに言った言葉とはまた違った立ち位置にいるっていうことです。

○議長（柴原成一君） 先ほど、16番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。どうぞ。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 公務ではないというふうに、はっきり言って、理由まで述べてるんですよ。そのときの状況とは地区の祭りのやり方は変わってないんですよ。だから、町長にな

ったからって、私は前言ったことは違いますから、責任と、役割と責任が違うからね。まるきり逆なことを言うんですよ。言ってるんですよ。

これ、どうですか。言行一致ですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、先ほども言っているとおり、町長になってみれば、そういう状況になります。藤井さんも2年後に町長選挙ありますから、そのときに出馬して町長になれば、やっぱり、ああ、町長っていうのは本当にこれね、いろんな面で大変だなと。365日いろんな仕事がありますから。そういう面ではね、やっぱり一議員と町長の違いというのは、皆さん誰も理解してると思いますよ。議員の皆さんは。あまり理解してなけりゃ、これはおかしいと思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長の立場ちゅうのは私、十分知ってますよ。私は公務だと思ってるから。祭りに行こうが、何しようが。散髪まで行けば悪いですけどね。散髪。公務にね。というのは私は当たり前と思ってるから。

それをあなたがね、自分の信条として、公務ではないということをはっきり言い切ってるから、私はこういう質問をしてるんですよ。町長になったら立場が変わりますけどって、こんなことを立場を変えちゃだめですよ。言ったことはこれ、言行一致だと思いますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、何度も何度も言うじゃないですか。やっぱり一議員のときはチェック機能を果たすためにいろんな質問をしますよ。これは当たり前でしょう。今の町の状況をこれはおかしいんじゃないか。だけど、やっぱりね、トップになってみるとね、いかに職員が一生懸命やってるか、そういうことがわかるんですよ。そのときは職員のこと責めて、随分天田も随分攻めてんなって、職員は思ったでしょう。

でも、やっぱりこういう立場に立ったときにね、職員は本当に一生懸命やってんなと。そういう中で、言行不一致、それはね、その立場によって違うということ。みんなそうですよ。町長になれば全然違うんだから。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長になろうが、議員であろうが、そういうその真逆なことを言っちゃだめですよ。俺は町長になったから前のことは関係ないっていう。そういうのは人間性を疑われますよ。

それと、次の質問で寸志は公費かって言ったら、公費って言いましたね。交際費で使ってる。町に行く寸志ね。これは、このことについては、川田町長にどう言いましたか。覚えてま

すか。覚えてない。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 覚えておりません。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まあ、記憶にないでしょうからね。古い。これはもうしょうがない。寸志は私費で行けと。私の金でね。そして、しかも、公用車じゃなくて、歩いていくべきだと、こういうふうに言ってんですよ。全くあなたは全く、真逆なことをやってるんですよ。言ったこととね。だから、町長になったからって言えば済むという問題じゃないんですよ。あなたの人間性を言っているんですよ。矛盾しませんか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 寸志とはどう書きます。心づけですよ。公務で行くときは会費なんです。会費と寸志は全然違いますよ。それだけはよく考えてください。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） これでもですね、寸志ってあなたは答えてるのね。川田町長は会費だと言ってるんです。それをあなたは寸志って捉えてるんです。だから、私がわざわざ寸志というふうに言ってるんです。だから、まあ、会費なんです。行って飲んだり、食ったりするから。それは間違いないんです。だから、私は公費で行くということは1つも構わないと思いますよ。会費って書いてくるんだから。封筒に。それはいいんです。だから、あなたはそれを寸志だと言って、私の、自分の金で行けと。しかも、歩いて行けと、こういうふう言ってるんです。だからこれは矛盾してるんじゃないですかって言ってる。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 寸志っていうものでね、もしも、川田町長が言ったであるならば、それはおかしいでしょうって、これは当たり前の話ですよ。でないと、会費でそれ以上のこと言ってます。やっぱり会費っていうことになれば、これは違うんじゃないですか。公務で行ってるんだから。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 川田さんも、私は会費ですと、地域の祭りに呼ばれて行きますと。だから、会費として包んでますと。あなたは執拗に寸志だというふう言言って、自分で払え、歩いて行けと、こういうふう言ってるから私がどうしてんだということを言ってるんです。だから、矛盾しませんかって言ってるんです。それはどうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、今言ったとおり、会費で行ってるんですから、全然矛盾し

てません。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いや。川田さんも会費で行ってるんだって言ってるんですよ。川田さんは。あなたが勝手に寸志だって言ってる話よ。川田さんは会費で行ってるんですよって言ってるんですよ。

これね、それは会費という形である程度の何がしのものを包みますけれども。これは個人という川田弘二という資格のことで渡した場合、これはいろいろな問題になるわけですから、その意味で行事として、町長として地域の住民と接する機会であると。だから、会費で、公費で行ってんですよ。

あなたはこれは寸志だって言ってる。寸志だって言ってるんですよ。これ。これね、「区の祭りは、あれは公的じゃないですよ。公用車を使って、それで寸志を。寸志は交際費か何だかわかりませんが、そういうものを使って歩くということ。やっぱり個人的な形でやるべき。歩くべきだと私は思います」と。こう言ってるんですよ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 川田さんが、会費で公費ですよって。その後どうしました。その後もまた寸志だ何だって言ってこれはおかしいよって、何回も何回も言ってるんですか、私。

○議長（柴原成一君） それでは、ちょっと10分早いんですが、ここで暫時休憩といたします。

その間に、町長は議事録をちょっと確認して思い出してください。

○13番（藤井孝幸君） 休憩。いや、早いな。

○町長（天田富司男君） 休憩します。

会議の再開は12時50分といたします。

午前 11時50分休憩

午後 0時50分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） どこまで言っとったっけ。

再度町長に質問しますが、町長は、議員のときには祭りは公務ではないと。寸志は私費で出せと、こう言いましたよね。確実にね。まあ言ってる、議事録がそこあるんだから。それで、町長になったら役割と責任が違うから、公務でないというのが公務になったと言う。その具体的ななぜ公務にしたのか、そこをもう一度お答えします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、寸志でお金を出すということは、これは私費であると。やっぱり会費でお金を出すということはやっぱり公務であると、それ以外何もありません。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうですよ。川田さんは会費と言ったんですからね。あなたはそれを寸志と捉えてたから。そういう矛盾が出てきたでしょう。

「私はですね、いい意味でやっているのであって、やはりそこら辺は誰も注意してくれる人がいないから、状況がだんだん悪くなるわけです。やっぱり誰かが注意していかないと、これはまずいんではないかと」。こういうふうに、ちょうどね、私が今あなたの言ってる言葉がそのまま私が今思ってるんですよ。誰かが注意していかないとね、まずいんじゃないかということで私はこういう質問をしてるわけです。

これはもう天田さんが言ってるわけですから。そういう意味で、議長に申し上げますけども、ときどきね、議長。議長殿。

○議長（柴原成一君） はい。

○13番（藤井孝幸君） ときどき反問をしてるみたいだから、反問は来年度からいうことで注意してくださいね。お願いします。

○議長（柴原成一君） わかりました。

○13番（藤井孝幸君） それです。そこで祭りが公務ではないと正面切って言ってる。今、公務ですって言ってるちゅうことは、矛盾はしませんかね。どうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう先ほどから言っているとおり、寸志というのは私費だと思います。心遣いだから。ただ、会費ということで私は持ってってるわけだから、公務として行かさせていただいているわけでありませぬ。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 質問に答えてくださいよ。公用車で公務と言って、川田さんは言ってたわけですよ。だけど、あなたは公用車で行くなど。祭りは公務じゃないから。公用車で行くべきではない、歩いていくべきだと。寸志の話は別ですよ。そう言ってるんですよ。そこは矛盾しませんかって言ってるんです。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどからどこに書いてあるか全然……。読んでもらいましょうか。そのほうがわかりやすい。

○13番（藤井孝幸君） 俺が時間がなくなるから、ちょっとそれで探してください。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君に申し上げます。何ページか、ページ数だけちょっと教えてください。

○13番（藤井孝幸君） これ、質問じゃないからね。

○議長（柴原成一君） 藤井議員に申し上げます。今、町長の答弁のあれですから、ちょっとお待ちください。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何かそういうことは見つからないんですけどね。

○議長（柴原成一君） 130ページだそうです。

○町長（天田富司男君） 130ページ。130ページありますけど。130ページ……。国際交流これは町長の見解ではないけれども、自分はこういう見解を持ってたっていうことですね、これね。議員としてはね、議員のときは。だけど、やっぱり町長という立場に立ったとき、前からも言ってますけどね、やっぱり区民からお願いしますって来られたときに、いや、そんなとこ行けないよって言うわけにはいかないですよ。やっぱりきちんとした会費としてね、私が行くことによって、その区民の皆さんが喜んでいただけるということでね、やっぱりなるべくそういう場所には出るようにしております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いや。それを言ってるわけじゃないんです。出て結構なんですよ。

ただね、川田さんが出るときに、祭りは公務じゃないから歩いて行けということに、あなたはなぜそんなことを言ったのかと言ったって答えられないでしょうけども、要は公務じゃないと真っ向から否定して、私は今公務ですっていう、その言動が私は不一致じゃないかって言ってるわけですよ。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そういうところが全然わからないけど、これ読んで。今何だか知らないけど、同じようなことを私はいい意味でやっているんだって、やはりそこら辺は誰も注意してくれない人がいるからってというのは、これはまた同じようなことを言ってるんだよね。ああ、なかなかいいこと言ってるなと思ってね。

ただ、先ほども言っているとおり、もう自分が町長という立場に立ったときに、どういう状況かっていうのをそのときはわかんないわけだから。そんで、やっぱり議員というのはね、チェック機能を果たすわけでしょう。そのときやっぱりそういう思いでやってるわけだから、それで町長になったから随分違うんじゃないかと言われても、やっぱり町長、平成9年ですよ。9年と何年たってんですか。

やっぱりそこら辺も、やっぱり町長として6年間やってるわけだから。その6年間やってて、今こういう質問ということは、この間もね、選挙の説明会に出てるわけだから、また当選したらまたこういう話になるでしょうから、それは議員が質問することはこれ、当たり前なんで、それは受けますけど。まず町長という立場に立ったときに、どういう状況になるか、その時分では私にはわからなかった。ただし、今町長っていう立場を6年間やらさせていただいて、やっぱりこれは公務だなということでご答弁してるわけですよ。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長ね、足をね、踏んで、踏まれた人の痛さちゅうのはね、踏まれた人しかわからないんですよ。踏んだ人は知らんふりしてる。痛くもかゆくもないから。ちようどあなたが今そのとおりでございまして。

人の足を踏んどって、川田さんは相当断腸の思いだと思いますよ。それをあなたは痛くもかゆくもないからね、今平気で祭りは公務でないとやってたのが、公務ですとか言えるんですよ。だから、そこを普通の人ならね、あなた普通の人かどうか知りませんが、過去言ったことはね、議員だから議員のときでちょっと視野が狭かったと。町長になったら、やはり違うから、それは当時のことはごめんなさいって普通言うんですよ。それを役割と責任が違うからって、当たり前ですよ。議員と役割と責任が違うのは当たり前。町長ちゅうのは、我々は下のほうではいつくばって見る、あなたは上のほうから鳥瞰的に見るんだから。それは責任と役割は違いますよ。ただ、言ったこととやってることがどうなんだちゅうことを私は言ってるんですよ。だから、素直に「いやいや。私は議員のときに視野が狭くってごめんなさい」と言えば、話は済む話なんですよ。

それを役割と責任が違う、議員のときはこう思った。今はそんなこと思ってませんなんて言うからおかしくなるんですよ。最後にもう一回。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それは藤井議員がそういう考えを持ってるだけであって、私は議員のときはチェック機能を果たすのは当たり前。これは質問は当たり前だと思いますよ。だから、あなたもこういう、もしもね、上のほうの立場になったときに、やっぱりああ、あの若いときはこうだったなというのが必ずあります。それはそのときの立場立場によって、それぞれ人は違うんだということだと私は思ってます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうやってごまかして、結局自分の非は認めない。そういう政治姿勢というのが、私がだから政治姿勢を問うてるわけですよ。私が正しいと。周りの人の話を聞かないというのはね、これもトップは物事に対して真剣に取り組むというのが一番大事だし、

あと周りの声を聞かないというのが一番議員としてくたびれる状況であります。私と今と同じなんです。本当くたびれる状況なんです。これはあなたが言ってんだから。本当くたびれる状況なんです。

来年の3月には町長選挙があって、非常に明るく楽しくいい選挙にしたいなと私もその一人ですということを書いてますが、それはそれでいいですよ。いいんだけど、ただ、パフォーマンス的に、一方的に責めておいて、それで、私は今町長ですから祭りは公務ですなんてのをしゃあしゃあとと言うその心境が私はよくわからない。

だから、そういう町長だと思えば、それはいいですよ。だけど、町民の代表だからね。前言葉をこころろ変えるというのはよくないということを私は言ってるんです。だから、私は言行不一致だと思います。そう思いませんか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから言っているとおりですから、何回も同じ答えはさせないでください。私はそういう意識で今町政を担ってるわけじゃないから。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 堂々めぐりでね、しゃあない。役割、地位によってね、町長としては役割と責任を違うことは私も十分知ってますよ。

ただ、全く真逆なことを、例えば私がですよ、今のときに真逆なことを言って、あなたを例えば責めてますよね。責めてするとすると、あなたは私が今度議員と立場が違ったときに、あなたは許しますか。その真逆なことを。私が言ったとしたら。Aと言ってるのに、時代、時期が変わって、立場が変わって、Bというふうになったと。あなたはその真逆なことを私に許してくれますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それは、どういう立場で。私がどうのこうのっていうのはどういう立場なんですか。

○議長（柴原成一君） はい。藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長と川田さんとの関係と同じなんです。あなたが真逆なことを言って、私は町長ですからと言ってるのと同じ。あなたは、例えば俺たちが真逆なことを言ったら、昨日もありましたけど、ヨット、セーリング会場のね、土地を買ってやるとかって、買ってやるとか、売ってないのに買ってると言ってるじゃないかって、そういうのと同じなんです。

だから、私に言わせれば、私がある時代にAということを書いて、次に時間が過ぎたらBということを書いたら、あなたは鬼の首をとったように責めるでしょう、私をきっと。そんなこ

と言いわけは聞かぬえよみたいなことを必ず言うと思います。あなたはそういう性格だから。そこはそれでいいや。

それで次、5番目の、国際交流事業はね、支度金とか日当はもらってないと言う。だけど、私は協会の会長として、国際交流の協会の会長として行ってるからね。日当とか、支度金はもらわないと思うんですけども、公務だと思っんですよ、国際交流も。だから、日当なんかもらってもいいんだと思っんですけども、どうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 日当はもらう必要ないと思っんですけどね。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） はい。質問を変えます。

5番目ですね。町長は、一人一役でいいというふうに言って、回答は今現在21役やってるということですよ。けど、その理由はですね、ここに書いてるように、それぞれの団体の規約に基づく互選、決議によって決定していると。当初天田さんは一人一役でいいんじゃないかというふうに言っておりましたけども、今はあなた自身が21役やってる、こういうことですよ。川田さんもですね、川田さんも団体の規約やら決議とかで、いろんな役を、21あったかどうかは知りませんが、いろんな役をやってると思っますよ。

いろんな役をやってると思っんですけども、ここはあなたと全く同じなんですよ。規約とか。けど、あなたは一人一役だというふうに言ってました、当初ね。だから、そこは川田さんと全く同じなんですよ。川田さんは勝手に会長とか、いろんな理事長とかを引き受けたと思っますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 役といっても、もうこれはどうしようもない役っっていうのをみんなあるわけですよ。阿見町の地域公共交通活性化協議会とか、霞ヶ浦とか、龍ヶ崎地方衛生組合とか、もうトップとしては、そこに出なけりゃいけないっっていうのがいっぱいあるんです。

そういう中で、要するに、阿見町の国際交流協会の会長さん、これは私は最初のころは川田さんにやっただきました。しかし、どうしてももうね、川田さんも体が動かないということ、やはり町長がやるべきだということ、やらせていただきました。阿見町文化協会や体育協会もそういう規則の中でやっぱりやらざるを得ないという状況ですね。

また、阿見町のシルバー人材センターもね、急にね、ある理事長が辞めたんで、何としてでも町長、やっぱりやってもらえないか。やっぱりそれは大変な状況であるということになれば、やっぱりじゃあ、やっぱり私がやるのがいいのであるならば、やらせていただきましょと。これはやっぱり一役、まあ、町長というのは一役ですよ。町長は一役だけ、町長になればこ

ういう役がついてくるのも、これも一役じゃないですか。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長の言ってた一役とちゅうのは、町長は町長以外の役割はするなと。それはもちろん、いろんな組合があつて、それはしょうがないですよ。だけど、社協の局長とかね、体育協会の会長とか、こつたなものは別な人にさせたらどうですかということをお私に言ってたと思うんですよ。

それを今、あなたは21役やってる。それはどうしようもないこともありますよ。ただ、言ってることとやってることが違うんじゃないでしょうかと私は言いたいわけ。

あなたがね、私以外の人に適任者がおれば、私はその道を譲りたいと。一人一役ということで、根本にそれがあってしょうから。譲りたいと言ってるんだけど、その考え方はいつごろなつたんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は前々からね、社会福祉協議会においても譲りたいっていう。ある部長だなんだに言ったけど、やっぱり今町長にこのお役を辞められたら、やっぱりいい状況にならないと。それぞれ引きとめられちゃうんですよ。

じゃあ、俺がぽつと辞めてね、じゃあ、その団体がいい方向に行かなかつたら、これまた、何だあそこで町長辞めたからこういう状況になつたじゃないかってそういう話になりますから、やっぱり受けざるを得ないものはね、やっぱり私がやらないといけないんじゃないかなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長としては、そういう役をやるちゅうのはね、私は当然のことだと思つたんですよ。ただ、町長が一人一役と言つたから、その考え方をいつ、私はもう譲りますと、適当な人がおつたら譲りますかという考え方になつたのはいつですかと言つてるんですよ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それはいつだったか、そういうものまでは記憶にありませんけど、なるべくなら私はほら、ほかのところでね、ミネルバだなんだって戦後生まれの首長さんがそういう会をつくつてやってるけど、私はそういう会は入らないよって。そういうものをなるべく会は入らないで、やっぱり町政にやっぱり自分の情熱をささげていきたいという、そういう思いでなるべくお役は私自身はやりたくないですよ。本当に、これは。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いつからその考えになつたかちゅうと、私は当初からあつたと思つ

んですけども、状況によって許されないということを言いたいんだと思いますよ。ただ、本当にその気があるんだったらね、その気があるんだったら、もう6年もするんだから、1カ所、2カ所ぐらいはかわっても、体育協会の会長とかね、社協の会長とか、1カ所、2カ所ぐらいは私はかわってもいいと思うんですけども。もう6年過ぎてるんだからね。なったばかりだったら、そうそうもいきませんかでしょうけども。私はもしその気持ちが今でもあるのであれば、私は引き続き誰かに譲るということも必要だと思いますよ。その考え方に変わりないですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう藤井議員の言うとおりでと思います。それだけね、きちんとした人がいてね、その会をまとめられると。それこそ、その人に決めました、その組織ががたがたになってしまうということになると、また町長出番だよって。シルバー人材センターと同じような状況にはやっぱりさせたくないということで、またどうですかと。私もあともう1年やったらシルバー人材センターは辞めたいっていう思いはしています。

ただ、今の状況の中でもう少しやっってくださいと言われると、なかなかね、そうもいかなくなってしまいうのが現状です。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） あなたがそう言ってるけども、適任者が現在それぞれいないということだと思います。本当におるかどうかは知りませんが、真剣に探せばおるとおもいますよ。

では、次質問します。退職金の件についてですね。1期目の退職金はもう何か先ほどちょっと聞きそびれたんですけど、答弁書には書いてないんですけども、1期目の退職金の処理はどうしたか、ちょっとお伺いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そこまでこの答弁のあれにはなかったんで、入れなかったんですよ。どういう質問事項だったから。要するに、質問としては、私が25年ですか、3月か何かそのときに答弁したとおりですと。ただ、この間のね、2年前の町長という立場で1期目の退職っていうことで、それは私がもらいました。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長、もらいましたということを行いましたよね。それ、回答書にないもんだからね。言葉でちらっと聞いたような、冒頭に言ったような気はしますから。確認です。もらいました。

じゃあ、町長、政治資金規正法の中でね、町長、政治資金規正法じゃないや。町長ちゅうのは資産公表の義務があるんですよ。これで資産報告書に退職金の処理は明記しておりますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） きちんとそれはお金が入ってきているわけですから、振り込まれるわけですからちゃんと明記はしてると思います。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 退職金の処理は1回はもらったと言って、いうことですのでね。2期目はどうなるかわかりませんが、ただね、町長を辞職したら必ず町に返納するかという質問がありますよね。そこに私、これは25年9月の議会のことですが、私が公職を退いた後、町に直接返納すると。これは確約できますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず自分自身はね、そういうお金でどうのこうのって、最後に言っておりますけど、晩節を汚すことはしたくないし、子孫に美田を残さないということでありますから、どういう形にしても、そのお金は私の手元には必ずないということです。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いや、私の手元になくなって、親兄弟にやったら意味はないんでね。町に返納するって言ってるんだから、町に返納するんですよ。ただ、何でかちゅうと、これは私も2回目質問なんですよ。町に返納、当初はもらわないと言ってたけどもね、いろんな諸般の事情があって、もらわざるを得ないから今はもらったと。

次は、町長辞めたら返すと言ってるんですけども、先ほどから言ってるように、町長になったら話が変わったとかね、考え方が変わったとか言うから、これもそういう考え方になるんじゃないかと思って、私は心配をして言ってるんですけど。本当に町に直接返納するんですね。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そんな心配はしないでください。そのとききちんと生きてたらよく見てください。私の行動を。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 生きてたら見てくださって、そんなに曖昧なことじゃなくて、ここで返納するということをお願いできればいいんです。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども答弁したとおり、25年の答弁のとおりですって書いてあるじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） だから、あなたが言行不一致だから、心配だから、私は言ってるんですよ。だって、次から次へと真逆なことをやってるんだもん。心配だから言ってる。だから、

町民に約束してくださいって言ってるんですよ。じゃあ、約束したということでもいいですね。はい。了解。

そこで、最後の質問になりますけども、天田町長の言行一致とは、先ほど何回も聞いてますけども、最後にもう一度確認します。言行一致とはどのようなことを言うのか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども答弁したとおり、やはり町長と議員という立場とは全然違うということを言いましたよね。そういう中で、やっぱり町長になってからの言行がどう不一致しているかわかりませんが、町長になってからはきちんとした対応を私はずしてると思いますが、議員のときとはまた違ったものであるということ。それが、議員のとき言ったことと、町長の立場になったときにちょっとそれは違うんじゃないかっていうのは、それは藤井議員がそういう考えを持っているわけであって、私は議員としてはチェック機能を果たすためには、いろんな質問をするのは、これは当たり前ですし、そのときに言ったことと町長になったときの言葉が違うからといって、言行不一致とは言えないと思う。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） あなたのちょっと言葉をもう一度読んでみてくださいよ。私の7番目の質問に何て書いてますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 7点目の町長の言行一致とはどのようなことを言うのかについてお答えします。

言行一致とは言葉に出たことをその行動が同じなことであります。しかし、藤井議員、私の議員時代態に発言したことに異論があるようですが、冒頭に述べたとおり、議員の立場と町長の立場とではそれぞれ役割や責任が違うため、物事に対する理解や考え方も異なるということであると書いてあるでしょう。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それは後でね、何回も町長、役割と立場は違うって言ってるけども、それはそれでいいんですよ。言行一致ちゅうのは、やっぱり言ったこととすることが同じということなんですよ。それがその立場が違ったからいいんじゃないかねとか、立場が違ったから当然だということ、考え方そのものが、私なんかはおかしいということなんですよ。

だから、私はね、町長の政治姿勢についての最後の質問なんですけど、質問じゃなくて苦言ということで聞いてください。年寄りの苦言。リーダーたるものはですね、やっぱり言行一致じゃないとだめだと私は思います。

時々でこう翻す。自分の発言を翻すようではね、部下もついていけませんよ、これ。危なく

て。リーダーというものはやっぱりね、自分の言葉に責任を持つということが私は非常に大切だと思えます。肝に明記しておいてくださいよ。

では、次の2番目の質問に行きます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 阿見町のですね、工事に係る警告処分についてお尋ねをいたします。

ある業者2者に対して平成26年10月22日に建設業法違反として警告処分をしました。その原因はどこにあったのか。

それと……、ずっといきます。2番目に、警告処分について審議した過程を説明してほしい。また、その議事録はあるのか。

3番目に、次の契約時期の工事に建設業法、または町各種規則等に抵触、または違反はないのか。

4番目に、違反があると判明したらどのように対処するか。

5番目に、建設業法違反が発生しないための執行部の今後とすべき対策は何か。

以上、質問です。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、工事にかかわる警告処分についての質問にお答えいたします。

1点目のその原因はどこにあったのか及び2点目の警告処分について審議した過程を説明してほしい。また、その議事録はあるのかについてであります。関連しますので、一括してお答えいたします。

過去に建設業法に反して施行された工事案件がありましたので、平成26年10月22日付で阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領第11条の規定に基づき、文書による警告を行いました。

その経緯についてですが、建設業法違反の工事案件が過去にあったとの通報がありました。直ちに調査をした結果、平成24年度に発注した案件で建設業法に抵触した業者が1者ありましたので、該当業者に対して聞き取り調査行いました。

過去の工事事案でありましたが、建設業法における主任技術者等専任義務違反であったため、建設業許可権者である茨城県に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定に基づき、通知を発送いたしました。

その後、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第5条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会において、茨城県の対応を注視しながら、阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく処分、または指導等を適切に取り扱う必要があると判断しました。

また、契約の時効が原則10年であることから、平成17年度から平成26年度において主任技術者等の選任義務を要する工事案件で違反行為がなかったか再度調査したところ、さらに1者が該当したため、当該業者に対して聞き取り調査を行い、茨城県に対し、同様の通知を発送いたしました。

その後、茨城県より連絡があり、建設業法第41条第1項に基づき、2者に対して文書及び口頭による指導、注意喚起を行ったとの連絡がありました。

建設業許可権者である茨城県は、建設業法違反と監督処分や指名停止等を行わず、指導、注意喚起の対応であったことから、町審査会において阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領第11条による指名停止には至らない事由に関する措置に回答すべきと判断し、文書による警告を行いました。

このような事案が発生した原因についてですが、当該建設業者及び町担当職員の建設業法の認識不足が今般の事態を招いてしまったものと考えております。なお、町審査会における議事録は作成しておりません。

3点目の次の契約期間の工事に建設業法、または各種規制等に抵触または違反はないかについてであります。建設業法に抵触した行為はありません。

4点目違反があると判明したらどのように対処するかについてであります。町工事等において建設業法に抵触する行為が発覚した場合は、建設業許可権者である国、または茨城県に通報するとともに、その処分、または指導内容等を注視した上で町審査会で審査し、阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づき、その度合い等により、処分または指導等行うものとなります。

5点目の建設業法違反が発生しないための執行部の今後とるべき対策は、についてであります。

町も建設業者も建設業法等を遵守して、工事を履行していくことが重要であります。町職員については、工事現場等における管理の徹底を図っていきたいと考えております。

また、建設業者等に対しては、建設業法等に抵触しない行為、抵触するような行為をしないよう指導等を行いながら、地場産業の育成を図っていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） まず、警告を發した処分、その原因はどこにあったかということはどうですか、答えの中で業者及び担当職員の建設業法の認識が不足してるんだ、こういうお答えですが、これね、認識不足だけで済まされる問題はないんですよ。何かといいますとね、業者を処分をして、そして処分をした、認識不足で処分をした人は、町長以下担当職員ですね。これ何の責任もないんですか。お尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

これは県の見解でございますけども、阿見町ではですね、その建設業法、役場自体がですね、建設業法違反ではないというような判断でございますので、職員に対しても処分には至らないというように思っております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私はもう片手落ちだと思う。何でかというところ、建設業法違反、この前私は入札及び契約に関する調査特別委員会の開催についてというところでね、回答をもらってるんですね。

これ、平成26年7月18日阿見町議会議員より建設業法に抵触してるとかいう知らせがあったので、調査を開始したと。この知らせが、通知がなければよ、この町議会議員の通知がなければ、永久にこれは処分はないんですよ。そうでしょう。あったから、あわてて調査し始めたわけでしょう。

だから、そこにね、あなたたちの認識の知識不足と、認識不足と言われればね、これね、私もあんまり追求できないんですよ。だけど、余りにもお粗末過ぎる。だって、私が業者だったですよ、何で、俺は文書をおまへたちに対してのじゃねえかと、契約書を。そこにちゃんと書いてるじゃねえかと。それをあんたたちは見過ごして、許可出したじゃねえかと。何で俺だけ処分するんだちゅうことになりませんか。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 先ほど申し上げたようにですね、県の判断としましては、町がですね、経営審査事項とか、それから茨城県の建設業法違反等監督処分ですね、細かい詳細な部門まで把握することは不可能だというふうにおっしゃっております。それですので、そのほかにですね、そのほかに、町の職員に対しての建設業務違反に該当はしないというような回答がございます。

ですけども、私どものこの後の質問にもあると思うんですけども、指名停止要領がございまして、全然関係ないというわけにはいきませんので、今後とも、今後はそういうような注意をしながら、書類等のチェックをしていきたいというふうに思っております。認識不足は確かにあったと思います。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 本当にね、もう認識不足って先ほども言いましたけど、認識不足と言われたらね、職員の勉強不足と言われたら、本当に責める気持ちにもなれないんですけども、こ

れ、基本的なことを見落としてるんですよ。

いいですか。この2,500万以上というのは、請負者とそれから現場代理人、それから現場の主任技術者、これはね、一緒じゃだめなんですよ。建設業法上は。そんなもの契約書を見ればすぐわかるじゃないですか。それを見落としてるというのは、相当な職務怠慢か、知識不足かということなんけども、そんなものは気がつかなかったんだと思うんですよ。これは通してるから。そんなのが過去何回も出てきてるわけですよ。何回もちゅうか、2件出てきて、2件処分したんでしょうけど。そういうことでは、職員としては極めてまずい。

それで、認識不足でね、お茶を濁すようでは、いかに甘いかということなんです。私が業者だったら文句言いますよ。お前、じゃあ、自分で受けとって、何でてめえらが俺の契約書なんかを見てわからなかったのかと。許可したから俺が工事やったんじゃないか。そう言いますよ、私は。そういうところには工事回さないからね、今度は。そういうことで認識不足も甚だしいということだけはね、これからは全くないようにしてくださいよ。

次の2番目にね、警告処分をしてその審議の過程、これね、業者を処分するんですからね、その審議の過程に議事録がないちゅうのは、ちょっといかにも、いかに軽々に判断をしたかということですね。県の指導をそのまま受けて。これって議事録をつくるべきじゃないですかね。こういう処分をするときなんかは特に。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） お答え申し上げます。

町の審議会というのがございまして、阿見町建設等入札参加資格選定規程7条第4項に会議は非公開ということになっておりますのと、それから阿見町情報公開第7条第3項のあの規定によりましてですね、指名停止措置要綱において公開を前提としないものであることから、当該法人の権利競争上の地位、その他の正当な利益を害すると認められた者については非公開ということになっておりますのと、審議会の内容は極めてプライベートな議論もなされますので、議事録を作成してないということでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 内容によっては非公開ちゅうのはわかりますよ。けども、こういう審議の過程でね、こうこうこういう理由でこうなりましたという議事録が必要ではないかということ言ってるんですよ。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 先ほど申し上げましたように、プライベートな個人情報等々の議論もなされますので、それについては議事録はとってございませんし、非公開ということに

しております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私も情報公開でいろいろな資料をもらってね、来たのが黒塗りで来たんですね。名前とか全然わからなくて。だから、調査のしようがないんですよ。これは情報公開条例が間違ってますよ。本当に。調査のしようがない。だって、第三者が本当にこの業者が正当な業者かどうか。必要な職員を抱えているか。こんなのを調べようとしたら、町とこの業者しか知らないんですよ。

第三者の目に触れることがないちゅうのはね、極めて危険。これはね、いつか情報公開条例もね、4月1日から少し変わるみたいですけども。ぜひね、こういうことはね、第三者のチェックが入らないと、町の職員が見落としてるからこうなるわけですよ。そうでしょう。だから、そういうことではね、極めてなあなあになっちゃうわけ。なあなあに。情報公開できないから。そういうなあなあになるような状態をつくることそのものがまずいと思う。

あとですね、次に行きます。

3番目のですね、契約時期の工事に建設業法、または町各種規則等に抵触、また違反はないのかということで、建設業法には違反がないと。下に書いてる工事ね。建設業法には違反はないけども、私が問うてるのは、町各種規則等にも抵触しないかということを書いてるんですけど、その答えが、回答がないんですけども、回答お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

2月の15日でしたか、調査委員会がありましたとおりでですね、その回答どおりですね、各ほかのルール等にも抵触していないということでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） じゃあ、回答は答弁書にないんだけど、各種規則等には抵触してないということですね。はい、わかりました。

それで、これね、現場主任と請負者、会社の社長、経理責任者、それから現場主任と現場の技術主任技術者、これの緩和策ができましたよね。これいつからできたんですか。常駐しなくてもいいよとかね、いうこと。いつから緩和策は発令されたんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要領でございますけども、平成24年の

3月30日の告示でございます。

以上でございます。で、24年の4月の1日から施行ということでございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そうするとね、22年、ここにあるア、イ、ウ。アとイはその緩和策に抵触するんじゃないですかね。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） お答え申し上げます。

阿見町の契約約款の10条の2でございますけども、そこにただし書きがございまして、工事現場への常駐については、甲が必要ないと認めた場合にはこの限りではないということでございますので、抵触はしてないと思っております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 24年の4月1日からスタートでしょう。それで甲が認めた場合は現場の常駐する義務がないというふうに書いてますけども、それとの整合性というのが規則発令の施行の時期は一緒ですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 通告書にありますようにですね、ア、イ、ウ、エあるかと思うんですけども、ア、イについてもですね、緩和取扱要領の前だというふうに思っておりますが、ウ、エについては緩和取扱要領以降の工事だというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 要綱のですね、制定前でございますので、これについては先ほど申し上げましたように、契約約款の中でですね、10条の2項のただし書き工事現場の常駐については、甲が必要ではないと認めた場合にはこの限りではないということでございますので、問題ないということでございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 質問に答えてくれよ。22年、23年のアとイの工事でね、緩和策はそのときに施行されていたかちゅう話。24年の4月1日からじゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） 先ほど申し上げましたようにですね、制定が24年の4月1日施行ということになってございます。はい。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） それだったら、緩和策は適応される前の22年とか、23年はこれ、違

反じゃないの。それはさかのぼって訴求効果があるんですか。

○議長（柴原成一君） 大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） お答え申し上げます。

先ほどから申し上げているとおりですね、ウ、エについてもですね、緩和が適応されると。ア、イについてもですね、緩和策がありませんでしたので、これについては約款のほうのですね、10条の2を適応したと。その中にただし書きがございまして、先ほど申し上げましたように、工事現場の常駐については、甲が必要ないと認めた場合にはこの限りではないということでございますので、特に代理人を設けなくてもいいということでございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 確かに、契約条項かなんかに、契約規則かなんかに、常駐義務はありませんよというふうに書いてますよね。これ、常駐義務がない、甲が認める場合ちゅうのはどういうときですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 24年に緩和規定を決めまして、緩和をできる範囲を絞りました。それ以前は、次長が申し上げましたとおり、ただし書きの運用でありましたので、明確な基準がないのですよね、そういう状況でしたが、ただし書きを適用しましたので、違反事実ではないということです。

それで、緩和……。そうですね。同じであってはいけないという条件なんですけども、建設業法の中で2,500万以上の工事に関しては、主任技術者専任という法律がございまして。通常、人的な関係で現場代理人及び主任技術者が同一であるという工事がほとんどでございます。

緩和絶対にできないというのは、現場代理人と主任技術者が一緒であった場合ですね。2,500万以上は専任でなければいけないというのは法律であります。法律であるものを緩和することはこれはやってはいけないことで、発注者としてはできませんので、この当時はですね、2,500万以上の工事に関しては緩和取扱要領は使えないという解釈になります。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 違うよ。俺が、さっきの質問に答えてくれ。現場代理人がね、みんな三者は同じ。三者は同じけども、同じでいい場合と悪い場合、それは確かに2,500万以上は当然業法違反だから。2,500万以下のやつを私が問うてるわけね。ここに、ア、イ、ウ、エっていうのは、2,500万以下だから、全部。そこに町の規則に抵触しないかと言ってる話ですよ。訴求効果のある規則ならいいけども、訴求効果がなければ明らかに違反ということになりますよね。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 今申し上げましたとおりですね、ただし書きの運用をいたしました。業法で決まってる専任義務がないそれ以下の工事なんですけども、町の工務店、小規模な工務店は社長と代理人と現場の責任者が一緒というのは、これはある話でございます。これができないということになれば、その法律自体のほうがおかしいと思いますし、法律でもできるようになっております。

○議長（柴原成一君） ただいま8番久保谷充君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は13名です。

はい、藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） さっきちょっと説明しますけどね、現場代理人を常駐義務がないと町長が認めればということを書いてましたよね。契約規則か何かにあるんですよ。だから、その町長が認める場合とはどういうことかっていうんですよ。現場代理人が常駐しなくてもいいよというのは、こうこうこうこういうことであれば、現場代理人は常駐しなくてもいいですよということをどっか規則か何かにあるのかって聞いているんですよ。

○議長（柴原成一君） 管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 次長が説明したとおり、24年に常駐しない条件を定めた要綱を定めてございます。それ以前の話なんですけども、要綱がございませんでしたので、今申し上げたとおり、法律の解釈2,500万以上ですと専任義務がありますので、それ以下で運用してたという状況でございました。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 済みません。反問ではないんですけども、24年からの緩和要綱の基準ですか。

○13番（藤井孝幸君） 常駐義務がない。

○管財課長（黒井寛君） 24年に定めました阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱なんですけども、まずですね、その契約金額が2,500万未満のものであること。それから、もう1つが、現場代理人は、同時期に2つ以下、2件までとすると。主な条件はこの2つでございます。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） わかりました。これはまた別の機会にやります。

次、建設業法違反が発生しないための執行部の今後とるべき対策。1つは職員のね、工事現場における管理の徹底を図るというふうには書いてますけども、これは具体的に管理の徹底を図るちゅうのはどういうことを言うんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） まず、今申し上げましたですね、緩和要綱、厳密に運用すると。また、その周知徹底を図るということですね。

それから、今般の違反事実の発見なんですけども、これは技術者の専従、専任義務違反という案件でございました。今まで現場における専任技術者というのは、コリンズ等々で確認してたんですけども、許可、営業許可自体の専任義務違反というところに、私どもの認識がですね、そこまでいってなくて、こういう事案が起きてしまいました。

それについてですね、こういうことがあるんだよということですね、周知しまして、これは職員だけではなくて、一緒に仕事をする業者の皆様にもですね、周知しまして、二度とこういうことが起こらないよう。またですね、2,000万以上は今一般競争入札になってましてですね、事後審査というのがございます。それには、そのような資格とか、技術者のチェックがございます。それをですね、そういうふうな建設業法をちゃんと認識してチェックするというのを担当課及び管財課で二重にチェックするという形で進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） ちょっとあんまりよくわからなかった。ただ、時間がないので次。

現場でね、俺が聞いているのは、現場で管理を徹底するというのはどういうことかって。現場で。管理を徹底するというのはどういうことかと。職員はこうします、こうしますっていうことはあると思うのね。そこはまあ、ちょっといいや。

それ以外にね、契約書を読み取る職員の資質、それから資質の向上とか、教育の必要性はないんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。建設工事の標準約款、大変条文がたくさんございます。やはり現場を管理する私どもとしましては、この契約書の約款の内容を熟知して工事を進めなければならぬと思っております。

そのためにやはり勉強が必要ですので、私ども4月にですね、契約、工事の契約事務に関する勉強会を職員やっておりますので、その中で約款のことについてもですね、指導していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） そういうことですね。要は、職員も資質を上げて、業法違反とか、町の規則等違反を見つけるというのは職員の資質だからね。ここだけはしっかりと勉強させてやってくださいよ。

最後にですね、建設業法違反とか、先ほど言ってましたね、コリンズね。コリンズの制度を

適用する、しているのかどうか、それをまずちょっとお伺いします。

○議長（柴原成一君） 管財課長黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 阿見町ではですね、現在2,500万以上の工事に関してはコリンズの登録をお願いしております。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） A, B, Cランクで決めてるのか。それとも、ただ単に2,500万以上の工事ということで決めてるんですか。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） コリンズについてちょっと説明させていただきたいと思います。

建設業というのは現場現場によってチームが変わってきます。一番物のできに影響があるのは、携わる技術者の資質等であります。

コリンズというのは国の建設省の外部団体がつくりました、簡単に言っちゃうと、技術者の過去の履歴のデータベースでございます。例えば、私が技術者だとすれば、A工事に携わったらA工事に携わったということを登録して、それを閲覧するというのがコリンズでございます。業者が登録するのではなくて、入力するのは業者なんですけども、それはその一人ひとりの技術者の履歴が見られるというような形になります。また、同じように建設業者の履歴もそれに登録するようになります。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 2,500以上って言いましたけどもね、コリンズのほうではね、登録対象となる請負金額は500万以上となってるんですけども、これはどうですか。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） 500万以上が登録できるという決まりになっておりまして、登録しなければならぬというものではありません。常駐義務のある2,500万以上で今、阿見町ではお願いしております。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町が発注する工事ですね、透明性とか、競争性をするためには、コリンズその目的があるんですけどもね、町は今後そういうコリンズの登録制を積極的に採用をして、2,500万以上じゃなくて、以下でもそうすべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（柴原成一君） 黒井寛君。

○管財課長（黒井寛君） はい。コリンズの登録に関して前向きにですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いずれにしてもね、入札とか私もいつも言うように、どこでも入札なんていうのは非常に苦勞してるんですよ。だから、もういかに透明性、公平性、競争性を高めるかというのはね、やはり職員が努力しないと、これは税金の無駄遣いになっちゃうわけですね。見逃したりとかでね。業法違反を見逃したりとかちゅうのはね、もうもつてのほかなんで。

だから、本当に職員はしっかりと勉強して税金の無駄遣いがないように切にお願いをして、私の質問は終わります。

○議長（柴原成一君） これで13番藤井孝幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後2時ちょうどといたします。

午後 1時49分休憩

午後 2時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。4年間の活動の場を与えていただいた議会活動の本当にね、しんがりの質問となりました。昨日の川畑議員を初めですね、多くの議員の皆さんにお世話になって、何とかここまでやってこれました。

また、町長を初め、執行部の皆さんには議会運営上、大変ね、私は御迷惑をかけてきました。それでも、あったかいね、御配慮をいただきながらここまでやってこれたことに対して御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議員の原点に戻り、決定、監視、集約、提案の4つを念頭に通告に従い、町長に質問をいたします。

私は最初の質問で、これは4年前ですね。最初の質問で3つの重点政策である1つ、食料、環境、商業、2つ医療、3つ、教育文化を質問いたしました。この3つに共通するのは命を支えるということです。

それでは、通告に従い、町長に質問いたします。

1つ、阿見町の特産物の育成状況について質問いたします。

10ほどあります。最初のやつです。特産物の認識は何か。

2つ目。茨城大学農学部、東京農大との連携協議の進捗状況について。

3つ目。タケノコ、ヤーコン、レンコン、この3点についての具体的取り組みはあるのか。

4つ目。特産物の最大要因は味であると思います。この味をどのように実現するのか、お考えをお聞かせください。

5つ目ですね。特産物を生み出すために誰が何をいつまでにするのか。このプロセスを行政サイドから具体的にお示しください。

6つ目。六次産業を進める上で今日最大の問題点は何か。また、その解決策は何か。

7つ目。行政として先進事例の情報収集はどの程度やられているのか。

8つ目。特産物と道の駅との関連をお尋ねいたします。

もう1つ、最後に、阿見町の農業施策での当面の課題は何かを伺います。

平成32年開業を目指している道の駅に間に合うような行政のリーダーシップを期待し、以上10点について町長の答弁を求めます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） この一般質問も大トリ、飯野良治議員で大トリということであります。非常に前向きな形の中で、農業政策をここ随分やっていただいて、町にも非常にいい方向づけができたんじゃないかなと、そういう思いであります。

それでは1点目、町特産物の認識についてであります。

町では大玉スイカ、レンコン、メロン、ヤーコン等を特産品と位置づけて、観光ガイド等でPRを図っております。特に、県の銘柄推進産地の認定を受けている大玉スイカ、レンコンのうち、レンコンは安定した市場価格により、生産量も増加傾向にあることから、農協とも連携し、県の銘柄産地の認定を受けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の茨城大学農学部、東京農業大学との連携協議の進捗状況についてであります。

茨城大学の農学部との連携では町内の小、中学校を対象とした地元農産物を活かした食育事業を実施しております。

また、特産品開発では、学生と農協、製麺会社が連携して、町内産のレンコン、ヤーコン等を活かした乾麺の商品化に取り組んでおります。

次に、東京農業大学との連携では、農商工連携による六次産業化の人材育成講座を開講し、担い手の育成に取り組んでおります。また、地域資源を活かした特産品の開発としては、サツマイモのタルトの商品化に取り組むほか、都市農村交流事業では、化粧品会社とも連携しておいしいお米プロジェクトなど取り組みを積極的に実施しております。

3点目のタケノコ、ヤーコン、レンコンについての具体的な取り組みについてであります。レンコン、ヤーコンについては、町内飲食店の協力を得て、料理フェアを実施することで、町

内産の消費拡大とPRを積極的に図っており、タケノコにおいても昨年まで中止していた料理フェアや収穫体験ツアーの再開を予定しております。

4点目の特産物差別化の最大要因である味をどのように実現するかについてであります。

議員御指摘のように、特産物の差別化を図ることは産地としての確立と地域農業の活性化に大きく寄与するものと考えます。当町においては、地元大学等と連携し、専門知識を活かしながら、食味と機能性に特化した農産物の確立に向けての体制づくりに取り組んでいるところでございます。

5点目の特産物を生み出すためのプロセスについてであります。

地域における特産品を生み出すことは、行政や生産者だけでは困難なことから、連携する各大学を初め、農協、商工会、行政、農業者等が認識を共有し、連携を密にすることが不可欠と考えております。

まず、調査等により、消費者が求める農作物を絞り込み、地域の実情に即した栽培技術を確立させ、この取り組みに共感する生産者や組織の構築と販売ルートの拡大を進めることで、安定した供給が図れるものと考えます。

また、特産品の広報活動に取り組み、認知度の向上がつながれば理想的であると考えております。

6点目の六次産業化を進める上で、今日最大の問題点は何か。また、その解決策は何かについてであります。

当町では六次産業化を主導する地域の担い手が不足していることが大きな課題となっております。このため、前術の答弁と重複しますが、東京農業大学による六次産業化の人材育成講座を開講することで、担い手の育成に取り組んでいるところです。

7点目の行政として先進事例の情報収集はどの程度やられているのかについてであります。

町では国の動向に合わせ、農業者の六次産業化にかかわる研修を積極的に行っております。視察研修では、主に道の駅を視察し、特産品の加工や六次化の企業グループの活動状況等について意見交換を行い、六次産業に対する意識向上を図っております。

8点目の特産物と道の駅との関連についてであります。

道の駅につきましては、来年度、運営検討委員会を設置し、運営体制等について検討していく予定ですが、特産物の活用についても、その中で議論を深めていければと考えております。

最後に、阿見町の農業施策での当面の課題は何かについてであります。

当町は都心から60キロメートルに位置し、多種多様の農産物が生産されております。

しかしながら、依然として、市場出荷が主販路であり、不安定な農業運営を強いられている

のが実情です。

今後は、地方創生加速化交付金も活用して、このような地理的条件を最大限に活かし、首都圏やアウトレットにおける農産物の直売や収穫体験等のグリーンツーリズムを展開することで都心からの誘客の促進及び阿見町の認知度の向上並びに農産物のファンの確保を目指し、農産物の販売促進につなげたいと考えております。

そして、連携する大学、企業、農業者等による相互連携を強化し、それぞれの強みを活かす新たな農業形態を模索しながら、町農業の活性化に寄与していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はい。ありがとうございます。町長がいつも言ってるように、阿見町はですね、近隣の市町村と比べても確かにね、ポテンシャルは高いなというふうに思います。そのポテンシャル内容も自然と人的なね、人材的なもの両方私はね、非常に高いものがあって、この潜在的なね、可能性をやっぱり引き出す。これが行政のね、最大の役目だと私は認識しています。

つくるのはね、特産物つくるのは民間なんですね。だから、この民間がね、一朝一夕になかなかいいものを、味のいいもの、本当に虎屋のようかんみたいなものをつくれるかつたらね、老舗はね、相当なやっぱり努力と時代に応じた変化に対応してつくってきてるわけで、そう簡単な努力だけではね、できるものではないっていうのはわかってますけども、大事なのは、現場がね、切磋琢磨する、そういう状況をつくれるかどうかということなんですよ。

東京がね、あれだけね、いろんな名品がね、あって、しかも土産で買ってくるとね、確かに小さいけど味がいい。これはどうしてかつたら、味の悪いものなんか、普通のものをつくってたらね、生き残っていけないんです。売れないんですね。

ところが、地方に来れば、やっぱり軒数もね、お店屋さん、同じケーキ屋さんでも、まんじゅうやさんでも、そもそも少ないわけです。少ないということは、お客さんをすみ分け、味の濃いお客にはそういう店、薄い人には店。これはね、それぞれがこうすみ分けて、お客も店を選ぶし、店もお客を選ぶということで成り立ちちゃうんですね。

だから、なかなかね、本当に全国に通用するようないいものはできないっていうのは、やっぱり切磋琢磨がね、ちょっと少ないんじゃないかなということもね、常々私は感じています。お客さんに評価に耐え得る、いわゆる阿見町の住んでる人ばかりじゃなくて、阿見以外から来る、いわゆるこれから予想されるお客さんに、評価に耐え得る商品を育てることができるのか。この過程で行政の役割ですね。果たす役割、できることは端的に何だと思えますか。ちょっとお答えをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 行政にできる役割ですけれども、町長がこの答弁で言ったとおりなんですけれども、いろんな特産品をつくる過程において、やはり今、六次産業化というふうな話が出ましたけれども、農業者にとっては、なかなか特に阿見町の地域の農業者にとっては、六次産業化をどう進めていっていいかというようなことが、その意識が希薄してる部分があるんじゃないかなというふうなところが1つ大きな問題になってるんじゃないかというふうに思います。

そういった中で、やはり今、東京農業大学とも連携をした中で、そういった意識をやはり変えていく必要があるんだらうというふうなことで、人材育成講座等も開催しながら、ある程度の商品開発、特産品をどういうふうに皆さん、農業者が創意工夫して、飯野議員が言われたように、切磋琢磨してやっていくかというようなことを今取りかかっているわけでございます。

そういった観点の中で、農業者が収益を上げるような努力をしていただくよというふうな意識を変えていただければ、いろんな特産品的な部分も農業者の側からある程度満たされてくるんじゃないかなというふうに思います。そのために行政としては、そういった支援、産、官、それと産官学ですね、との連携の中で取り組みを進めていこうというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はい、ありがとうございます。非常にね、行政の果たす役割をきちんと湯原部長認識されていて、産官学をやっぱり結びつけると。その結びつけ方、連携がね、非常にミスマッチにであってはいけないし、そこを適切な目的を持って、それに合ったような結びつけ方が一番大事なんだなという、今の答弁をね、聞いてて思いました。

1点目なんですけども、農産物ですね。スイカ、メロン、これはね、私もスイカ、メロンは大分長年、スイカはつくってきましたから。東京市場にね、本当に阿見が最高のスイカの時期も私経験しました。あのころは、やっぱり京浜市場でね、もう阿見のスイカはもう単体でね、通用します。今でも、やっぱりスイカづくりの名人といわれる人が何人かいますけども、やっぱりそういう人たちのスイカはね、単体でもう十分ね、農産物は例えば、道の駅に並べても通用すると思います。

問題はね、加工品なんです。加工品。これは大学との連携がもう当然今までもやってきてるし、試作品もつくられてる、それは十分なんですけども、1つ足りないのはね、現場のプロ。いわゆる一流の人のプロのノウハウとかね、知恵をおかりする、そういうことがやっぱりその人の今まで積み上げてきたものをね、一気にこうもらうっていうのは、あんまり要領よ過ぎるんですけども、それをもらってもね、そのとおりにできるかつつと、やっぱりそれはできないわけなんですけども、現場。しかし、そういう知恵を入れるっていうことが、やっぱり加速化をす

る意味で大事だと思うんですね。

まずその事例が石岡で、前任の久保田市長なんかがね、やっぱりパティシエを呼んで、やっぱり1つつくって、その後はかわってからはそれが消えちゃったけども、プロの知恵、経験を活用する考え、これ阿見でもし、ありますか、今。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） プロの知恵を活かすというふうなことにに関してで申し上げるならば、1つは東京農業大学、非常に実学的に生物産業学部はそういった新たな加工品をつくるノウハウを非常にお持ち合わせになっているということと、それに対する販路拡大のための民間とのつながりも非常に強いということで、そういった人たちの意見も非常に参考になっているということが1つございます。

それを含めて、東京農大さんのほうからも、今東京の丸の内のシェフの方の紹介ですとか、そういった中で、そういった人たちがつくるものまでいけるかどうかはわかりませけれども、そういった人たちとの含めた中で、そういう商品開発も進められるんじゃないかなというふうにも考えてはございます。

ですから、やってないわけではないんですけども、東京農大さん、そういうノウハウは非常に持ち合わせになってますので、そういったものを活用しながら、そういった人、シェフですとかですね、そういう製造をしてる人たちのノウハウを活用して、新たな特産となるような商品開発は心がけていくというふうなことなんです。

ただ、東京農業大さん言われてますけど、100つくって3つ4つできればなかなか、それは成功なんだというふうな話もされてます。なかなかその辺のところはね、見きわめっていかね、そういったところはちょっと課題はあるとは思いますが、それでもやはり阿見町にはそういった特産品的な加工品がございませんので、何とかつくり上げたいというふうな気持ちは持っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） そうですね。やっぱり何でもそうですけど、いいものをつくるときに、私らもいいものをつくってる農家行って、その人が教えてくれなくてもね、そこからやっぱり土のつくり方とか、肥料のやり方、温度調整の仕方、やっぱりその人独自のものがあっていいものができるわけですね。それをやっぱりまねすんですよ。最初はまねをするんです。それから自分のものをつくっていくっていくという、発展段階になるわけですけど、やっぱり特産物なんか最初はまねたらいいんですよ、これ。本当に。

そこから始まって、だんだんどんどん独自のものをつくっていくわけだから、今言ったようなことを進めていただきたいというふうに思います。

あと3点目なんですけども、タケノコ、ヤーコン、レンコン、これは阿見に、語呂もいいと思って、私ね、タケノコ、ヤーコン、レンコン。これはね、これを共通するテーマとしてね、何かつくりたいというふうには思ってます。これは、土浦市でもやってるし、横浜でもやってるんだけど、カレーがね、やっぱり一般的だし、皆さんに食べていただけるものとしては、それを加工したレトルトのね、カレー、これはね、私はこのタケノコ、ヤーコン、レンコンの3点セットのね、カレーをつくって、それを特産品として育てるということは明確にね、大分前から私は思ってます。これは民民の取り組みでもあるんですけども、やっぱりそういうときにバックアップはいただけますか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。町では新商品開発事業に対する補助金制度もございます。それはある程度グループを組んでいただいて、そういった取り組みをしていただくというふうなことで、上限100万まではそういったものには活用できるということですので、もしそういった取り組みをされるというふうな団体の方がおられる場合には、ぜひ町のほうに、これは商工観光課のほうの担当になりますけれども、話していただいて、それが可能であれば補助の対象になるというふうなことでなっておりますので。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） バックアップはね、行政としていただけるということなんで、これから挑戦する我々ね、挑戦する人たちにとっては力強いね、答弁だったというふうに思ひます。

6点目のですね、六次産業化、これの問題点が先ほどなかなか進まないやつがね、こう言われましたけども、私はね、生産者、特に農家がね、生産をして、加工をして、販売まで、1、2、3をこうかけて六次産業というのは、理屈的にはわかるんだけど、実際の上で、生産にね、全力を注ぐ農家がね、加工して販売までやれるかつたら、普通どんな能力を持った人でもね、株式会社形式でもあってやるんならまだしも、できると思うんですけど、これはむしろ分業化したほうが、私はね、六次産業化が進むんではないかなと。1つのグループをね、逆につくっちゃうというふうに思ひます。そういう点での捉え方はどうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 六次産業化ということになりますと、規模の大小にもよりますけれども、その農家の方が自分で持っているその農産物を活用して、加工、製造販売をすると、それなりの施設整備も必要になってくるということで、なかなかそういった部分も進まないというところの足かせはあるんだろうというふうにも思ひております。

ただ、町内の農家の中では、もう既にそういった六次産業、モチ米を使ったおかきですとか

ね、そういったものをやってみようということで取り組んでいる農家もごさいますので。

また、寡少のね、設備投資とかそういったもので取り組めることができるのであれば、積極的に町のほうでも支援できるような体制はできるんだというふうには思っております。ただ、大きい施設になると、なかなか満額補助っていうとか、そういった部分はできないので、農家にとっては非常に大きな支出になるので、そういった部分がね、やはりどうしてもその足かせになって、先に進まないというふうなこともごさいます。

それと、例えば、自分の農産物を活用して、それを委託して加工してもらおうというふうな1つの取り組みも選択肢の中にはあるんじゃないかなというふうには思っております。実際に、平岡議員がやられているような島津の梅林についても、やはりなかなか加工場までは難しいということで、その梅を活用した加工をその業者のほうに委託をして、それを何とかこれからね、町の特産としてできればいいなというようなことで、農業振興課も含め、町も含めですね、支援をしながら今やっついこうかなというふうにも考えております。そういった取り組みの中で進めていくしかないのかなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それがね、早く、特産物つつうのはね、いいものをつくっていく近道なんではないかなと。やっぱり時間も費用もかかるのがやっぱり特産物なんですね。だから、本当に一朝一夕、もうぼんとね、いいものが出てくるなんてことはあり得ないんで、その辺はね、大局的にやっぱり行政も見て、7点目のですね、全国の先進事例を学んでね、阿見における成功事例をね、1つでもやっぱりつくる必要があると思うんです。

本当にこれがね、波及効果になって、もっと広がる可能性もある。モデルケース、成功のモデルケースですね。ああ、うまくいったと。1つのものができたと。それをやるに当たっての現在ですね、対象団体、あるいはそういう構想、モデルケースをつくるものについてありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 確かに、飯野議員の言われるとおり、先進事例を見た中で、なかなか先進地と阿見町の風土や地形やいろんな農作物の違いですとかあって、なかなかそれが一致する部分でありませんが、それでもやっぱり先進地を見て、やっぱりそれに倣うというアイデアを求めていくという考え方では、非常に大切なことだと思っておりますし、実際に認定農業者が主体となりまして、農協さんですとか、そういった人たちも含め、農業委員会さんですとかですね、そういった人たちも含めてですね、先進地というかね、道の駅ですとか、そういったところに今年度も視察に行きまして、いろんなお話を聞きながら、それが町のほうの農業の振興にどういうふうにつながるかということ研修はしているというふうなことでご

ざいます。よろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） そうなんですね。ちょっと今何言ったらいいか忘れちゃったんだけど。道の駅の農産物加工品の創出ですね。成功の鍵というのは、阿見に行ったら阿見しか売ってないと。阿見に行ったらそれを買いたい、買って行くという、そういう名物をね、育てる。これは人がつくるわけで、その人、その名物をつくる人を育てるのが逆に行政かなと思うんですね。これは何々ばかっていう、よくね、敬称を込めて言いますけども。

「人生、いろどり」の映画を、上映会をやったときにも、葉っぱを売るっていう発想がね、地元の山奥の閑村でしかなかったものを、やっぱり葉っぱをつまものとして、築地の一流料亭で持ち込んでね、あれをきちっとつくってたと。

ああいうのはね、やっぱりそこに着目して、それをつなげる人がいたからなんで、そういう人がなかなかね、普通にやっててね、出てこないんですけども、それ今阿見にそういう人がいるのか。育てるあれがあるのか。ちょっとその辺の見通しを。これはなかなか難しいんですけども、人を育てるわけだから。もし、そういう構想があったら聞かせてください。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 今、課長にも確認したんですけども、そういう発想持ってる人がなかなか見当たらないというふうなことを、私もちょっとその辺のところはちょっと見当たらないんですけども。確かにそういう人材がもしね、いるということになれば、非常にいて、それがうまくこの農業の振興、阿見町の特産としてつながることができるのであれば、非常に阿見町を売り出すこともできるでしょうし、非常にそれに準じて農業者の収益、所得の収益にもつながるというふうには思います。

ただ、今ちょっとそういった人材は把握はしておりませんので。大変申しわけございませんが。はい。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） さっきちょっと言い忘れたのを思い出したんですけど。確かにね、阿見は何でもできて、ほかの、他県のね、特産物の現物を阿見でつくってる事例がいっぱいあるんですね。野沢菜なんかは阿見でつくってて、これが長野に行って漬物になると、長野でうまい野沢菜の漬物があんだけど、帰ってきてこっちで食うとあんまりうまくないって人もいんだよね。長野で食うと。それだけ気候風土がそういう加工品に及ぼす食味つつうかな、影響はあるのは十分。

だけど、やっぱり原料はつくってるんですよ、阿見で。いろんな原料は。だから、それを阿見に、風土に合ったように加工すると。これがこれからの1つの課題かなというふう聞いて

いました。

最後になるんですけども、つくることができてもね、それをつなぐことが不得意な、これは茨城の特徴なんですね。千葉県にも私よく行きますけども、多古なんか。千葉はね、商人的な感覚があります。

天田町長もかつてはお父さんが落花生のね、加工なんかもやってて、千葉の商人はね、茨城よりも、千葉の商人が来て、茨城の落花生やサツマイモやサトイモを買って向こうで売ると、高くなっちゃうと。こういう事例はいっぱいあるんですよ。

だから、茨城はつくことは上手。生産高は北海道に次いで2位なんだけど、やっぱり千葉のほうがね、商人的な感覚があるの。ここにね、やっぱりちゃんと加工、売のもうまくいけばね、千葉に負けないあれがね、あるし、自然もあるし、遊休農地もある。それを売るためのソフトをね、幾つもね、用意することが大切と思ってるんですね。

それには若いね、新規就農者というか、茨大を卒業したり、ほかから来て、今の新規就農者制度でね、何人もの方がいますよね。あの方の感覚は既存の農家の感覚よりもやっぱり違うから、やっぱりそこをね、活用するというのは大事だと思うんですね。最後に、その活用というか、それをちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もろもろの質問、非常に前向きな形なんですけど、やはり農業は業としてならなきゃいけないし、道の駅も業として利益が出なきゃいけないというのが一番の基本だと思ってます。

そういう中でね、やっぱりどういう形で企業とか、町が中心になって、農とをくっつけるかと。特に、阿見町あたりはキンレイっていう、この冷凍食品のね、こういううどんとかとかそういうものをつくってる。これをヤーコンだ、ヤーコンとか、またはレンコンとかそういうものをやっぱり粉にして、どういうふうにつくり上げられるかとか、まあ考えることはいっぱいあるんですよ。

あと私が考えてるのは、やっぱりいろんなことの中で、カボチャの油とかね。これあたりも非常に前立腺肥大にきくとか、そういうものもありますし。いろいろ考えて、やはりまず売れるもの、どうやって売っていけるか。そして、先ほどもシェフの話も出ましたけど、やっぱりそういう人たちにも加わっていただいて、やはり検討していくと。

それにはやっぱり道の駅のね、運営検討委員会にやはり今までじゃなくて、同じような顔ぶれじゃなくて、新しい感覚を持ったそういう委員を入れてくと。今回は男女共同参画でもね、大学生の人とか、あと茨城新聞の女性の新聞記者とか、やっぱりいろいろね、ちょっと感覚が違った人たちが入って、やっぱり総合的にとどういうものができるかということをやったり考

えていくのが、今からいいのではないかなと。

やっぱりいろんな若い人とね、そういう専門的な考えを持つてる人。今までジョイフル本田を運営していた人とか、そういうものを、そういう人の中に入れて、やっぱりいいものを道の駅、いいものをつくっていくことが大事かなと思います。新しいものを積極的に取り入れるっていうことが大事かなと思います。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今町長のね、お話にもあったけども、まさに私もそうだと思います。人の考えないことを考える人。こんなことできないんじゃないかとかね、そういう人が入ってこないとね、なかなか変わらないというふうに思うし、1つ今ね、具体的に香澄の里ですか。キンレイのね、加工をする冷凍食品の工場、そこに何かね、多分そういうタケノコ、ヤーコン、レンコンやキーマカレーのね、レトルトをつくりたいんだけど、ちょっとってこう相談すればね、意外とね、乗ってくれるんじゃないかなという気はしますよね。そういうときに行政がちょっとね、そういう、人が、変わったやつがいるんだけどってこう紹介してくれたら。

それをお願いして、2点目の質問に入ります。

2点目の都市農村交流の促進について質問をいたします。

今が旬の地方創生で位置づけられている広域観光や訪日外国人の受け入れを促進するための体験型モニターツアーを阿見で実施することを前提に質問いたします。

都会には人と資金がありますが、資源がありません。農村には豊富な地域資源がありますが、資金が足りません。お互いにあるものを補い合い、結びつけることが都市農村交流事業です。

1つ、町としての認識を伺います。阿見町は耕作放棄地の割合が県で上位、これ3位ですね。そこで提案をいたします。行政として、阿見町で何ができるかをお尋ねいたします。これに関連して、耕作放棄地開墾ツアー、これは山梨県の砂田町増富ですか、の事例からあります。

これは、私はね、レンコン掘り取りツアーっていうのが、阿見町ではね、最高にうけるんだと思うんですけど、その意見もちょっとお聞きしたい。

もう1つ、2番目として、地域応援食事会ということで、これは阿見町の竹林をステージに特定の地域の食材を使って、地域料理とお酒を提供する食事会があります。特にタケノコでまちおこしをしている我が町として、タケノコの出荷解除を内外にアピールするためにどんな手だてがあるかを考えているかお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、都市農村交流の促進についての質問にお答えいたします。

これはもう前にも言ったとおり、CCRCも同じですよ。そういうことの中でやっぱり1つのツールになるんじゃないかなと思いました。

1点目の都市と農村にないものを補い、結びつける都市農村交流事業に対する町の認識については、これはもう9月の議会のフェアツーリズムの取り組みについてで、飯野議員に答弁しているとおりのので、御了解ください。

2点目の耕作放棄地開墾ツアーについてですが、議員の提案事例等を参考に検討してまいりたいと思います。耕作放棄地、先ほどレンコンの言いましたよね。あれはやはり町はレンコン非常に多いんでね、十分予科練平和記念館にバスをとめて、あそこの廻戸の皆さんのね、人たちが、じゃあ、ここはそういう観光農園にしようっていう形になれば、十分人は呼んでこれるんじゃないかと。これは、野口雅弘議員にちょっと話をしてやってもらってください。

次に、タケノコの出荷自粛行政解除のアピールについてですが、町では東日本震災における放射線の影響で中止していたタケノコ料理フェアやタケノコ収穫体験ツアーのイベントを町内飲食店舗の協力のもと、平成28年度より再開し、町内産タケノコの出荷自粛の解除を内外へアピールしたいと考えております。

また、タケノコの収穫体験は直売所等でも計画されているため、これらイベントの準備に支障を来すことのないよう、出荷前検査及び定期検査等の円滑な実施に努めてまいりたいと思います。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） フェアツーリズムがね、世界的な傾向っていうかね、そういう方向になるっていうのはもう十分こないだの一般質問でもして、認識は共有してると思います。

その認識に伴ってですね、また、タイミングとして非常にいいのは、地方創生関連で県、国の予算が発表されております。特に、茨城県も観光事業に関する交付金の活用がこの間新聞で出てました。それがこういった事業に活用できる。それがあったら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） この前の説明の中で、3月の補正の説明の中で、町でも地方創生加速交付金を活用して、阿見町の地域農業活性化事業ということで450万円を計上させていただいているところでございます。

これは、阿見町の首都圏連携っていいですか、首都圏との連携の中で収穫体験ですとか、首都圏で阿見町産の農産物を販売し、PRを図っていくというような1つの事業と、それともう1つはそれに含めて、そういったところからグリーンツーリズム、都市との交流の中で阿見町がどういったグリーンツーリズムができるかというふうなものをまず1つ調査をしていく必要があるだろうというふうなことで、予算を計上してるところでございます。

もう1つは、先ほど1点目の質問であった六次産業化に向けた人材育成、それを手がけてい

こう。これは27年度にも行っておるんですけども、それをさらに進化していこうということで、そういった人材の育成を農業団体、農業関係者、農業者も含めてですね、進めていこうというふうには思っております。そういった予算を活用して取り組んでいこうというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 非常に天田町長時代にね、こういった地方創生関連のね、活用、しかも加速化交付金ですからね。加速するわけですから。もうこのタイミングでできるものは一気にやっちゃうという1つのね、目的を持った国の10分の10のあれがあれば、大いにですね、知恵を出してこれからですね、阿見の行政でできることはね、全てやり尽くしてほしいなというふうに思います。

それと、開墾ツアーは、これは当然ね、単体でやるっていうよりも、農業委員会なんかがあるひとつの中に入っていて、遊休農地対策の一環としてね、やって、都会の人がそういう土とまみれて開墾をする。土を耕す。それだけでもストレスから解放されるという人がいっぱいいるわけですね。素朴さを求めてくれる人がいるという事実をきちっと捉えて、こういったツアーをね、やってほしいなというふうに思います。

レンコンツアーに関しては、この間木村秋則さんとの「BE-PAL」でね、小学館の人が来ました。廻戸の野口さんのレンコン畑に行くと、ちょうどね、それを水掘りの機械で掘ったのを見たらね、いや、びっくりしちゃって、いやあ、こんな機械でさ、水がぴゅんと上がる中で、レンコンって掘り取るのかと。こっちのほうまでね、やって寒いでしょうついたら、逆に、「いや、外よりも中のほうがあったかいんですよ」なんて言われてね、びっくりしていましたが。

ああいう泥の中に本当に都会の人がかっぱを着てね、擁護をして入って、ああいうのをやる。これはね、もう一生に一度の体験ということで、俺はうけると。あの驚きの様子を見たらね、思いました。

こういったね、開墾ツアーもそうだし、レンコン掘りツアーもそうだし、そういうことを1つはもう、本当は民民でね、受け皿があって、NPOなんかがこのようにをぼんぼん打ち出せば、多分応募者は殺到すると思うんですね。そのときに行政としてバックアップをしてほしいということをお願いしておきます。

遊休農地はね、もう地主がトラクターで管理して、除草剤をかけて、経費がかかるんでね、もういやんなっちゃうんですね。だから遊休農地っていわれてるときはいいけど、耕作放棄地になっちゃうんですよ、最後は。だから、それをこういったツアーでね、少しでも解消をするような取り組みをね、していただきたいということです。

これは農地法上、民衆で行うんですけど、問題ないですかね。そのときに。開墾ツアーなんかは。

○議長（柴原成一君） 湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 農地法上と言われましても、ほかの他市町村の事例があるということであれば、クリアできるんじゃないかと思うんですけれども、耕作ではない。ただ、それはちょっと調べてみないと。今ここで何とも御回答できないので、それは調べてはみます。はい。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） あとでね、ちょっとその法的なものもクリアできるように調べていただいて。

ただね、耕作するんじゃなくて、そこで例えばジャガイモと簡単にできるね、トウモロコシをつくったら、今度は収穫体験のときね、来れるんですよ。これね、とれたてのジャガイモ、そこでゆでて食うとかね。トウモロコシを食う。ここまで完結したら、もう最高のね、阿見の売りになるというふうに思うんで、そこまでの1つのイメージをね、これからつけて私も行きたいと思うし、そのときに行政に御相談できることは相談していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それと、最後なんですけども、タケノコのね、出荷解除、活用についてはですね、この4年間私もね、この議会でいろいろありました。10日間の出場停止や発言取り消し、本当に県にね、私もその間に10日間行っていろいろ勉強させていただきましたよ。

でも、やっとですね、解除になって、俺春が来たなど。私もね、生産者の一人で、生産者登録をして今年からね、今度は出荷できるねと。みんなに大っぴらに食べてもらえるねと。喜んでいただける。これはね、最高ですね。

だから、この機会をですね、私は阿見のいわゆる竹林とタケノコをね、内外にアピールするいい機会だとして、タケノコサミットをね、いよいよ今年の4月にやります。これは民衆でやるんで、前川田町長なんかにも出席いただくことを了解をいただいています。平地林保護から始まって、竹林のね、活用についてちょっと基調講演なんかしてもらおうと。そのときにはぜひ天田町長にも出席してもらって、現在のですね、タケノコの取り組みを東京の人たちにも話していただきたいと。常時ですね、これ1回きりのイベントじゃなくて、そういう強い思いをね、しています。そういうときにバックアップできますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まずあのほんとに4年間ね、いろんな面で大変だったなど、そう思います。やっぱり阿見町の売りはタケノコ、やっぱり竹林がこの地域では一番多い地域であり

ますから、そういう面ではやっぱりタケノコをどう有効利用するかということが大事。また、竹もどう有効利用するかということも大事ですけど、タケノコフェアが民民でできるということになれば、それは時間があればね、私も公用車を使わないで、自前で行きたいなど、そう思います。民民ですからね。

そういう中でね、やはり今本気になってタケノコをどう内外にアピールしていくかということ、町ができる範囲の中で協力はできると思いますけど、まず民でやること。やっぱり自分たちがやること、それがやっぱり形になって、ああ、じゃあ、こういうことはちょっと町にやってもらってね。何でも町頼みじゃなくてね、今からやっぱり民っていうのが非常に大事になってくるのでそういう面では大いに期待しています。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はい。ありがとうございます。物事はですね、公的なものがやったほうがいい、やるべきだというものもありますけども、特にこういう形態は民民のほうが早いし、リスクがあってもね、それを吸収できるんで、その特徴を活かしてですね、民民がいろんな組織をつくってね、やると。それを町が、逆に町が活用して、その場でね、アピールをしておく。そういう形態をもっともっとやっぱり進めていくべきだと思うんですね。

今日執行部の方々にはパンフレットをね、ちょっと私事前に見てもらってますけども、ああいうことも実際にはできるわけですよ。だから、これってのはね、こっちから来てくれじゃなくて、向こうから来て体験をしたいというわけですから、これ以上の話はないし、おもてなおしをしてみんながね、また来たいという、そういう思いをしていただければ、次につながるし、これはね、私はもうライフワークじゃないけど、やりたいなというふうに思ってますね。

最後です。竹林、タケノコの活用が地元がね、思っている以上に都市の人たちの思いは大きいと。海外も含めてこれから多くの人がですね、阿見町に訪れることは、もう実際に8月に200人の上海から中国の人が来て、日本の農村を見たいつつてるわけだから、これはもうやりますからね。民民で、これも。だから、そういうことを町が海外の人にアピールするいい機会なんで、そのときにもぜひですね、町長には来ていただいてやってもらいたい。そのことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、2月26日から3月10日までを休会にしたいと思います。

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時51分散会

第 4 号

[3 月 11 日]

平成28年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月11日（第4日）

○出席議員

1番	柴原成一君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
児童館長	村田敦志君
国保年金課長	岡田稔君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市施設管理課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	朝日良一君
農業委員会事務局長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成28年3月11日 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第3号 | 阿見町職員の降給に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 阿見町職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 阿見町行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 阿見町町民活動センター条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第12号 | 阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| | 議案第13号 | 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第14号 | 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第15号 | 阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| | 議案第16号 | 阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について |
| | 議案第17号 | 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| | 議案第18号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| | 議案第19号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第20号 | 阿見町行政組織条例の一部改正について |

	議案第 2 1 号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第 2 2 号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第 2 3 号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第 2 4 号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第 2 5 号	阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第10	議案第 2 6 号	平成 2 7 年度阿見町一般会計補正予算（第 5 号）
	議案第 2 7 号	平成 2 7 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 8 号	平成 2 7 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 9 号	平成 2 7 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 3 0 号	平成 2 7 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 3 1 号	平成 2 7 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 3 2 号	平成 2 7 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 3 3 号	平成 2 7 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第11	議案第 3 4 号	平成 2 8 年度阿見町一般会計予算
	議案第 3 5 号	平成 2 8 年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第 3 6 号	平成 2 8 年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第 3 7 号	平成 2 8 年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第 3 8 号	平成 2 8 年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第 3 9 号	平成 2 8 年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第 4 0 号	平成 2 8 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 4 1 号	平成 2 8 年度阿見町水道事業会計予算
日程第12	議案第 4 2 号	町道路線の廃止について
	議案第 4 3 号	町道路線の認定について
日程第13	請願第 1 号	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願

日程第14 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

日程第15 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第16 議会活性化について

日程第17 入札及び契約に関する調査について

日程第18 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。

会議に先立ち、議長よりお願いを申し上げます。本日は東日本大震災の発生から5年になります。ここで、この震災により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。全員起立願います。

〔全員起立〕

○議長（柴原成一君） 黙祷。

〔黙祷〕

○議長（柴原成一君） 黙祷を終わります。御着席願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第3号 阿見町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 日程第1、議案第3号、阿見町職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審議の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日午前10時から午前10時35分まで審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、町長を初め関係職員15名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず初めに、議案第3号阿見町職員の降給に関する条例の制定についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ、全体評語という文字があるんですが、その意味をまず教えてくださいという質疑に対しまして、評語につきましては、国のほうでこういう表現を用いておりま

して、評価という意味かと思うんですがという答弁がございました。

次に、任命権者が勤務成績、勤務年数、その他の事実に基づき公正に判断して定めるものとするという文章があります。この任命権者というのは、言ってしまうと直属の上司ということなんですか、どうでしょうかという質疑に対し、任命権者は、町長とか議会議長とか、そういうものでありますという答弁がありました。

その他、質疑はございませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。反対討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りました。議案第3号、阿見町職員の降給に関する条例の制定については、賛成多数により議案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、永井義一君。

○4番（永井義一君） おはようございます。私は、この議案第3号、阿見町職員の降給に関する条例の制定について反対討論を行います。

まず、この条例案は人が人を評価する案件です。全体評価のような形で公平に判断して定めることは、人事評価ではできないものだと思います。よって、この条例の制定に対しては反対をいたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、議案第4号、阿見町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第4号、阿見町職員の退職管理に関する条例の制定についてを御説明いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。よって、議案第4号、阿見町職員の退職管理に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第5号、阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を

求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君）　引き続きまして，議案第5号，阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ，人事行政の運営等の状況の公表というのはどういう意味を示すんですかという質疑がございました。それに対して，運営の状況なんですけども，給与の状況とか採用とか，大きな市町村とかは条例化してるんです。阿見町の場合はしてなかったものですから，今回，退職管理の条例制定しますので，それに伴って条例化するという事で提案させていただきましたという答弁がございました。

そのほか質疑なし，質疑を終結し，討論に入りました。反対討論が1件ありました。その他，討論はございませんでした。討論を終結し，採決に入りました。議案第5号，阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については，賛成多数により，原案どおり可決いたしました。

委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず，原案に反対者の発言を許します。

4番，永井義一君。

○4番（永井義一君）　引き続きまして，私は，この議案第5号，阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について，反対討論を行います。

この条例案は，議案第3号でも話しましたが，人事評価に関する条例の制定であります。この人事評価制度を行うことは，職員が上司の顔色を伺ったりですね，また職員の目が住民に向かなくなるということが考えられます。人事評価そのものも私は確実にはでき切れないものだと思っております。よって，この条例の制定について反対をいたします。

○議長（柴原成一君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決しました。

議案第6号 阿見町行政不服審査会条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第6号、阿見町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、引き続きまして議案第6号、阿見町行政不服審査会条例の制定についてを御説明いたします。

質疑を許しましたところ、審理員というのがありますが、この審理員についてちょっと教えてくださいという質疑がございました。審査庁のほうでも審理員を指名して、その方にいろんな審理員の意見書等の作成をさせるわけなんですけども、弁護士さんのほうを予定していますという答弁がございました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第6号、阿見町行政不服審査会条例の制定については、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決しました。

議案第7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは引き続きまして、議案第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決しました。

議案第 8 号 阿見町町民活動センター条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第 6，議案第 8 号，阿見町町民活動センター条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る 2 月 23 日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは引き続きまして、議案第 8 号，阿見町町民活動センター条例の制定についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第 8 号，阿見町町民活動センター条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 8 号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案どおり可決することに決しました。

議案第 9 号 阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第 7，議案第 9 号，阿見町消費生活センターの組織及び運

営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は平成28年3月3日午前9時58分に開会し、午前10時48分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の5名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め12名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴された方が2名いらっしゃいました。

議案第9号、阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第9号、阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決しました。

議案第10号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第10号、学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月2日午後1時55分に開会し、午後2時48分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。傍聴者が2名ありました。

初めに、議案第10号、学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、義務教育学校と小中連携教育の違いについての質疑があり、義務教育学校は学校教育法に定められている学校で、9年間一貫してできる学校になります。勤務する教職員は小学校と中学校の両方の免許証がないと勤務できないことになっています。小中連携教育は、情報交換、交流することを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育を言いますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第10号、学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決しました。

議案第11号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第14号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第15号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第16号	阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について
議案第17号	阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第18号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第19号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第20号	阿見町行政組織条例の一部改正について
議案第21号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第22号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第23号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第24号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第25号	阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第11号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

条例の一部改正について、議案第14号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町行政組織条例の一部改正について、議案第21号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第22号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第23号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第24号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第25号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、以上15件を一括議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第11号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ、第2条というところで職務の1級から7級まであるんですが、その職務内容が伺いたい。今、1級から2級に上がるのは、大体普通平均何年ぐらいの月になるでしょうかという質疑に対し、2年ぐらいかと思うんですけども、はっきり言えないんですがという答弁がございました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第12号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、並びに、次に、議案第13号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、この2議案については、質疑、討論ともございませんでした。全委員が原案どおり賛成し、可決をいたしました。

次に、議案第14号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ、休暇の勤務時間ですが、単位期間ごとの期間につき、第1項の規定による週休日に加えて、当該職員の週休日を設けという文言があるかと思えます。ちょっとこの辺具体的に説明してくださいという質疑に対し、公民館とか図書館等でやっていると思うんですけども、土日出た場合には、出た分を次の週に指定するというところでございますという答弁がございました。

その他、質疑はなし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第14号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第15号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項、この各議案については、質疑、討論ともになく、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第20号、阿見町行政組織条例の一部改正についてを説明いたします。

質疑を許しましたところ、新しくなったところでは5部22課2室、町長公室の室長とは部長職ということになるんでしょうかという質疑に対し、町長公室も部の扱いとさせていただいておりますという答弁がございました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第20号、阿見町行政組織条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに続きまして、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許したところ、討論もなく、採決に入り、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、町立小学校に係る統合準備委員会の人数と本郷地区新小学校開校準備委員会の人数についての質疑があり、統合準備委員会は22名以内、本郷地区新小学校開校準備委員会は20名以内ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第21号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、減免処置について具体的に教えてくださいとの質疑があり、1つ目は、災害等により生活が著しく困難になったもの、またはこれに準ずると認められるもの、2つ目には、当該年度の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者、そのほかに、生活困窮というような条件を満たして、相談や面接をして、非常に給付が難しいというような方も対象となることがあります。平成27年度、該当がありませんでした。平成26年度、東日本大震災の関係で3件、25年度、2件の該当がありました。

質疑を終結し、討論を許しましたところ、討論なし。採決に入り、議案第21号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第22号、阿見町介護保険条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第23号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、認知症対応型通所介護事業は今までなかったということですが、方向づけてやっているのかどうかとの質疑に対し、通所介護、認知症サポーターの養成やあらゆる方向を含めて支えていきたいと考えており、介護、認知症を支える家族を支えるためにも介護サービスの充実を図っていったり、新オレンジプランに基づいても活動していきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第24号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、運営推進会議はおおむね6月に1回ということですが、これで対応できるのかどうかとの質疑があり、地域との連絡会議ですの

で、地域がどのように施設と関わり合いを持とうか、地域で施設に入っている入居者の方をどう支えていこうかということになりますので、個別のケースとは異なりますので、施設の運用に関しては話し合って進めていきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第25号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について質疑を許しましたところ、本郷小学校区放課後児童クラブは1カ所から2カ所に分かれますが、区分けと人員の配置はどのようになっているのかとの質疑があり、二区児童館と本郷小学校の空き教室に分かれますが、本郷小学校の方は定員は50名とさせていただきました。子供教室と放課後児童クラブの両方に登録した児童に限りということで周知しました。現在、49名ぐらいの利用人数ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、及び議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について、審査の結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許したところ、討論もなく、採決に入りました。議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、及び議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号から議案第25号までの15件についての委員長報告は、原案可決であります。

本15件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第25号までの15件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第26号	平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第27号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第28号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第29号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第30号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第31号	平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第32号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第33号	平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第27号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第28号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第30号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第31号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第32号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第33号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会所管事項を説明いたし

ます。

質疑を許しましたところ、1112の住民基本台帳事務費、実際、マイナンバー絡みで、この通知カード負担金ということで785万6,000円となっておりますが、この内容を教えてくださいという質疑がありました。それに対しまして、当初予算でこちらのほうの補助金のほうは1,630万8,000円だったんですけれども、今回785万6,000円計上した理由なんです、国のほうの補正予算というのが12月に決まりまして、当初予算では全国で1,000万枚想定 of 個人番号カードを想定していましたが、12月にさらに国のほうは1,500万枚の個人番号カードの追加見込みということで、その分が国の全体の予算が補正予算となりました。これに関してですけど、市町村の人口規模によって決められた額で歳出の補正をさせていただいているわけですよという答弁がございました。

次に、繰越明許費、6ページなんですけれども、文書管理法制事務費21万6,000円、これの内容を教えてくださいという質疑がございました。これに対しまして、町のほうが名誉棄損で訴訟を起こされてまして、今、係争中でございます。年度内に終わりませんので、繰越明許で繰り越させていただきましたという答弁がございました。

次に、この経過はどうなっているのですか、お尋ねいたしますという答弁がございました。それに対しまして、経過につきましては、準備書面によるやりとりが4回ほど、4回、5回それをやりまして、そのほか弁論準備手続というのを7回ほどやっております。弁論準備手続といいますのは、準備書面で言い分をお互いに出し合うんですけれども、その中でわかりにくい部分について、裁判官のほうからもう少し詳しく内容を示してください、もう少しわかりやすい資料を出してくださいというのがあります、その準備手続を7回ほど終わっております。先月です。口頭弁論で、本人尋問、あと証人尋問を二日にわたってやりました。続きが4月13日にもう一回、最終弁論をやると思います。弁護士さんの話では、それが最終になって、その後、判決、その最終弁論をやってから3カ月ぐらいかかるんじゃないかという話でしたという答弁がございました。

ほかに質疑がございませんでした。質疑を終結し、討論に入りました。反対討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りました。議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会所管事項は、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 引き続きまして、議案第26号、平成27年度阿

見町一般会計補正予算（第5号）、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域型保育事業のテナント活用の場所はどの辺でやられるのでしょうかとの質疑があり、カスミ阿見店のバイパス、道路を挟んで反対側になりますとの答弁がありました。

次に、成年後見制度利用支援事業について、成年後見人は何人ぐらいいるのかとの質疑に対し、基本的には家族、4親等以内の家族が申し出るのが原則ですが、ただ、申し出る人がいなかったり、経済的に困難な場合については町が申し立てたり、経済的な支援をするというのが原則です。今、一人進めている方に助成をしていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第27号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第31号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

議案第32号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第32号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、うち産業建設常任委員会所管事項について、審

査の結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、47ページの地域農業活性化事業のうち、調査委託料についてどのような調査をするのかという質問があり、執行部からは、地方創生加速化交付金を利用して、東京農業大学との産官学連携事業により実施するもので、首都圏販売促進事業、農商工連携による第6次産業化の人材育成、都市と農村をつなげるグリーンツーリズムを構築するようなことであるという答弁がありました。

さらに委員からは、47ページの農地集積総合支援事業の地域集積協力金の支払い時期について教えていただきたいという質問があり、執行部からは、今回の補正は全て地域集積協力金ということです。交付については、3月末までにお支払いができるよう手続を進めていますという答弁がありました。

また、委員から、51ページの大規模建築物等耐震化支援事業補助金の減額の原因について質問があり、執行部からは、目的は不特定多数の人々が利用する5,000平方メートル以上の大規模な病院、旅館等の耐震化を促進し、今後予想される首都圏直下地震等における被害を軽減することですが、阿見町においては東京医大の病院が対象となっています。中央病棟と南病棟が昭和56年以前の建築物ということで、耐震化を図るための補助金ですが、補助対象の面積が減少したことによる補助金の減少であるという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第28号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許したところ、討論もなく、採決に入りました。議案第28号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続いて、議案第29号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第29号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第30号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、委員から、5ページの雑入、損害賠償金の内容は何かという質問があり、執行部からは、処理汚泥の中に放射性物質が入った関係で、その調査及び処理等に係る東電からの賠償金であるという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論はなく、採決に入りました。議

案第30号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第33号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第33号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、永井義一君。

○4番（永井義一君） 私はこの議案第26号、平成27年度阿見町一般会計補正予算について反対討論を行います。

今回のこの補正予算で住民基本台帳事務費、いわゆるマイナンバー関連の予算ですが、27年度の当初予算から約1.27倍になっています。このマイナンバー関連の費用は莫大なもので、国庫支出金だからいいといっても、もともとはね、私たちの税金から成り立っているものです。このような税金の無駄遣いをなくすためにも、この補正予算に反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第26号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第26号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第27号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第28号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第31号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決することに決しました。

それではここで、暫時休憩いたします。会議の再開は、午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第34号	平成28年度阿見町一般会計予算
議案第35号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第36号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第37号	平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第38号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号	平成28年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第40号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第41号	平成28年度阿見町水道事業会計予算

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議案第34号、平成28年度阿見町一般会計予算、議案第35号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第36号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第37号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第38号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第39号、平成28年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第40号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号、平成28年度阿見町水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において予算特別委員会に付託いたしましたが、委

員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔予算特別委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○予算特別委員会委員長（浅野栄子君） この議会におけるメンバーでの会議は、24年度誕生議員として今日限りという最終日となりました。まさにメモリアルデイでございます。感慨深いものがございます。心をこめて委員長報告させていただきます。

それでは、命によりまして、予算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、2月26日、29日、3月1日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。審査の結果につきまして、御報告いたします。なお、審査の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

まず初めに、議案第34号、平成28年度阿見町一般会計予算につきましては、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算につきましては、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第36号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号、平成28年度阿見町介護保険特別会計予算につきましては……

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君に申し上げます。ただいまの議案番号が間違っています。再度お願いいたします。

○予算特別委員会委員長（浅野栄子君） 議案第39号。

○議長（柴原成一君） はい。

○予算特別委員会委員長（浅野栄子君） 議案第39号、平成28年度阿見町介護保険特別会計予算につきましては、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、

反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号、平成28年度阿見町水道事業会計予算につきましては、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、平成28年度一般会計予算及び特別会計予算の審議結果につきまして御報告いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第34号、平成28年度阿見町一般会計予算、議案第35号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第39号、平成28年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第40号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号、平成28年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず、一般会計ですけれども、予算特別委員会で話された内容を踏まえて、国体のセーリング会場の問題や運動公園の業務委託の内容、また、マイナンバー制度に関しての予算など、税金が町民のためにうまく使われているかどうか甚だ疑問を感じます。それと、一般会計からの特別会計への繰り出しですが、国保や介護に回すことにより、高い国保税の引き下げとか、介護保険料の引き上げを抑えることができるのではないかと思います。よって、平成28年度阿見町一般会計予算に反対をいたします。

次に、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計ですけれども、一般会計からの繰り出しをもっと増やすべきだと考えます。町民の負担をね、軽減することが、今、求められているんじゃないかと思います。特に、一般質問でも述べたように、法定外繰り入れ、これをですね、行うべきです。よって、この2点にも反対をいたします。

次に、後期高齢者医療制度特別会計ですけれども、これに関しましては、日本共産党としましても制度そのものに反対をしています。75歳までの医療のね、線引きをして、高齢者を別枠の医療制度に囲うこの特別会計には反対をいたします。

最後に、水道事業会計ですけれども、今回ね、一般質問の回答で、料金体系の見直しで前進がありました。それと普及率を増やすという、そのための配水管の埋設整備を行うことも、これは必要ですけれども、それだけではなく、この間続いている黒字をですね、町民に還元するという視点が抜けているのではないかと思います。よって、この水道会計にも反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

御異議、反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第34号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第38号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第41号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第41号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案どおり可決することに決しました。

議案第42号 町道路線の廃止について

議案第43号 町道路線の認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議案第42号、町道路線の廃止について、議案第43号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第42号、町道路線の廃止について、審査の結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、委員から、町道を廃止した部分で、その道路敷地については隣接地権者等に売却するというようなことはあるのかという質問があり、執行部からは、路線を廃止したところは道路がないところ、道路が通れなくなっているところなどで、そういうところの町道を廃止させていただいていますという答弁がありました。

その他、質疑はなく、討論を許したところ、討論はなく、採決に入りました。議案第42号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続いて、議案第43号、町道路線の認定について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許しましたところ、討論もなく、採決に入りました。議案第43号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号から議案第43号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第43号までの2件は原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第13、請願第1号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

本案については、去る2月23日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の経過報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、請願第1号、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員から説明をいただき、その後、質疑を許しましたところ、委員からは、特許とかの関係については、批准することによって日本も利益があると思いますが、その辺のところについてはどのように考えていますかという質問があり、紹介議員からは、T P Pについては立場によって利害が異なる部分があると思います。今回の請願提出者は県南農民組合からで、農家としては大打撃を受けてしまうということで批准をしないように請願を提出しているということだという説明がありました。

さらに委員からは、自民党としては必ず農業を守ると言っています。それは信頼するしかないと思いますが、どうですかという質問があり、紹介議員からは、もちろん自民党も農家を潰そうとは思っていないと思います。ただ、実際に批准されて発行されていくと、関税も再協議せざるを得ない危険性があり、歯どめをかけたいということで提出されていますという説明がありました。

その他の質疑はなく、討論に入りました。討論では、T P Pは農業だけではなく、自動車とか部品とか、さまざまな分野に関係をしています。国として基本的に農業を守ると約束していますので、それを信じたいと思いますと反対討論がありました。

その他、討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。請願第1号、T P P協定を国会で

批准しないことを求める請願については、全委員が反対し、不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっとお伺いしますけれども、紹介議員でも構わないわけですよね、発言は。はい、わかりました。

委員会の中で不採択ということになってしまったんですけども、実際、この間、自民党が2013年にはTPPで重要5品目は守ると、関税撤廃は守るということなんですけども、実際、今のところ、昨日かな、国会に提出されています。関税の撤廃という交渉すら、もうね、放棄してるという中で、やはり農家のほうとしては、かなりこれはTPPが出されたら大打撃を受けるんじゃないかと。これは実際、農水省の試算とほかの国の試算なんですけども、農水省の試算で見ると、かなり日本の農家に大打撃になると。やはりこのTPPの今回のですね、国会の批准は非常に拙速ではないかと私は思います。

よって、私は賛成討論いたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、不採択であります。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第14、議員提出議案第1号、阿見町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番佐藤幸明君，登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） 議員提出議案第1号，阿見町議会委員会条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，阿見町行政組織条例の一部改正に伴い，常任委員会の所管事項を改めるために提案するものであります。

内容は，総務部の前に町長公室を加え，町民部を町民生活部に改め，生活産業部，都市整備部を産業建設部に改めるものであります。

提出者，阿見町議会議員佐藤幸明。賛成者，阿見町議会議員藤井孝幸，同じく諏訪原実，同じく倉持松雄，同じく紙井和美，同じく難波千香子。以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は，会議規則第39条第2項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず，原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって，議員提出議案第1号は原案どおり可決することに決しました。

阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（柴原成一君） 次に、日程第15、阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、阿見町選挙管理委員に栗山利彦君、大川信一郎君、坪田龍二君、大室雅彦君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の諸君を阿見町選挙管理委員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、栗山利彦君、大川信一郎君、坪田龍二君、大室雅彦君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員に当選されました。

次に、阿見町選挙管理委員補充員には、長谷川義洋君、友保杉夫君、小泉治久君、長沼正男君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の諸君を阿見町選挙管理委員補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、長谷川義洋君、友保杉夫君、小泉治久君、長沼正男君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員補充員に当選されました。

議会活性化について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第16、議会活性化について。本案につきましては、議会活性化特別委員会に付議されている案件であります。

委員会の審査経過につきましては、委員長より報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会活性化特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会活性化特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、議会活性化について御報告申し上げ

げます。

議会活性化特別委員会は、平成25年6月21日に設置され、同年7月25日に第1回委員会を開催し、今後の検討事項を協議しました。まず初めに、予算要望の方法について見直しを行いました。翌年度の当初予算に反映できるよう、例年よりも早目に要望書を作成し、執行部へ提出し、その後、回答を受け、再度執行部と協議を行い、当初予算への計上をお願いするという方法に変更しました。

次に、平成26年3月より予算特別委員会、同年9月より決算特別委員会を設置し、予算・決算の審議を特別委員会に付託することにより、全議員により深まった議論ができるように変更しました。

次に、平成26年第2回定例会において、政治倫理条例の一部改正を議員提出議案にて提案し、第4条、町の工事等に関する遵守事項について、条文をより明確化しました。

次に、町議会議員のあて職の見直しを行い、議員改選後の平成28年4月1日より適用することとしました。

最後に、当議会においても議会基本条例を制定することを目的に、平成26年7月に大洗町議会及び鉾田市議会を視察研修し、検討を始めました。一般質問の質問時間の短縮、反問権の付与などの条例の文言の整理を行い、たたき台を作成し、全員協議会で報告、条例案の了承を得ました。

その後、パブリックコメントや町民説明会を開催し、町民の皆様の貴重な御意見を考慮し、平成27年12月8日の特別委員会で最終的な条例案を決定しました。平成27年第4回定例会最終日に議員提出議案で阿見町議会基本条例の制定についてを提案し、全議員の賛成により可決されました。

この議会基本条例は、議員改選後の平成28年4月1日より施行されることとし、終了いたしました。

12月8日を最後に、合計23回の特別委員会を開催してきましたが、最後に、これまでの委員会活動に御協力をいただいた執行部の方々や議員の皆様に、そして、この調査に対して御協力をいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

入札及び契約に関する調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第17、入札及び契約に関する調査について。本案につきましては、入札及び契約に関する調査特別委員会に付議されている案件であります。委員会の審

査経過につきましては、委員長より報告を求めます。

入札及び契約に関する調査特別委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔入札及び契約に関する調査特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○入札及び契約に関する調査特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、入札及び契約に関する調査について御報告申し上げます。

入札及び契約に関する調査特別委員会は、平成26年7月24日に設置され、同年7月29日に第1回特別委員会を開催し、執行部より入札及び契約制度について説明を受けました。また、電子入札については、つくば市及び土浦市へ視察研修し、調査研究してまいりました。執行部におかれましては、一般競争入札の予定価格公表について、原則、事後公表に変更するなど、随時制度改正を行っており、今後、電子入札についても検討していくとのことでした。

さらに、平成28年2月1日に、阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領第11条による警告書の交付について、執行部に対し13項目の質問事項を提出し、同年2月15日の特別委員会において説明がありました。

回答書の内容は、①違反の事実を発見した経緯については、過去10年間の調査を行った結果、2者の違反の事実が判明したとのこと。②違反の事実を調査した時期については、約4カ月間で調査したとのこと。③違反の原因については、当該建設業者及び町担当職員が、建設業法の認識不足により今般の事態を招いたとのこと。④違反業者への聞き取りについては、2者にそれぞれ1回ずつ行ったとのこと。⑤処分——警告書のことを指しております——の手續については、審査会を開催し、内容を精査して手續を行ったとのこと。⑥警告書の処分内容については、文書による警告を行うことが適切であると判断したとのこと。⑦警告書の工事名及び工事期間については非公開とのこと。⑧建設業法違反に時効はあるのかについては、原則として、調査は当該不正行為等があったときから3年以内に行うとのこと。⑨現場代理人の常駐義務違反の事実はどのように調査したのかについては、建設業法違反と同様に調査を行ったとのこと。⑩建設業法違反調査への町長の関与及び指示については、審査会の結果を町長に報告し、その承認を受け、対処したとのこと。⑪職員への再発防止のための教育、研修については、マニュアル等を作成し、年度当初の入札契約事務担当職員説明会にて周知徹底したとのこと。⑫業者への指示及び研修等の再発防止策については、阿見町建設業協会が開催した研修会において、現場代理人、主任技術者、監理技術者等配置運用について説明したとのこと。⑬警告を発して以降、町内での建設業法違反の事実についてはないとのこと。

執行部からの質問に対する回答は以上でありました。

特別委員会としては、公共工事を受注した企業が工事实績情報をデータ登録すれば、そのデータを利用し、建設会社の技術力を公正に評価することができるコリンズ登録の取り入れや社

会保険の加入状況の確認，阿見町競争入札参加資格審査会の議事録の作成を行うことなどを執行部に対して提言いたしました。

入札及び契約制度については，今後，随時改善を行い，よりよい制度となることをお願いし，終了いたしました。

2月15日を最後に，合計5回の特別委員会を開催してきましたが，最後に，これまでの委員会活動に御協力をいただいた執行部の方々や議員の皆様，そして，調査に対して御協力をいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に，日程第18，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますので，発言を許します。

町長天田富司男君。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成28年第1回定例会の閉会に当たりまして，一言御挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました議案につきまして，慎重審議の上，全議案議決いただきましたことを心から御礼を申し上げます。

本定例会初日の施政方針でも述べましたが，当町では厳しい財政状況が続くものですね，圏央道の延伸に伴う経済効果が期待できるなど，非常に明るい材料が多く見受けられます。このような環境の変化を好機と捉え，阿見町第6次総合計画や町版総合戦略に位置づけられた重

要プロジェクトである定住促進や安全、安心に関する施策を進め、笑顔のあふれるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、今日、議会の始めに議長が3.11東日本大震災のことをお話しされ、黙祷を皆さんでさせていただきました。3月11日、ひもといってみますと、23年の第1回のこういう議会でありました、予算議会でありました。4人の一般質問があり、2時32分に議会が終了し、そして3時から全協という中で、2時46分に地震が起きたという、まだまだ記憶に新しいところであります。早く復興が整い、そして、安心して暮らせるような、そういう地域になっていただきたいなど、そう思っております。

今月いっぱい議員の任期が満了となります。今期で勇退される方、本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。特に、今回特別委員長をしていただいた浅野議員におかれましては、本当にすばらしいかじ取りをしていただいたことに心から感謝を申し上げます。今後一町民として、町政に対する変わらずの御協力と御支援を賜りますようお願いするとともに、これからの人生が実り多いものになりますよう、お祈り申し上げます。また、来る3月27日の町議会議員選挙に出馬される皆様におかれましては、また皆様とこの場所でお会いできることを御期待申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、どうぞ御自愛の上、健康で、ますます御活躍いただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての私の挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（柴原成一君） ありがとうございました。

それでは、ここで議長より発言いたします。私、平成26年4月から2年間議長職を務めさせていただきました。その2年間、皆様の御協力に感謝を申し上げ、挨拶といたします。ありがとうございました。

それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これもちまして、平成28年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 浅 野 栄 子

署 名 員 藤 井 孝 幸

参 考 资 料

平成28年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第3号	阿見町職員の降給に関する条例の制定について
	議案第4号	阿見町職員の退職管理に関する条例の制定について
	議案第5号	阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
	議案第6号	阿見町行政不服審査会条例の制定について
	議案第7号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第8号	阿見町町民活動センター条例の制定について
	議案第11号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第13号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第14号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第15号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町職員の再任用に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第19号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第20号	阿見町行政組織条例の一部改正について
	議案第26号	平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 総務常任委員会所管事項

<p style="text-align: center;">民 生 教 育 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第10号</p> <p>議案第18号</p> <p>議案第19号</p> <p>議案第21号</p> <p>議案第22号</p> <p>議案第23号</p> <p>議案第24号</p> <p>議案第25号</p> <p>議案第26号</p> <p>議案第27号</p> <p>議案第31号</p> <p>議案第32号</p>	<p>学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p> <p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>阿見町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>阿見町介護保険条例の一部改正について</p> <p>阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について</p> <p>平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>平成27年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p>
<p style="text-align: center;">産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第9号</p> <p>議案第18号</p> <p>議案第19号</p>	<p>阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について</p> <p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項</p>

<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第26号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第33号 議案第42号 議案第43号 請願第1号</p>	<p>平成27年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） 平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号） 町道路線の廃止について 町道路線の認定について T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願</p>
<p>予算特別委員会</p>	<p>議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号 議案第41号</p>	<p>平成28年度阿見町一般会計予算 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計予算 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算 平成28年度阿見町介護保険特別会計予算 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 平成28年度阿見町水道事業会計予算</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成27年12月～平成28年 2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	2月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程等について ・阿見町議会委員会条例の一部改正について ・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙について ・その他
入札及び契約に関する調査特別委員会	2月15日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領第11条による警告書(阿管第25号及び同26号, 平成26年10月22日付)の交付について ・その他
総務 常任委員会	1月20日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月22日付, 阿見町建設工事等請負業者指名停止等警告書交付の経緯調査に係る連合委員会について ・その他
	1月28日 ～ 1月29日	兵庫県神戸市 愛知県日進市	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や災害に対する防災や減災への取り組み等について (人と防災未来センター) ・自主防災組織について
産業建設 常任委員会	12月24日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月22日付, 阿見町建設工事等請負業者指名停止等警告書交付の経緯調査に係る連合委員会について

産 業 建 設 常 任 委 員 会			・その他
	1月21日	神奈川県海老 名市	・中小企業振興支援事業とその成果
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	1月7日	第2委員会室	・議会だより第147号の発行について ・その他
	1月22日	第2委員会室	・議会だより第147号の発行について ・その他
	2月1日	第2委員会室	・議会だより第147号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	1月20日	全員協議会室	・道の駅整備に関する進捗状況について ・阿見町地域再生計画の策定状況等につ いて ・その他
	2月1日	全員協議会室	・平成28年度阿見町予算内示について ・平成28年度行政組織機構の見直しにつ いて ・その他
	2月15日	全員協議会室	・阿見町職員の給与に関する条例等の一 部改正について ・阿見町職員の勤務時間、休暇等に関す る条例の一部改正について ・阿見町職員の降給に関する条例等の制 定について ・阿見町行政不服審査会条例等の制定に

全 員 協 議 会	2月15日	全員協議会室	<p>ついて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・ 地方創生加速化交付金について ・ 阿見町町民活動センター条例の制定について ・ 平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金等について ・ 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について ・ 公的病院等運営費補助金について ・ 阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について ・ 土浦市の可燃ごみ受入について ・ 都市計画道路再検討の結果について ・ 阿見町立学校再編計画及び本郷地区新小学校建設工事実施設計の進捗状況について ・ 阿見町総合教育会議について ・ 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・ その他
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月17日	第1回全員協議会 ・平成28年第1回組合議会定例会提出予定案件について		久保谷充
牛久市・阿見町斎場組合	2月21日	第1回定例会 ・平成27年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・平成28年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算 ・牛久市・阿見町斎場組合監査委員の選任について	原案可決 原案可決 鴨目秀夫氏 （牛久市）	倉持松雄 浅野栄子 難波千香子
茨城県後期高齢者医療広域連合会	2月5日	第1回全員協議会 ・平成28年度及び平成29年度の後期高齢者医療保険料率について ・広域連合長提出予定議案の概略説明について ・平成28年第1回広域連合議会定例会開会までの日程等について		難波千香子
稲敷地方広域市町村圏事務組合	2月12日	全員協議会 ・平成28年度予算案の概要について ・養護老人ホーム民営化進捗状況について		佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博

請 願 文 書 表

平成28年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	住 所 氏 名 提 出 者	紹 介 議 員 名	議 決 結 果
1	平成 28 年 2 月 16 日	<p>1. 件 名 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願</p> <p>2. 主 旨 T P P（環太平洋パートナーシップ）協定は、2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「T P P対策費」を含む補正予算を通し、約2,900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。</p> <p>一方T P P協定は、少なくともG D Pで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、T P P「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。</p> <p>協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。</p> <p>また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。T P Pと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。</p> <p>以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p>	茨 城 県 農 民 組 合 新 川 組 合 長 2 9 7 洪 谷 俊 昭	永 井 義 一 ・ 飯 野 良 治	

1	(請願事項) 1. 国会決議に違反する T P P 協定の批准は行わないこと。			
---	--	--	--	--